Ⅰ-1 子ども虐待とは

<法令における児童福祉の理念>

「子ども虐待」は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、子どもに対する最も重大な人権侵害である。

子ども虐待は家庭の中で起こることから、その発見が難しい。また、子ども虐待の背景には、核家族化や人間関係の希薄化といった現代の社会、地域、家庭の構造的・複合的な問題がある。このような子育てがしづらい状況から、どこの家庭でも起こりうる現象としてとらえ、社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。

平成 28 年の児童福祉法の改正では、昭和 22 年の制定以来、初めて第 1 条の理念規定について改正がなされ、子どもが権利の主体であることが明示された。

また、千葉県では、平成29年4月に「千葉県子どもを虐待から守る条例」が施行された。その前文においては「全ての子どもが虐待から守られ、幸せを実感しながら成長できる千葉県」を目指すことが謳われている。

加えて、平成28年の法改正では、母子保健法も併せて改正され、母子保健活動が子ども虐待の予防や早期発見に資することを念頭に置くことが明記され、発生の予防、早期対応、自立支援までの各段階において切れ目なく支援を行うことが法的にも整理された。

未来を担う子どもたちが健やかに育っていくために、県、市町村及び関係機関は、それぞれの役割を適切に果たし、子どもの最善の利益の実現のために連携して対応することが求められている。

<県及び市町村の責務>

平成28年の法改正では、児童福祉法第2条において、子どもの健全育成について、保護者が第一義的な責任を負い、国及び地方公共団体は保護者と共に責任を負うことが明示され、第3条では国及び地方公共団体それぞれの責務が明確にされている。これまでも市町村及び県は子ども虐待対応をはじめとして子どもの最善の利益の実現のために支援を行ってきたが、それらがより明確に位置づけられたと言える。

法令の規定により、虐待対応は、県や市町村の責務となっている。

- ① 平成 16 年の児童福祉法改正により、平成 17 年 4 月から、市町村は児童家庭相談を行うことが規定された。
- ② 平成 16 年の児童虐待の防止等に関する法律(以下、「児童虐待防止法」という)改正により、同年 10 月から、子ども虐待の防止から自立支援に関する国や都道府県・市町村の責務が規定された。また、子ども虐待は人権侵害であることが明記され、虐待の定義や通告範囲も拡大されるとともに、平成 17 年 4 月から、虐待の通告先が市町村、都道府県の福祉事務所、児童相談所となった。

<子ども虐待の定義>

児童虐待防止法の定義では、児童虐待を「保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、 児童を現に監護するもの)による児童(18 歳未満の子ども)に対する身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待」としている。

親権者や未成年後見人であっても、子どもの養育を他人に委ねている場合は、保護者ではない。 他方で、親権者や未成年後見人でなくても、例えば、子どもの母親と内縁関係にある者も、子ども を現実に監護、保護している場合には保護者に該当する、と考える。

なお、児童虐待防止法第3条には「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と規定されている。

保護者以外の者から虐待を受けている子どもは、児童福祉法の「要保護児童」に該当し、保護の対象となることは言うまでもない。

児童虐待防止法

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

Ⅰ-2 虐待対応の基本原則

1. 虐待の類型

- ① 身体的虐待
 - ・ 打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこな どによる火傷などの外傷を生じるような行為。
 - ・ 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、おぼれさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、(体罰の意図を持ち)食事を抜く、戸外に締め出す、縄などにより一室に拘束するなどの行為。
 - ・ 意図的に子どもを病気にさせる。 など

② 性的虐待

- ・ 子どもへの性交、性的行為(教唆を含む)。
- 子どもの性器を触る又は子どもに触らせるなどの性的行為(教唆を含む)。
- 子どもに性器や性交を見せる。
- 子どもをポルノグラフィーの被写体などにする。 など

③ ネグレクト

子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。

例えば、「重大な病気になっても病院に連れて行かない」、「乳幼児を家に残したまま外出する」など。

なお、親がパチンコに熱中している間、乳幼児を自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児だけを家に残して火災で子どもが焼死したりする 事件も、ネグレクトという虐待の結果であることに留意する。

- ・子どもの意思に反して学校等に登校させない。子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもの教育を保障する努力をしない。
- ・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断など)。
- ・食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢。 例えば、「適切な食事を与えない」、「下着など長期間ひどく不潔なままにする」、「極端に 不潔な環境の中で生活をさせる」など。
- ・ 子どもを遺棄したり、置き去りにする。
- ・ 祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が①、②又は ④に掲げる行為と同様の行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。 など

④ 心理的虐待

- ・ 言葉による脅かし、脅迫など。
- 子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
- 子どもの心を傷付けることを繰り返し言う。
- ・ 子どもの自尊心を傷付けるような言動など。
- ・ 他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする。
- ・ 配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう。
- 子どものきょうだいに、①~④の行為を行う。 など

なお、身体的虐待に関連して、令和元年の改正児童虐待防止法においては、「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法(明治29年法律第89号)第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。」とされ、体罰が民法上の懲戒権の範囲外であることが示された。

参考 医療に関する知識

- ① 硬膜下血腫(歩行開始前の乳児の硬膜下血腫の95%は虐待と言われている)
- ② **乳幼児揺さぶられ症候群**(Shaken Baby Syndrome SBS) 子どもの首が激しく揺さぶられることで頭蓋内出血(硬膜下血腫が多い)や脳の断裂を起こすことが

于ともの自か激しく揺さふられることで顕蓋内出血(硬膜ト血腫が多い)や脳の断裂を起こすことがある。発症は乳児が中心だが、それ以上の年齢でも起こりうる。眼底の出血を伴うことが多いので、 眼科的診察が必要となる。

③ 代理によるミュンヒハウゼン症候群(Münchhausen Syndrome by Proxy MSBP)

MSBPとは保護者が巧妙な虚偽や症状の捏造によって、子どもに病的な状態を持続的に造り出す、子ども虐待の一形態である。MSBPは致死率の高い虐待の形であり、MSBPの保護者は実母が非常に多い。

MSBP は、比較的良い全身状態にもかかわらず重篤な検査所見がある、保護者の報告との乖離、不自然な検査所見の組合せや推移、一般の医学では考えにくい症状、子どもと離れない不自然な保護者の態度などから疑われるが、医療者が疑いを持つまでに長期間を要することも少なくなく、確定するのは困難を伴う。

子どもを守ることができて、確証を得られるのは、保護者と子どもを分離して、症状の消失を確かめることによるが、分離には保護者が抵抗することが多く、一時保護が必要になることが多い。

2. 子どもへの影響

虐待の子どもへの影響は、虐待を受けていた期間、虐待の態様、子どもの年齢や性格等によりさまざまであるが、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響について、いくつかの共通した特徴がみられる。虐待は子どもの心身に深い影響を残し、回復に長期間の治療やケアが必要となる。

(1) 身体的影響

打撲、熱傷など外から見てわかる傷、骨折、頭蓋内出血など外から見えない傷、栄養障害や体 重増加不良、低身長。

愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもある。

最近の研究では、保護者から暴力や暴言を受けた子どもの脳に委縮が見られた、との知見も明らかになりつつある。

(2) 知的発達面への影響

安心できない環境での生活により、落ち着いて学習に向かうことができない場合や、学校への

登校もままならない場合などにより、もともとの能力に比しても発達が十分に得られないことがある。

また、保護者が子どもの知的発達にとって必要なやり取りを行わない場合や、年齢や発達レベルにそぐわない過大な要求をする場合があり、その結果として子どもの知的発達を阻害してしまうことがある。

(3) 心理的影響

① 対人関係の障害

子どもにとって最も安心を与えられる存在であるはずの保護者から虐待を受けることにより、 子どもは欲求を適切に満たされることのない状態となり、愛着対象との基本的な信頼関係を 構築することができなくなる。その結果、他人を信頼し愛着関係を形成することが困難にな り、対人関係における問題を生じることがある。

② 低い自己評価

子どもは、自分が悪いから虐待されると思うことや、自分は愛情を受けるに値する存在では ないと感じることがあり、自己評価が低下し、自己肯定感を持てない状態となることがある。

③ 行動コントロールの問題

保護者から暴力を受けた子どもは、暴力で問題を解決することを学習し、学校や地域で粗暴な行動をとるようになり、攻撃的・衝動的な行動をとったり、欲求のままに行動する場合がある。

4) 多動

虐待を受けて養育されることは、子どもを刺激に対して過敏にさせることがあり、落ち着きのない行動が現れることがある。ADHD に似た症状を示すため、その鑑別が必要となる場合がある。

⑤ 心的外傷後ストレス障害

受けた心の傷(トラウマ)は適切な治療を受けないまま放置されると将来にわたって心的外傷後ストレス障害(PTSD)として残り、思春期等に至って問題行動として出現する場合がある。

⑥ 偽成熟性

大人の顔色を見ながら生活することから、大人の欲求に従って先取りした行動をとることがある。精神的に不安定な保護者に代わり、大人としての役割分担を果たさなければならないこともあり、ある面では大人びた行動をとることがある。一見よくできた子どもに思える一方で、思春期等に問題が表出することもある。

⑦ 精神的症状

反復性のトラウマにより、精神的に病的な症状を呈することがある。例えば、記憶障害、意識がもうろうとした状態、さらには強い防衛機制としての解離が出現し、解離性同一性障害に至る場合もある。

参考マルトリートメント(不適切な養育)

「マルトリートメント」は、「大人の子どもへの不適切な関わり」を意味する用語である。子ども虐待の意味を広く捉えた概念であり、虐待重症度のレッドゾーン、イエローゾーンだけでなく、グレーゾーンのレベルまでを含む概念である(・レッドゾーン、イエローゾーン、グレーゾーンの区別については P12 参照)。

3. 子ども虐待の発生要因

子ども虐待の発生要因としては、様々な背景・要因が複合的に絡み合う。

虐待発生の4つの背景や要因

① 保護者側の事情

被虐待歴、愛着不全、社会的未成熟、人格の偏り、精神疾患、薬物依存、知的障害などによる養育能力の問題、子ども理解の歪み、不適切な育児方法の獲得、DV(単なる不和ではない支配-被支配関係)など (⑤DVについては本編 P125~128 も参照)

② 家庭内のストレス

経済困窮、家族関係の不和、看護・介護を要する状況、育児負担の過重、転居・転職など

③ 社会的孤立

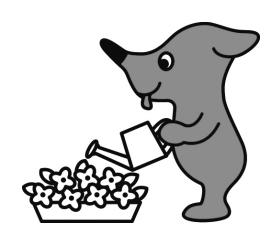
親戚、友人、近隣、関係機関等との社会的なつながりがないなど

④ 保護者から見た子どもの問題

発達の問題、障害や性格などを起因とする育てにくさ、期待に応えない行動など

参考 しつけか虐待か

「虐待の定義はあくまで子ども側の定義であり、親の意図とは無関係です。その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから、虐待と言うのではありません。親はいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っていても、子ども側にとって有害な行為であれば虐待なのです。我々がその行為を親の意図で判断するのではなく、子どもにとって有害かどうかで判断するように視点を変えなければなりません。」(小林美智子、1994)



重要! 体罰禁止条項採択

平成28年の児童福祉法等の改正で、子どもが権利の主体に位置付けられ、児童虐待の防止等に関する法律に「親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない」旨明記されました。そして、平成29年5月15日に、厚労省母子保健課から「愛のむちゼロ作戦」のリーフレットも配信されました。



http://sukoyaka21.jp/poster

画期的な内容が記載されているこのリーフレットを家庭に届ける際、千葉県児童相談所では、さらに、「子育てに体罰や暴言を使わない」かわりにどうするか、その具体的な提案として非暴力コミュニケーションのコツがまとめられている、「機中八策®」のリーフレットも同時に配布することを試みています。



しかし、その後も深刻な虐待を受けて児童がキズつく事例が相次ぎ、社会的な関心の高まりもあり、 虐待通告件数も増加しつづけています。

そして、令和元年の児童虐待の防止等に関する法律の改正で、親権者らは児童のしつけに際し「体罰 を加えてはならない」ことの規定が盛り込まれ、令和2年2月には厚生労働省により「体罰等によらな い子育てのために」がとりまとめられました。

いっぽう、世界の潮流として、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、1989年の国連 総会において採択され1990年に発効しています。日本はそれを1994年に批准しました。

また、2015年に、国連に加盟する193か国がより良き将来を実現するために採択した「持続可 能な開発目標(SDGs)」の中の16.2には、「子どもに対する虐待、搾取、人身売買およびあらゆ る形態の暴力および拷問を撲滅する。」ことが明記されています。



















13 気候変動に 具体的な対策を

















さらに、日本は2018年2月、子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ(GPeV A C: Global Partnership to end Violence Against Children) に参加し、国内の子どもに対する暴 力撲滅に向けて取り組むことをコミットするパスファインディング国となっています。



End Violence Against Children

THE GLOBAL **PARTNERSHIP**

~できたらいいなと思うこと~

子ども虐待状況が発生してから関わるよりも、発生する前に手が打てるといいですよね。虐待が起き る前の予防策を社会的に構築していくことに、わたしたちも貢献できたらと思います。さまざまな子育 て支援サービス等の充実やプログラムの提供は必要です。しかし、それだけでは体罰や暴言は減ってい きません。社会全体の体罰や不適切養育を容認する育児文化の修正に向けて、『非暴力が当たり前な"文 化"』が定着するため、できることに取り組んでいきたいと思います。

> ~すべては子どもの笑顔のために、守り、育み、社会へ~ "ひどいおとぎばなし"より"ほまれかがやきを" そして、たくさんの成功体験を地域で!!

Ⅰ-2 虐待対応の基本原則

1. 子どもの最善の利益

虐待対応において、求められる社会的要請は、子どもの最善の利益を図ることである。そのためには、時に保護者の意に反しても子どもの立場に立つ対応をしなければならない。保護者との関係性を重視するあまり、子どもの虐待による被害についての認識が薄れてしまうことは、最も避けなければいけない。子ども虐待では児童相談所や市町村、関係機関等の対応の誤りにより、取り返しのつかない事態が生じる可能性があるからである。

一方で、子どもの最善の利益は、子どもを健やかに育成する責任がある保護者と協働しなければ、 図れないのもまた事実である。子どもの安全を確保するために保護者の話に耳を傾け、その家族の 持つ健康な側面、可能性などのプラス要因「強み」に関心を払うことにも力を注がなければならな い。目標は常に子どもの安全、子どもの最善の利益である。

援助方針の決定に当たっては、子どもの意向を尊重するとともに、最善の利益の確保に努めるものとしなければならない。子どもの声を反映したケースワークを展開できるよう、対応職員の資質向上を図ること、子どもが自らの意見を表明するしくみを整えることが求められる。

2. 複数による迅速な対応

市町村・児童相談所は虐待の通告等を受けた際には、速やかに緊急受理会議を開催し、組織として方針や具体的な対応を決めるなど、迅速な対応を心がける。緊急度が高いものを最優先して、子どもの安全確認や事実確認をする。保護者への対応、ポイントとなる調査、関係機関との協議などの際には、対応を適切に行うために、担当者ひとりの判断で対応をせず、複数の職員により対応し、多面的で効率的な情報収集を心がけるとともに、調査方法の妥当性・情報の客観性を確保する。

3. 家族全体の総合的なアセスメントと支援計画

虐待が生じる家族は、経済的問題、近隣との関係、住環境をはじめ保護者の夫婦関係、保護者の性格、疾患、子どもの育てにくさなどさまざまな問題が重複し、複雑に絡んでいることが多い。それら虐待のリスク要因とその関係を整理し、虐待の内容・程度、子どもの状態をはじめきょうだい、保護者の状況、世代間連鎖の有無、支援者の存在等も含め家族全体を視野に入れたアセスメント(情報収集とその評価、ケースの見立て)から支援計画を導き出すことが重要である。また、家族の持つ健康な側面、部分的ではあっても機能している養育能力、変化の可能性などのプラス要因「強み」を引き出す視点もアセスメントの中に取り入れることが求められる。

状況の変化に応じたアセスメントを行うとともに、主訴にかかわらず、虐待の可能性のある事例に関しては、虐待を意識したアセスメントを行う。最新の情報を得る上では、児童相談所と市町村をはじめ、関係機関との細やかな情報交換や連携を図ることが必要である。

4. 組織的対応と進行管理

虐待ケースへの対応には、多角的な視点による判断とその統合が必要で、そのプロセスを常に明確にするよう努める。また、ケースの状況が変化したり、関わりがこう着状態に陥ったりした場合はもとより、継続的に関わっているケースや親子分離しているケースにおいても、適切な時期に再アセスメントし、支援計画修正等の方針決定を行うというケースマネジメントを行う。それらの決

定は、子どもにとって最善の策を選択するために、市町村(要保護児童対策地域協議会)・児童相談 所が組織としての責任に基づいて行う。

家庭状況やその他の要因により虐待ケースの様相は変化するものである。ケースについては、担当者だけでなく、進捗状況や支援内容を虐待業務対応システムの一環として把握する。支援状況については「市町村子ども虐待対応の実務」(写本編 P20)「児童相談所子ども虐待事例対応フローチャート」(写本編 P81) にしたがって、定められた書式により記録し、リスクアセスメントシート(写書式編 P3) により重篤度のリスク評価を行う。また、緊急度や重篤度等に応じて次回報告日を指定することにより、各局面における援助が適切に機能しているかを組織として進行管理する。

5. 児童相談所における権限の行使

児童相談所は、職権による一時保護や施設入所決定、家庭裁判所申立などの権限を発動する役割を社会的使命として担っている。この権限は児童相談所にのみ付与されている。行政権限による対応は、事態の打開や子どもにとって望ましい支援につながるだけでなく、保護者との関係の転機となる場合もある。実行に際しては、早い段階で分かりやすく保護者にその主旨を説明することが必要である。

市町村や関係機関から権限行使の要請があった場合には、必ず聴き取りや訪問調査の上、その可否について判断し、その結果を要請のあった市町村等にフィードバックすることが必要である。

6. 児童相談所、市町村、関係機関との連携強化と役割分担

多様な問題を抱えている家族に対しては、福祉・保健・医療・教育・警察・弁護士等の関係機関が連携し、適切な役割分担のもとに多面的、継続的支援を展開することが必要である。そのために児童相談所は今まで以上に、援助方針をはじめ各局面における判断基準や意思決定プロセスに関して市町村や関係機関に対して十分に説明をすることが必要である。

また、児童相談所は子ども虐待に対して一機関の判断だけで対応するのでなく、初期対応から子どもの自立支援まで、その家族を支える関係機関の合意を形成するよう心がける。特に市町村に対しては、ともに虐待対応の主体者であることを認識した連携を行う。また、児童相談所は緊急度アセスメントシート(☞書式編 P1)を市町村との共通のものさしとして活用し、ケースに関する認識や援助目標の共有化を図ることが必要である。そのことにより、複数機関の機能を有効に活用し、お互いの支援の隙間に落とさない一連の虐待対応が可能となる。

児童相談所は親子分離したケースについても、里親・施設とも密接に連携し、子ども・家庭への切れ目のない支援が円滑に展開するよう努める。その際には、要保護児童対策地域協議会などを活用して、関係機関と情報や援助方針を共有し、支援につなげることが基本となる。

7. 児童相談所、市町村等における家族関係支援

安全を図るために子どもを家庭から分離することは、支援の手段であって目標ではない。「子どもの最善の利益」を保障する観点から、子どもが自立していくために家族との適切な関係構築は大切なものであるが、それは必ずしも家族との同居生活とは限らない。そのため、千葉県ではあえて「家族再統合」という言葉ではなく、「家族関係支援」という言葉により、適切な親子関係を基本とする家族関係の可能性を探る。

家族関係支援の際には、子どもが心の中で家族と和解することの意味や、自身の責任ではないの

に、子どもが家族や地域から離れて生活することを引受けなければならない理不尽さにも十分配慮することが求められる。支援者が保護者と協働的な関係構築に努める目的は、子ども自身が家族や友人その他子どもにとって大切なものとの関係を切らないための、また社会の一員として認められる存在であるための方法を見出し、提供し、育ちを支援することにある。

痛ましい事件が二度と起きないために ~児童虐待死亡事例検証報告書(第5次答申)~

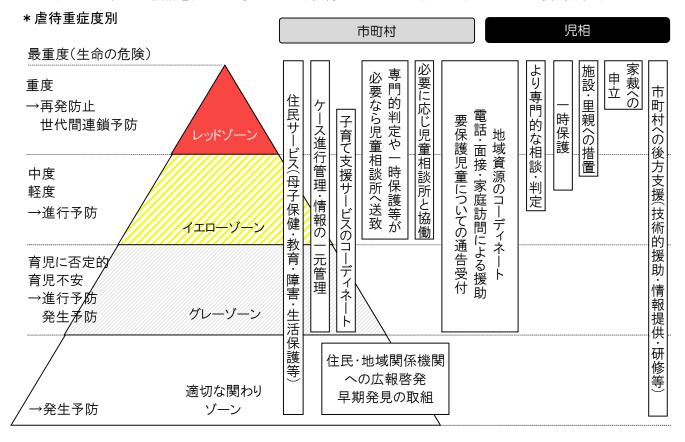
平成31年1月に県内で発生した子ども虐待による死亡事例(加害者は父)については、第三者委員会(千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会社会的養護検討部会児童虐待死亡事例検証委員会)による検証を受け、さまざまな指摘がなされた。以下は、児童相談所や市町村の虐待対応実務に関連した内容をピックアップし、まとめたものである。

- ①家族の歴史や家族の全体像に対する検討を踏まえた基本的アセスメントができていなかった。父母の成育歴やそれぞれの実家と父母との関係、家族歴について掘り下げた面接が行われなかった。父は実父であったが、児童との生活期間は短く、実態はステップファミリーに近いものであることの注意が欠けていた。父の人格傾向等への基本的理解が不足しており、父の行動に対して適切な対応が取れなかった。
- ②児童相談所と市との役割分担について不適切な点があった。連携が取れておらず、個別支援会議 もスムーズに開催されなかった。児童相談所と関係機関は、対等な協働関係であるべきだった。
- ③性的虐待の事実が軽視されていた。未遂として片付けず、詳しく調査するべきだった。
- ④児童相談所は、児童の引き取り先の父方祖父母宅へ家庭訪問しているが、児童を引き取る前提での訪問であり、調査が不十分であった。
- ⑤DV に関する理解や対応が不十分だった。父から母への DV の実態について、より具体的な調査をすべきだった。DV 家庭の支配構造、加害者の特性、子どもへの影響等についての理解が不足していた。母の発言については、父の意向を受けたものと捉えるべきであった。
- ⑥一時保護解除を決める前の、児童相談所内での調査・検討が不十分であった。一時保護を解除した根拠や考え方については、再度一時保護する可能性も含め、学校等の関係機関と情報共有しておく必要があった。一時保護解除後の援助方針についても、関係機関と情報共有、協議を進めていくべきだった。
- ⑦父の威圧的な要求に対して、市教育委員会・学校が共通認識をもって対処しきれなかった。児童の情報に関する守秘義務に対する認識や、長期欠席時の対応が不十分であった。父と学校との面談に際しては、児童相談所や市の児童福祉部門も同席すべきだった。
- ⑧父が虐待を認めていないことから、児童福祉司指導(児童福祉法第27条第1項第2号)を活用し、 指導内容や今後の取組を文書明示すべきだった。

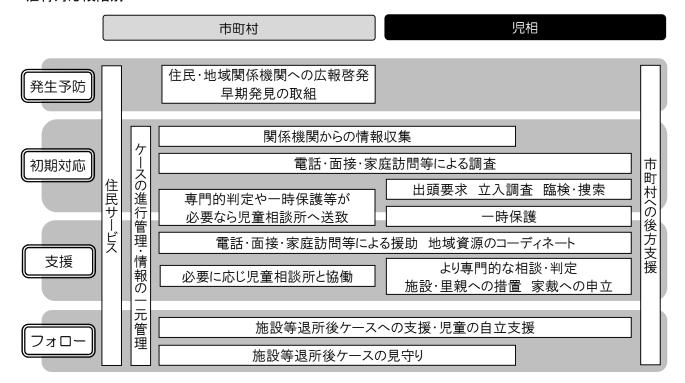
子ども虐待防止に関わる支援者には、これらの第三者委員会による指摘を真摯に受け止め、子どもの安全を第一にケースワークに取り組む姿勢が求められる。

≪市町村・児童相談所の機能≫

(下図では代表的な機能を例として挙げており、実際のケースでは個別の状況に応じて役割分担する)



*虐待対応段階別



1. 子ども虐待の発生予防について

子ども虐待は、子どもの心身に大きな傷を残し、子どもが情緒面・行動面の問題や、将来、社会性や対人関係上の生きにくさを抱える場合も少なくない。そのことは子育てにも影響し、世代を越えて、その影響が引き継がれる可能性があることも無視できない。

虐待による傷つきから子どもの生命と人権を守り、子どもが心身ともに健全に成長・発達するためには、子ども虐待の発生予防の取組が非常に重要である。

2. 子ども虐待の発生予防のための取組

(1) 虐待を容認しない社会づくり

虐待を容認しない社会づくりの基本として、子どもの人権尊重に対する理念の明確化や虐待を 予防するための取組の必要性について、広く周知することが必要である。

特に、乳児への虐待の背景にある望まない妊娠を防止するため、近い将来、親となる若年者に対しては、性や妊娠、出産に関する知識の普及や命の尊さの認識を深めるための啓発、虐待防止に資する知識について情報発信するとともに、子育てに困った場合等に相談できる窓口の周知を行うことが求められる。

市町村においては、身近な相談窓口の周知や、子ども虐待防止を伝えるための広報、地域関係機関への啓発活動等が考えられる。

(2) 一般の子育て支援の充実

地域の人間関係が希薄になり、地域コミュニティの横のつながりが崩壊してきている現代社会にあっては、地域社会から孤立する家族が増え、虐待が増加していると言われている。啓発活動のほかに、子育てしやすい地域社会を作りあげていくことも子ども虐待の発生予防に密接につながっていく。

日常的な育児相談や診療、学校教育、家庭等のさまざまな場面において、子育て支援の取組を 充実させることにより、育児負担の軽減を図り、保護者の孤立を防ぐことが重要である。市町村 が行う子育て支援サービスとしては、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業等がある。こうし た取組が虐待の発生を予防する支えになる。

3. 妊娠期からの妊娠・出産・育児の相談体制等について

厚生労働省の社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において 把握及び分析した児童虐待による死亡事例は、生後間もない子どもを始め乳児期の子どもが多くを 占めている。

その背景には、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があるものと考えられている。このため、妊娠・出産・育児期において、養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、速やかに支援を開始するために保健・医療・福祉の連携体制を整備することが重要となっている。

市町村の役割としては、妊娠等について悩みを抱える者が相談しやすい体制を整備するため、妊娠等に関する相談窓口を設置し、妊娠等に関する相談窓口であることを明示して周知を図っていくことが必要である。相談者は、「妊娠を周囲に知られたくない」、「出産する費用がない」、「育児に自信がない」等といった多岐にわたる悩みを抱えていることから、相談者が匿名を希望した場

合であっても相談に応じることが求められる。また、悩みに応じて、適切な相談機関につなぐこと や、助産施設や里親制度、社会的養護等の情報提供を行うことが大切である。

妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付時は、窓口で保健師や助産師等が、妊婦の身体的・精神的・経済的状態などの把握に努める。その結果、支援の必要があると判断される場合には、妊産婦訪問指導や養育支援訪問事業による訪問等により経過観察を行い、経済的問題や里親制度に関する相談については、適切な窓口等を紹介する。特に支援が必要であると判断される場合には、市町村要保護児童対策地域協議会に情報提供を行い、支援方法について協議をする。さらに、母子保健事業では、保健師を中心とした地域での母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業等により乳幼児のほぼ全数を把握できるため、早い段階で予防策につなげることができる。これらの情報については、母子健康管理カードなどの一つのファイルにまとめて継続的に家族を単位として管理していくことが大切である。

また、生活保護担当課が妊婦からの相談を受けた場合、経済的な支援についての相談に対応するだけでなく、安全な妊娠出産から出産後の子どもの養育に向け、適切な環境を整えることができるかなど生活実態を調査するとともに、児童福祉主管課や母子保健主管課等の機関と連携して必要な支援を行うことが求められる。

4. 発生予防に向けた関係機関の連携

子ども虐待は、保護者や子どもの身体的・精神的な状況、養育環境などの様々な要素が絡み合って起きるものであり、単独の機関だけで対応できるものではない。そのため、支援者一人ひとりが危機意識を持って子どもの安全を確保し、情報を個人や一つの機関で抱え込むことなく共有し、各々の役割を認識した上で早期に支援を行い、発生予防に努めることが重要である。

地域の実情に応じた支援の体制の強化を図るためには、関係機関それぞれの役割を明確化し、さらなる取組を促すとともに、民間の相談機関も含めた機動力のある連携体制を組むことが必要である。

その際、特に住民に最も身近な市町村においては、子どもに関する一義的な相談に応じ、虐待予防についての役割を強化していくことが大切である。

また、経済不安や転居の繰り返し等もリスク要因であるため、生活保護や児童手当、児童扶養手当、保育所入所、就学・転校等の事務手続き、乳幼児医療等の申請、転居届受付の各窓口が、家庭との接点を持つ機関の一つとしてネットワークに協力し、支援につながる情報を提供することが発生予防のために大切なことである。

さらに、地域の医療機関や相談機関、民生委員・児童委員等の地域の関係機関と日ごろから連絡を密にするなど、子どもや保護者の様子から心配がある場合に連絡をもらえるような体制を構築しておくことも重要である。

5. 子ども虐待の早期発見

各機関で虐待予防のために支援を行った際に、保護者や家庭の状況、子どもの行動観察や健康状態などから気になる様子が見られたら虐待を疑う必要がある。「早期発見のためのチェックリスト」(『書式編 P63~65)を活用して、子どもや保護者の様子を記録し、各機関で虐待のおそれがあると判断した場合は、市町村・児童相談所に通告し、必要な支援につなげることが必要である。

地域に身近な市町村が、児童家庭相談の一義的な窓口である。

1. 市町村の役割

市町村は、児童家庭相談に応じて必要な調査や指導を行うとともに、虐待の発生予防・未然防 止や早期発見・早期対応の取組では中心的役割を担っている。

児童福祉法第3条の3により、市町村は基礎的な自治体として、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行うことが責務とされている。具体的には、同法第10条に以下のように規定されている。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

これらの業務は、市町村が従前から取り組んでいたものであるが、その内容があらためて明確になったことに加え、同法第 10 条の 2 では、これらの業務を行うための拠点(「子ども家庭総合支援拠点」)の整備に努めること、との規定が併せて新設された。市町村の具体的な役割としては、次のようなものがある。

(1) 発生予防・未然防止及び早期発見・早期対応

養育支援訪問事業や乳児家庭全戸訪問事業の子育て支援事業及び乳幼児健康診査や新生児訪問等の母子保健事業を通じて、養育支援を必要とする家庭を把握し、速やかに適切な支援を行う。また、出生届や母子健康手帳交付の際にリーフレット等を配布して、相談窓口や子育て支援サービスを案内し、虐待の発生予防・早期発見につなげる。平成28年法改正により、母子保健法第5条第2項に、母子保健施策が児童虐待の予防及び早期発見に資するものである旨明記されたことに加え、同法第22条に規定された子育て世代包括支援センター(法律上は母子健康包括支援センター)の設置に努めることとされた。また、「子育て世代包括支援センターガイドライン」では、子ども家庭総合支援拠点と一体的に支援を提供することとされている。

また、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 により、医療機関、児童福祉施設、学校等は、要支援児童 や特定妊婦等を発見した場合に市町村へ情報提供をするよう努めることとされている。市町村には、支援を要する家庭に的確にサービスが提供されるよう、各機関からの情報提供先を周知すると共に、提供された情報を元に、早期に支援を開始し、虐待の重篤化を防止することが求められる。

(2) 相談の受理・対応

住民等からの相談や通告又は児童相談所等からの情報提供を受けて、情報収集等の調査、子どもの安全確認や、必要に応じて指導や助言を行う。

(3) 緊急性・重症度の判断

ケースごとに、市町村中心に対応していくか、あるいは児童相談所の関与が必要かを市町村と して判断する。

一般の子育て支援サービス等を活用することで対応可能な比較的軽微なケースであれば、市町村が中心となり対応する。

児童相談所による行政権限の発動(立入調査、出頭要求、臨検・捜索、一時保護、施設入所等) や専門的な判定が必要と判断されるケースについては、児童相談所へ送致する。また、送致後等 児童相談所が主担当であるケースについて、市町村が関わりを持つ中で、立入調査や出頭要求、 一時保護が必要と市町村が判断した場合には、児童相談所へ通知を行う。

(4) 情報の一元管理・ケースの進行管理

各市町村で情報を一元的に管理する部署(調整部署)を 1 か所決め、要保護児童等(要保護児童、要支援児童やその保護者及び特定妊婦。以下同じ。)に関するケースにおいて、動き(支援方針の変更、所管部署の変更、再通告ほか)があった時には、随時情報が入るようにしておく。市町村が主担当で対応しているケースはもちろんであるが、児童相談所が主担当の在宅ケースや施設等入所中の子どもに関する情報も把握していく必要がある。たとえば、きょうだいがいる場合など家庭への支援の継続や、子どもの施設からの一時帰宅時の見守りなど、施設入所後も市町村と児童相談所との間で、情報共有し、連携して対応することが必要である。

また、児童相談所では、年に1度施設訪問して子どもの状況把握と施設から状況を聴取しているので、市町村の要保護児童対策地域協議会の実務者会議等を活用して、児童相談所が聴取した 状況を説明する、場合によっては、施設訪問時に市町村が同行すること等も考えられる。

(5) 施設等退所後のアフターケア

子どもが施設等から地域へ戻った後に安定した生活を継続できるよう、特に一定期間はきめ細 やかに子どもや家庭への支援や必要なサービスの提供を行う必要がある。

要保護児童対策地域協議会の実務者会議などを活用して、当該家庭の現状を重点的に情報共有した上で、子どもの安全を確保する。

(6) 被措置児童等虐待への対応

市町村は、被措置児童等虐待の通告受理機関である。施設等の職員(施設長を含む。)による被措置児童等虐待を受けたと思われる子どもを発見した者から通告を受理し(様式 18 書式編 P38)、その施設等を所管する都道府県の担当部署(千葉県の場合は千葉県健康福祉部児童家庭課)へ速やかに一報の上、文書により通知する(様式 19 書式編 P39)。

なお、令和元年の児童福祉法改正により、児童相談所職員(法律上は「児童相談所長」)、児童福祉施設職員(法律上は「児童福祉施設の長」)や里親による体罰の禁止が明記された(児童福祉法第33条の2、第47条第3項)。

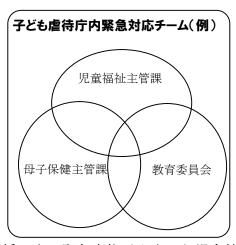
重要! 被措置児童等虐待の対応について

- □ 平成 21 年 4 月から、改正児童福祉法が施行となり、児童養護施設・里親・一時保護所等の職員による児童虐待の禁止が規定された。
- □ 通告及び本人からの届出の窓口は児童相談所・県児童家庭課・社会的養護検討部会事務局 (児童家庭課)であり、健康福祉センター・市町村福祉事務所でも通告を受け付ける。
- □ 児童相談所で被措置児童等虐待(の疑い)についての届出や通告を受けた際は、<u>知事(県児童家庭課または障害福祉事業課)に速やかに通知し(</u>児童福祉法第33条の14)、その後の対応は県児童家庭課又は障害福祉事業課が中心となり、児童相談所と連携し行っていくことになる。

2. 市町村に求められる体制

(1)「子ども虐待庁内緊急対応チーム」の設置

子ども虐待の相談や通告が入った場合には、基本的に その日のうちに緊急受理会議を行い、その後の対応を決 める必要がある。その際には担当者一人で判断すること を避け、多角的に検討し判断ができる体制を整えておく ことが重要である。調整部署が少人数の場合は、右図の ように関係部署(児童福祉主管課・母子保健主管課・教 育委員会等)を緊急招集し対応を協議できるように、あ らかじめ「子ども虐待庁内緊急対応チーム」を設置して おくとよい。



「子ども虐待庁内緊急対応チーム」は、調査や継続的な支援の中で緊急事態が発生した場合等においても、その後の対応の協議の場として役立つ。

ただし、ケースの内容や緊急度によって、参加を求める機関・参加可能な機関は異なってくる ため、柔軟な会議運営を心がける。

(2) 相談・通告窓口の明確化

子ども虐待は、さまざまな問題が積み重なり芽となり、いったん始まると、徐々にエスカレートしていくと言われている。早い段階での相談や通告を促すためにも、窓口を整備し、地域住民や関係機関に周知しておくことが大切である。この場合には、必ずしも一つの窓口に限定する必要はない。むしろ、窓口は複数あった方が、住民等はなじみのある窓口を選択することもでき、気軽に相談や通告をすることができる。

また、学校などを通じて子どもに相談できる窓口を周知しておくことも重要である。

|参考||子ども虐待の早期発見のために

管内の学校や保育所、幼稚園、児童館ほか子ども虐待を発見しやすい機関や地域の支援者等に、あらかじめ、「通告書式」や「早期発見のためのチェックリスト」(・書式編 P64~66)を配布しておくと、発見及び通告がスムーズとなる。

(3) 庁内の連携強化

子ども虐待の背景には、生活苦や夫婦関係の問題など複数の問題が複雑に絡み合っている場合が多く、継続的な支援にあたっては、複数の部署が役割分担を行いながらすすめていくことが必要となる。

また、子ども虐待のケースへの対応は、一般の行政サービスのように利用者からの申請に基づき始まることは少なく、第三者からの通告など当事者の意思に関わらないところからスタートしなくてはならないことが多くある。そうした時には、子どもや家庭と接点のある部署があれば、そこから関わりをスタートさせた方が円滑に対応できる場合もある。

さらに、市町村として統一した対応をとるためには、子ども虐待の相談・通告を担当する部署はもちろん、子どもや家庭に接点のあるすべての部署が子ども虐待への共通認識を持つことを徹底させる必要がある。

|重要!| 転入転出の手続きを担当する部署との連携体制整備

- □ 転入手続きで家族構成が把握できるので、国民健康保険や児童手当の手続きと併せて、就学手続きや母子保健の案内を行い、必要に応じて、各窓口を案内したり、各窓口担当者が説明に来るなど、対応体制を整備する必要がある。さらに、本人の同意を得たうえで、必要な情報を担当窓口につなげたり、母子健康手帳のコピーを母子保健担当部署に送付するなど、子ども虐待の発生予防・早期発見の観点から、連携体制を整備することが必要である。
- □ また、要保護児童対策地域協議会で支援対象としていた家族が、担当課の知らないうちに、転出 手続きをする場合もあることから、協議会として、転出手続き担当部署と日ごろから連携体制を整 備しておくことも重要である。

(4) 必要な人材の育成・確保(地域の資源や人材の活用)

子ども虐待の通告や相談への対応は、時には子どもの生命に関わる場合もあり、その対応への 責任は非常に大きなものがある。迅速かつ的確な対応をとるためには、必要な知識や技術を持つ 職員を確保することが必要であり、その育成に積極的に取り組む必要がある。研修会等への参加 や通信教育等の受講を促すほか、外部の専門家からの助言や指導を受けるなど、相談機関は職員 の専門性の向上に努めなければならない。

また、市町村の中で子どもや家庭の相談に応じている保健師や保育士、精神保健福祉士、生活 保護のケースワーカーなどと協力していくことも有効である。

さらに、子ども虐待に理解のある医師や弁護士、カウンセラーなどの専門家に、ネットワークに参加してもらったり、対応に協力してもらうよう働きかけ、より専門的な対応ができる体制づくりを進めていくことも大切である。

(5) 夜間・休日の対応体制

子ども虐待は、夜間や休日にも起こる。支援にあたっている関係機関や部署において、夜間・休日等の連絡体制を整備しておく必要がある。また、住民からの相談や通告を受け、対応できる体制整備を進めることが望まれる。

3. 市町村における子ども虐待対応

(1) 一連の流れによる対応

子ども虐待のケースについては、通告・相談の受理から支援の終結に至るまで、一連の流れで対応していくことが必要である。何が問題なのかの見立てや見通しがないままの対応では、子どもや家庭のかかえる問題を根本的に解決することは困難であるばかりか、問題の本質を見えにくくし、適切な時期に必要な支援を行えず、不幸な結果をまねくことにもなりかねない。

常に子どもや家庭の状況を多角的な視点で把握し、複数のスタッフで緊急性の判断や必要な支援の検討(アセスメント)を行い、支援計画に基づいた支援を実践していくことが大切である。 さらに、定期的に支援内容を見直す等、子どもや家庭にとって必要な支援を効果的に行っていく必要がある。

<市町村子ども虐待対応の実務>

書式等

《相談・通告の受付》(文書・電話・来所)

- 受付票をもとに、必要事項を聴取。
- 注:丁寧に話を聴く。

相談者は切羽詰っていることが多い。

→相談・通告受理後の見通しを説明する。

言いたくないことを無理に聴き出してはいけない。

《予備調査》 …緊急受理会議時に行うことも可

○ 受理をした事例について、関係機関から基礎的情報を収集 (家族構成・関わりのある機関・子どもの所属機関での様子など)

- □子ども虐待相談・通告受付票 〔様式 6〕の作成
- ●関係機関からの通告は緊急の場合は電話で構わないが、後日通告書を送付してもらうことが望ましい [様式40]
- □相談受付番号の取得(受付台帳)

②緊急受理会議

- 緊急性・送致の必要性の判断
- 調査方法(子どもの安全確認の方法)の検討 誰が、どのように、いつまでに行うか。
- 進行管理責任者とケース検討会議の時期の決定
- 注:① できるだけ速やかに実施(受理日当日の開催が原則)
 - ②「子ども虐待庁内緊急対応チーム」(写本編 P17) の緊急召集 (担当者一人で判断することは絶対に避ける。)
- □緊急性・送致の必要性の判断 〔緊急度アセスメントシート〕
- □会議録の作成〔様式 13〕

【児童相談所に送致する場合】

- □送致書の作成〔様式1〕
- 【児童相談所に援助を求める場合】 □援助依頼書の作成〔様式 7〕
- □要保護児童台帳への記入

○ 子どもの安全確認(子どもに会うことが原則)

- ・子どもの所属機関(学校・保育所・幼稚園等)への訪問
- 家庭訪問

※子どもが学校や保育所等に通っていたり、継続的に子どもや家庭に 関わっている人がいる場合には、確認を依頼することもできる。

○ 通告者や関係機関等への調査 (所定の手続きを踏んで実施)

<主な情報源と確認できる内容>

福祉事務所:生活保護の受給の有無、各種手当ての受給状況

保健センター: 母親の妊娠中の状況、子どもやきょうだいの乳幼児健康 診査等の受診状況、予防接種履歴

民生委員・児童委員、主任児童委員:近所の評判や家庭内の雰囲気、家庭の生活パターン等がわかる場合がある

子どもが通う学校や保育所、幼稚園等:日常的な子どもの様子や最近の変化などの情報

きょうだいの通う学校や保育所、幼稚園等: 日常的なきょうだいの様子 や最近の変化、登校状況などの情報

医療機関:慢性疾患があったり、日常的・継続的に診ている医療機関があれば、 病歴だけでなく、家庭内の様子を把握している場合がある

警察:子ども虐待の相談受理状況や対応等の確認

児童相談所:子どもやきょうだいの一時保護・施設入所・家族の相談歴や 現在の関わりを確認 □調査記録の作成〔様式 12〕

□児童記録票の作成〔様式 11〕

ケースファイルのフェイスシートとなる(記載内容に変更があった場合には書き加える。)

③情報収集・調査

書式等

ケース検討会議

初回

※<u>要保護児童対策地域協議会</u>の個別支援会議に位置づけられる (効果的な運営方法については、☞本編 P24~33 参照)

《初期支援方針の決定》

- 事例に関する情報の共有 調査結果の報告及び関係機関等からの内容の補足
- 子どもや家庭の状況の整理
- 今後の対応方法を検討
 - ① 緊急性・送致の必要性の判断
 - ② 誰が、何を、いつまでに行うのかを具体的に決める
- 進行管理責任者と次回のケース検討会議の開催時期を決定

□緊急性・送致の必要性の判断 [緊急度アセスメントシート]

(必要に応じて)

- □ [リスクアセスメントシート]
- □会議録の作成〔様式5/様式13〕
- □要保護児童台帳への記入

⑤支援の実施

○ 福祉や母子保健サービス等の活用

- 所属機関や地域の支援者(民生委員・児童委員、主任児童委員、 母子保健推進員ほか)を活用した支援
- 継続的な来所相談や家庭訪問の実施
- 注:① 緊急事態等の場合の連絡先を明らかにしておく
 - ② 支援内容や支援時の子どもや家庭の様子を記録する

□受付・調査・支援等記録の作成〔様 式 12〕



6ケース検討会議

(再評価

⑦支援の終結

《支援の見直し》

- 支援計画がどの程度達成されているかを確認
- 子どもや家庭の状況の変化を確認
- 今後の対応方法を検討
 - ① 支援の継続→支援計画の作成
 - ② 児童相談所への送致
- 支援の終結

□緊急性・送致の必要性の判断 〔緊急度アセスメントシート〕

(必要に応じて)

- □ [リスクアセスメントシート]
- □会議録の作成〔様式 5/様式 13〕
- □要保護児童台帳への記入

○ ケース検討会議で終結を決める

<終結の条件>

他市町

- ・他市町村への転出→ケース移管
- ・一般の子育てサービスや所属機関の通常の支援で対応できるようになった→子どもや保護者等に、困った時の相談先を伝えておく
- 特別な支援が必要なくなってから 6 か月以上経過をみた上で、 要保護児童台帳による管理を終了する。
- □受付台帳に終結日を記入 □要保護児童台帳への記入

21

(2) 迅速かつ組織的な対応

子ども虐待のケースは、時には生命に関わる場合もあり、迅速かつ組織的な対応が求められる。 特に、ある程度調査が進むまでは、情報不足により緊急性がみえない場合もあるので、初期情報 のみで判断せず、迅速に調査を行う必要がある。その後の支援等においても、タイムスケジュー ルをあらかじめ決め、定期的に内容の見直しを行いながら進める必要がある。いずれの場合にお いても、担当者一人で判断することは絶対に避け、対応や方針は会議で決定する。

(3) 隙間に落ちる事例をなくす

市町村と児童相談所は、互いの特性を理解し、適切に役割分担をしながら子ども虐待に対応していくことが求められる。連携の際に特に注意が必要なのは、ケースの所管をはっきりさせ、隙間に落ちるケースをなくすことである。たらいまわしを避けることは言うまでもない。

児童相談所との連携を円滑に行うための方法として、「送致」、「援助依頼」、「通知」があるが、 児童相談所と市町村が互いの立場を理解しながら、双方が協働して援助を行うことが重要である。 (☞本編 P31 第 2 章Ⅲ「市町村と児童相談所の連携」参照) 要保護児童対策地域協議会は、要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う法定協議会である。

1. 要保護児童対策地域協議会の意義

要保護児童対策地域協議会の特徴として、以下の点が挙げられる。

① 責任体制の明確化

市町村長は、要保護児童等に対する支援状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う調整機関を指定する。

② 協議会構成員の守秘義務

協議会構成員には守秘義務が課せられる。このため、守秘義務が職務上課されていない民間団体等とも、積極的な情報交換や連携を図ることができる。

③ 関係機関等への協力要請

協議会は、構成員以外の関係機関等に対しても、必要に応じて要保護児童等に関する資料や情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

これらにより、要保護児童等の早期発見や迅速な支援の開始、適切な連携によるより良い支援、隙間に落ちる事例の防止、等が期待される。

重要! 守秘義務について

協議会の構成員(過去構成員だった者を含む。)は、正当な理由なく、協議会の職務に関して知り得た 秘密を漏らしてはならない。(児童福祉法第 25 条の 5) 守秘義務に反し、秘密を漏らした場合には、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる。(児童福祉法第 61 条の 3)

- ・ 守秘義務は、構成員及び構成員であった者に課されているため、構成員の名簿は常に最新のものとし、過去の名簿も保存しておかなければならない。
 - (名簿の管理は要保護児童対策調整機関が行う。)
- 法人格を有さない任意団体からの参加の場合は、個人での参加となる。
 - →参加者全員を名簿に載せる必要がある。

2. 組織形態

3 層構造(代表者会議、実務者会議、個別支援会議)とすることが基本になる。機能を併せ持たせることにより2 層構造とすることも考えられる。

参考 設置促進等に係る県の支援

市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化(アドバイザー派遣)事業

- □ 県では、「要保護児童対策地域協議会」の設置を促進し、協議会の実効性を高め、機能強化を 図るため、学識経験者や精神科医等、専門家をアドバイザーとして市町村へ派遣している。
- □【事業の活用事例】

臨床心理士、医師、学識経験者、保健師を派遣し、代表者会議や実務者会議において、構成員を対象として、実務者会議のあり方、協議会の意義・役割や困難事例への支援、母子保健との連携・協働などに関する講演を実施している。

要保護児童対策地域協議会の構造と運営について

【役割】

事務局(市町村子ども虐待調整部署)

- ○虐待ケースに関する情報の一元管理
- ○関係機関のコーディネート

代表者会議

【役割】

- ・虐待問題への認識の向上
- ・実務者会議等が円滑に行われる環境づくり
- ・子ども虐待防止システムの検討

【参加者】

各機関の代表者

【開催頻度】

年 1~2 回 緊急時

【活動内容】

- ① 関係機関との連携・協力・情報交換
- ② 広報・啓発
- ③ 講演·研修

実務者会議

【役割】

- ・個別ケースの総合的な把握
- ・子ども虐待防止対策の課題の整理

【参加者】

各機関の実務者

【開催頻度】

定期的(月1回若しくは 2~3か月に1回程度)

【活動内容】

- ① 定例的な情報交換
- ② ケースの進行管理
- ③ 要保護児童対策地域協議会全体の年間活動方針の策定、 代表者会議への報告

個別支援会議

【役割】

・個別ケースの支援

【参加者】

各機関の担当者

【開催頻度】

必要に応じて

【活動内容】

- ① 支援方針の確立
- ② 支援の経過報告及び その評価、新たな情報 の共有
- ③ 次回会議(評価及び検 討)の確認

<効果的な運営方法>

- 1 基本は「子どもの安全確保と人権擁護」⇒迷った場合には基本に戻る。
- 2 **前向きな議論⇒**済んだことを責めず、今後について検討する。
- 3 それぞれの機関の役割や限界の正しい理解
- ⇒できないことを責めず、できることを出し合う。 **4 支援方針に基づく各機関の役割分担と責任の明確化** ⇒隙間をつくらない。
- 5 **タイムスケジュールを決め、予定どおり進んでいるかを確認** ⇒うまく進んでいない場合には速やかに支援方針の見直しを行う。
- 6 地域資源の活用⇒人・モノ・制度の総ざらい。

民間団: 警察 学校 その 保育所 核地域生活支援センダ 障害児支援実施事業 発達障害者支援センター 健 保健センター (主任) 児童素育 医 児 康福祉 療機 童 他 教育委員会 相 体 関 幼 センター 談 稚園 所

《要保護児童対策地域協議会の構成員》

構成員には、各市町村の実情に応じて以下のような関係機関(者)の参加が望まれる。

【福祉関係】

- ・ 市町村の児童福祉、母子保健等の 担当部局
- 児童相談所
- 福祉事務所(家庭児童相談室)
- ・ 保育所(地域子育て支援センター)
- ・ 児童養護施設等の児童福祉施設
- ・児童家庭支援センター
- 里親
- 児童館
- 民生委員·児童委員協議会、主任児 童委員、民生委員·児童委員
- 社会福祉士
- 社会福祉協議会
- ・中核地域生活支援センター
- ・障害児・者の支援機関(福祉事務所 の担当部門、発達障害者支援センタ ー、障害児支援実施事業所等)

【教育関係】

- · 教育委員会
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、 盲学校、聾学校、特別支援学校等の学校

【配偶者からの暴力関係】

・ 配偶者暴力相談支援センター等配 偶者からの暴力に対応している機関

【保健医療関係】

- ・市町村保健センター
- ・ 健康福祉センター(保健所)
- 地区医師会、地区歯科医師会、地区看護協会
- 医療機関
- 医師、歯科医師、保健師、助産師、 看護師
- 精神保健福祉士
- ・ カウンセラー(臨床心理士等)

【警察·司法関係】

- 警察署
- 弁護士会、弁護士

【人権擁護関係】

- 法務局
- · 人権擁護委員

【その他】

- · NPO
- ・ボランティア
- 民間団体

3. 支援の対象者

要保護児童対策地域協議会は、以下に挙げる要保護児童等を保護や支援の対象とする。

- ① 要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる 児童)及びその保護者
- ② 要支援児童(保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童)及びその保護者
- ③ 特定妊婦(出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる 妊婦)

4. 要保護児童対策調整機関

(1) 調整機関の職員

調整機関には次の内のいずれかの者を置くことが義務づけられている。

- ① 児童福祉司たる資格を有する者
- ② 児童福祉司に準ずる者として次に掲げる者
 - 保健師
 - 助産師
 - 看護師
 - 保育士
 - ・教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者
 - ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 21 条第 6 項、同基準第 43 条に規定する児童指導員

当面の間は、「児童福祉司任用前講習会」を受講した者も調整担当者として配置することができる、と規定されている。

(2) 調整機関設置の留意事項

要保護児童対策調整機関は、市町村の子ども虐待対応の調整部署と同一の機関とすることが基本となる。

なお、効率的なケース管理のため、養育支援訪問事業で支援の進行管理や連絡調整等を行う中 核機関と、要保護児童対策地域協議会の調整機関とは、同一とすることが適当である。

調整機関となる部署には大きな事務負担が求められることから、庁内において、事務の分担を 含めた協働体制を整備し、複数の部署が共同してあたっている市町村もある。複数の部署が事務 局となる場合、調整機関の統括のもと、関係機関への連絡調整、各会議の資料や議事録の作成等 を分担する等の対応が考えられる。

(3) 調整機関の業務

- ① 要保護児童対策地域協議会に関する事務の総括
 - ・協議会の運営(開催準備、議事運営、議事録の作成や資料の保管、個別ケースの記録の 管理)

- ② 支援の実施状況の進行管理
 - ・関係機関等による支援の実施状況の把握
 - ・市町村内における全ての虐待ケースについて進行管理台帳(「要保護児童台帳」に同じ) を作成
 - ・進行管理台帳に基づく実務者会議等での定期的な状況確認、主担当機関の確認、援助方 針等の見直し
- ③ 関係機関との連絡調整
 - ・個々のケースに関する関係機関等との連絡調整 (個別支援会議におけるケースの再検討を含む。)
 - ・学校及び保育所からの要保護児童等に関する定期的な情報提供の依頼・回答の受理

5. 個別支援会議

個別支援会議は、市町村で受理したケースの支援方法の協議を行うため、市町村の判断で開催する以外に、要保護児童対策地域協議会構成員(機関)からの依頼により開催する場合(児童相談所が主担当で関わっているケースにおいて、地域での支援が必要な場合等)もある。いずれの場合も、事務局が個別支援会議の開催準備や運営等を行うとともに、記録の作成や保存等の責任を担う。

ただし、事務局とは別の機関が継続的な支援の主担当部署となる場合には、支援中の各機関との窓口・連絡調整・情報の集約は主担当部署に委ねることもできる。その場合には、事務局は主担当部署から定期的に連絡をもらい情報を把握していく。

|重要!| 支援につながらない会議の危険

- □ 実質的に機能していない個別支援会議では、時として各機関が責任を押し付けあったり、対応策や 役割分担が決まらないまま、結論がうやむやになってしまうことがある。このような会議では、終了直 後は出席者全員が危機感を持つが、漠然とした不安感や不全感が先行し、具体的な対処法がみ つからないため、上司等にも正確な報告がなされず、時間だけが過ぎていくことが少なくない。そのう ちに、他の業務に忙殺されてくると、「会議も開催されているし、いくつかの機関が関わっているようだ から何とかなるだろう」と危機感が低下し、安易に考えてしまう場合もある。
- □ その結果、実態としては責任をもって継続的に関わっている機関が一つもなく、子どもや家庭が危機 的な状況になっていたというのでは取り返しがつかない。

(1) 会議開催前の準備

◆事務局◆

ア 会議の目的の明確化

どのような目的で会議を開催するのかを明らかに し、前もって参加者に伝えておくことが大切である。 参加者の会議への参加動機がズレていると、議論 が広がってしまい、その調整だけに多くの時間を費 やしてしまうことにもなりかねない。また、各参加者 の事前準備の効果も薄れる。

イ 参加者の決定

会議の目的に合わせ、参加者を決める。初回に おいては、子どもや家庭をとりまく機関等を書き出 し、全体像をつかんだ上で、参加者を決定する。 (エコマップの活用☞書式編P10、11)

ウ 事前にわかっている情報の伝達

事務局は、会議開催前にできるだけ、ケースに関する情報を集めておくとともに、参加者にも可能な範囲で情報を伝えておく。そうすることにより、会議では追加情報の確認に絞ることができ、より多くの情報が収集できる。

エ 資料の準備

ジェノグラムやこれまでの経過の概略などを資料 として配布すると、参加者のケースへの理解が深ま り、より多角的な意見を引き出すきっかけにもなるの で、時間的に余裕があれば準備することが望まれ る。

※ 名前はイニシャルにする、会議終了後に回収するなど個人 情報の取扱いについては十分配慮する必要がある。

◆参加者全員◆

事務局だけが一生懸命会議準備をしても、参加 者が会議で初めて情報を得て対応を考えるというこ とでは、時間的にも内容的にも限界がある。会議 で、参加者全員が主体的に議論に参加するために は参加者の下準備が大切である。

ア 情報の事前共有

ケースに関する情報を持っている場合には、会議 開催前に事務局に伝えておく。また、当日に聞か れる場合もあるので、短時間でわかりやすく伝えら れるように情報を整理しておく。簡単な資料を人数 分用意しておく方法もある。

また、事務局にケースの概況を聞いておくととも に、必要に応じて関係機関と情報交換をしておくと 会議での議論が深まる。

イ 各自が所属する機関内での協議 (自機関ができることの検討)

会議には、所属する機関等の代表として参加することになる。担当者の参加であったとしても、機関等に持ち帰らないと何一つ明確な回答ができないというのでは、実質的な話合いを難しくする。あらかじめ事務局から情報を得て、自機関としての関わりの基本的方向性や、できることを整理しておくことが大切である。(リスクアセスメントシートで書式編P3~8)

(2) 会議当日の進行

ア 出席者の自己紹介(名前、職種、所属機関)

初対面の場合には特に大切であるが、あまり時間をかけるわけにもいかないので、人数が多い場合には、事務局から紹介したり、座席表や名簿を配る等の工夫が必要である。

イ 会議の目的と秘密保持についての説明

事前に伝えてあったとしても、出席者が集まったところで、もう一度確認することが大切である。

ウ ケースの概要や取扱い経過の説明

事務局が事前に作成した資料等をもとに行うことが基本となるが、必要に応じて主に関わっている機関から説明してもらう。(子どもや家庭と直接関わった機関の話は、参加者に最もインパクトを与え、具体的な判断につながりやすい。) ちょっと気になることでも気軽に確認することが

できるのが顔を合わせるよさでもある。

工 協議事項

(ア) ケースに関する情報の共有

事務局の概要説明の内容を踏まえ、各機関が持つ情報を補足し、情報を共有する。事前に情報交換を していても、新たな情報が出てくる場合が多くある。一つだけでは取るに足らない情報と思われても、い くつかの情報を合わせると意味を持つこともある。

(イ) 子どもや家庭の状況の整理(問題点の共通理解)

子どもや家庭の状況を整理し、問題となっている事項を明確にする。その上で、問題発生の背景やメカニズムについても検討し、共通の認識を図る。

(リスクアセスメントシートの活用: 字書式編P3~10)

(ウ) 今後の対応方法の検討

★緊急性・危険度の判断

ケースの緊急性や一時保護の必要性等について話合い、共通の認識を持つ。初回だけではなく、事態が変化している時、行き詰っているような時も、状況を客観的に把握するためにアセスメントシートを活用する。

(緊急度アセスメントシート・リスクアセスメントシートの活用: 書式編P1~10)

★支援方針の決定

初回の会議では、まず当面の支援方針を決める。継続的な支援を行っていく場合には、中・長期的な 見通しについても話合い、方針を立てる。

★役割分担

どの機関(誰)が、いつまでに、どのような支援を行うかを話し合う。誰かが決めてくれるだろうという待ちの姿勢では、いっこうに話合いは進まない。「私(自機関)は、○○ができます。」など、できることを出し合っていく姿勢が大切である。

オ 次回の会議実施予定時期及びケース進行管理責任者の決定

定期的に支援の見直しが行えるよう、あらかじめ次回の会議実施時期を決めておく。

また、ケースの進行管理責任者を決め、ケースが各機関の隙間に落ちないようにする。事務局かケースの主対応機関のいずれかが担う。

カ 決定事項の確認

会議での決定事項を、会議終了直前に全員で確認する。具体的な対応策が決定できない場合でも、そのことを確認し、次の対応につなげていく必要がある。

(3) 会議後の対応

◆事務局◆

会議録(様式 5雪書式編 P20)を作成し、各機関に 送付する。

◆参加者◆

会議での決定事項を、各機関内で必要な部署に 伝達するとともに、組織としてのバックアップ体制を とるようにする。必要があれば各機関内でもケース 検討会議を開催し、担当者個人が抱え込まないよう にすることが大切である。

(4) 支援の実施

個別支援会議での役割分担に基づき、支援を行う。支援内容については、必ず記録に残す。また、支援の中で子どもや家庭の状況が大きく変化したり、気になる点があった時は、あらかじめ決められた部署 (事務局若しくは主対応機関)に連絡する。

個人や自機関で抱えこまないことが大切である。

6. 実務者会議

(1) 実務者会議の効果

- ① アセスメントや各機関の役割等に対する認識の共有
- ② 地域の実情や課題に対する理解の促進
- ③ 定期的なケースの検討
 - こう着状態に陥ったままとなっているケース等のチェック
 - ・直接保護者や子どもに接する支援者とは異なる視点からの検討
- ④ 個別支援会議の省力化

事前に実務者会議で打ち合わせておくことにより、個別支援会議の円滑な運営や、切れ目のない支援が期待できる。

(2) 運営の工夫

要保護児童対策地域協議会で取り扱うケースが多くなってくると、1回の実務者会議で全てのケースについて検討することが難しくなってくる。また、協議会の対象となるのは虐待ケースだけではなく、非行児童や障害児、特定妊婦等も含まれるので、参加機関の選定にも工夫が必要である。

実務者会議では、協議会の所管するケースを総合的に把握し、ケースの進行管理を行うが、この協議を有効なものとするためには、判断材料となる情報は常に更新されていなければならない。ずっと変化がなくこう着状態になっているケースは支援の見直しの対象となる。進行管理においては、家族の変化や虐待の深刻化は援助者の予想を超えて進行することも珍しくないことを、認識しておく必要がある。

虐待が深刻化した場合、特に深刻なネグレクトが進行している場合には、保護者は、子どもの 身長や体重を急速に回復させる手段を持たないため、関係機関だけでなく、祖父母などの親族や 近隣等に対しても、長期にわたって、子どもの姿を確認させようとしない。姿を確認できない状 態で長期間経過するということは、非常に高いリスクの可能性があることに注意しなければならない。こういった事態が続く場合は、悪い兆候として捉え、立入調査等の介入も検討する必要がある。

参考 効果的な運営のための工夫①

「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」 (平成22年3月24日付雇児発0324第1号)に基づく学校等からの情報提供

- □ 国の指針を受け、県では"各市町村において、月 1 回以上書面で情報提供を行う体制を整備する"ということを基本的な考え方としている。情報の集約は市町村で行い、提供を受けた情報の共有には実務者会議等を活用できるとしている。この体制を整備している市町村では、次のような効果を感じている。
 - ・密な情報共有によって、より適切な支援を検討できる。
 - ・虐待等の早期発見や漏れのない安全確認など、ケース進行管理が容易になる。
 - ・学校等の危機意識の向上が見られる。
- □ また、この体制を整備する上では、学校等の理解が得られるよう十分説明し、日ごろの連携や代表者会議における研修等で、虐待についての意識や知識の向上を促すことが大切である。

参考 効果的な運営のための工夫②

実務者会議には、各市町村の状況に応じて、実際に活動する実務者が参加する。市町村の関係各課と 児童相談所や健康福祉センター(保健所)のほか、警察や医療機関、民生委員・児童委員、主任児童 委員、中核地域生活支援センターなどが参加している市町村もある。実務者会議で定期的に協議する ことで、日ごろからの連携強化につながっている。

参考 効果的な運営のための工夫③

市町村では、実務者会議を効果的に運営するため、それぞれ次のような工夫をしている。

① 部会形式

対象児童ごとに分科会を設けたり(例 乳幼児/就学児部門、要保護児童/要支援・特定妊婦部門)、実務者会議の中に中核的な機関のみで構成する進行管理部会を設ける方法である。

② 報告月の設定

緊急度アセスメントの結果別に報告する頻度を決めたり、報告するケースを事前協議で決めたりする方法である。その月に報告しないケースの進捗状況は、実務者会議用シートに記載して参加者が各自確認できるようにする。

- ★新規受理ケースはすべてチェックする。
- ★継続ケースは、検討時期を決めてチェックする。
- ③ 実務者会議用シートの記載内容の工夫

学校の出席状況など、様式に示されている項目以外の記載欄を設けたり、事前に関係機関からの情報提供を得てシートに記入するなどして、会議参加者がケースの状況を把握しやすくする方法である。

- ★アセスメント困難なケースやこう着状態のケース等では、情報共有シートを活用する。
- ④ 密な情報共有

日ごろから関係機関と連携して密に情報共有したり、事前にシートを参加者に送付するなどして、実務者会議で報告に割く時間を短縮する方法である。

- ⑤ このほか、ポイントとしては次のようなものがある。
 - ★実務者会議の協議結果を個別ケースの支援に反映

実務者会議の協議結果は、各参加者が自らの所属する機関や関係する機関に報告する。報告する機関や内容等は、実務者会議で決定しておくことが望ましい。

また、個別ケースの関係者には、個別支援会議を活用するなどして協議結果を伝え、支援に反映させる。

★検討事項については事前に情報提供を

議題とするケースの検討事項については、事前に各参加者に情報提供し、各機関における関連情報等の確認の促しや、意見の把握をしておくことで、検討がスムーズになる。

- ★事例報告は簡潔に(ケースの概況等の報告は5分以内)
- ★ケース検討のポイントを明確に

議題とするケースで協議すべきポイントは、あらかじめ要保護児童対策調整機関でおさえておく。

★詳細なケース検討は個別支援会議で

有効な支援につながる会議にするために(チームプレイが大切!)

《チームプレイの原則》 (1)意欲 (2)技量 (3)戦略

ネットワークによる支援は、チームプレイが不可欠である。チームプレイの原則を踏まえることにより、有効な支援につながる会議のあり方がみえてくる。

意欲を引き出す方法

事務局や司会者の雰囲気づくりが特に大切である。

- ① 心を動かす・・・写真や実際に関わっている人の声を紹介する。
- ② 主体性や自発性を尊重する・・・「〇〇が〇〇すべきだ。」というスジ論はできるだけ避け、それぞれができることを出し合う。
 - ※市町村が主担当のケースであっても、会議に参加している児童相談所は、児童相談所として介入する必要があるかどうかを考え、あるいは会議の検討事項等に不足があれば、助言者としてアドバイスを行う必要がある。一方市町村も、児童相談所に対して受身的・依存的な姿勢でいるのではなく、主体的に判断しなければならない。児童相談所が主担当のケースでも、児童相談所の職権による介入が必要と市町村が判断している時には、児童虐待防止法第8条第1項第2号の規定による通知を行うことができる。
- ③ プラスの意味づけを行う・・・会議は必ずしも円滑に進み、具体的な方策が出ることばかりではない。それぞれが、「こんな会議をしても・・・。」という気持ちで終わることは、次につながらない。ちょっと嫌な空気が流れた時こそ、プラス面に目を向け、あえて言語化し、皆で共有する。

(具体例:「今回の会議は、家庭の問題点を整理できた点はよかったと思います。残された課題については、引き続き検討しましょう。」等)

④ メンバーが互いを思いやる・・・他のメンバーに苦労をねぎらってもらうことで、チームに受入れられた感覚が生まれ、チームで頑張ろうという意欲が出てくる。会議後の雑談も大切である。

技量を上げる方法

① 構成員に配慮・・・初心者ばかりで一生懸命話合いをしても、限界があるので、経験者にも参加を呼びかける(担当者が初心者の場合には、先輩とともに参加する等)。

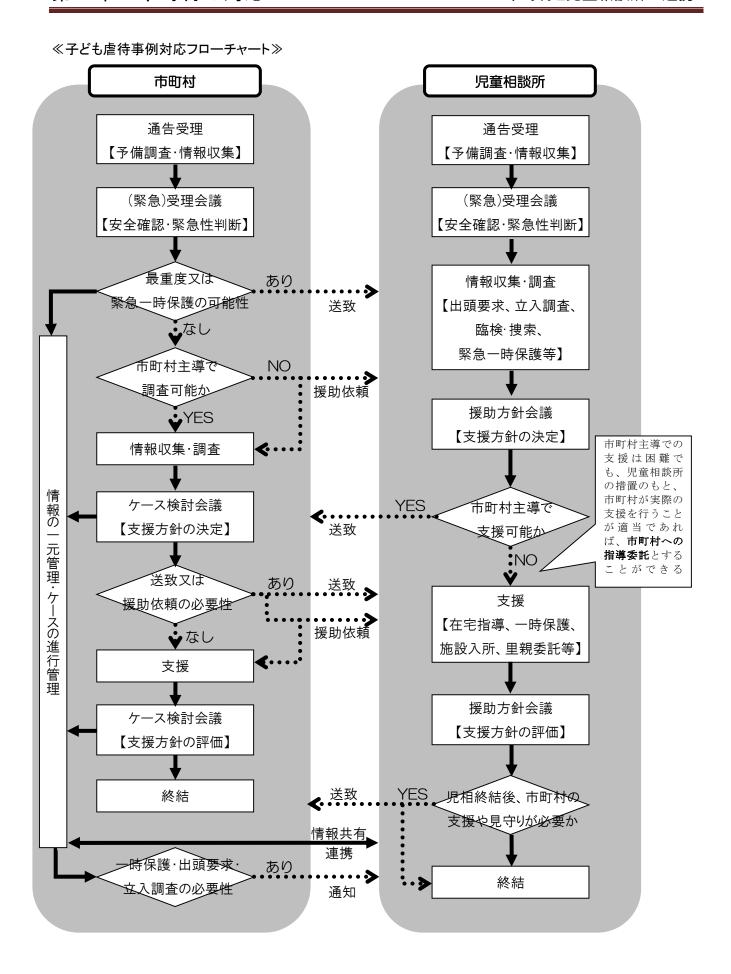
経験豊富な専門家に参加してもらい助言を受けることも有効である。

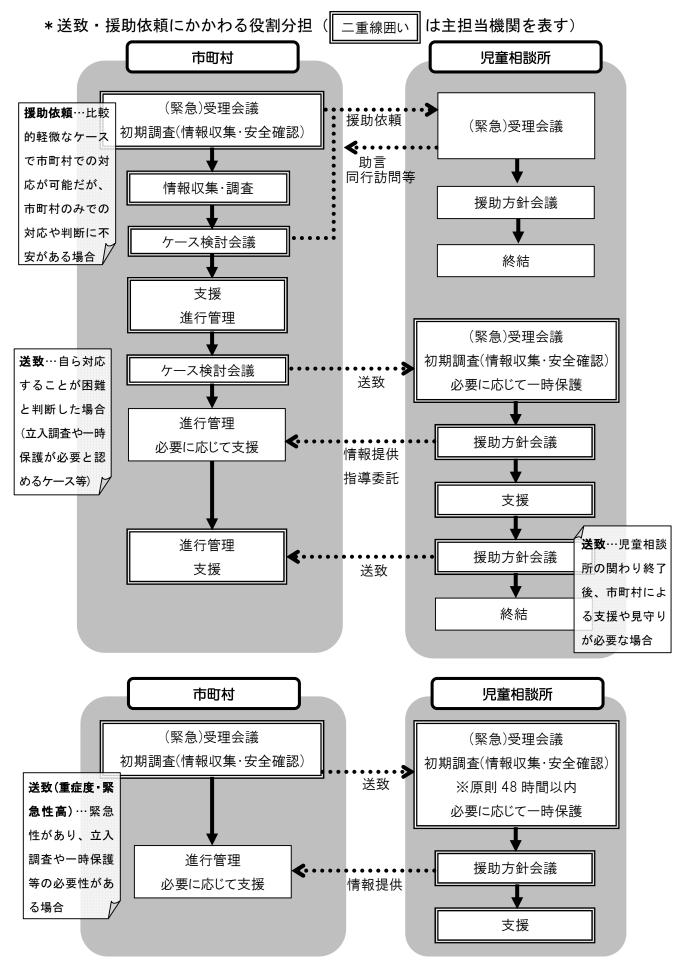
② 研修的な配慮・・・実践の中こそ、学ぶことは多くある。力の差を非難するのではなく、それぞれの力が上がるよう配慮する。専門家に助言を受ける際には、そのノウハウを積極的に学ぶ。

また、子ども虐待へのよりよい対応方法の検討が各地で行われている。研修会等で多様な方法を学ぶことは、その後の実践場面で役立つ。現実のケース対応とは別に、実務者レベルで事例検討会を実施することも非常に有効である。

戦略を合わせる方法

- ① とことん話し合う・・・チームのメンバーの人となりがわかってこそ、チームプレイができる。 黙っていても 何も伝わらない。
- ② 共通の指標を持つ・・・アセスメントシートやマニュアルを使う等、共通の指標を持つことも役立つ。





1. 市町村の役割と児童相談所との連携・協力

(1) 市町村の役割と児童相談所の役割

市町村と児童相談所は、児童虐待の通告受理・援助機関として、ともに子どもの安全と福祉を守る責務を負っている。市町村は地域に密着した行政機関としてさまざまなサービスを提供する役割を担い、児童相談所は、これまでの虐待対応の知見や専門的機能を生かした役割を担うことになる。子ども虐待の防止、早期発見・対応、家族関係の調整、自立に向けた切れ目のない支援をするために、市町村と児童相談所は、それぞれの特長を生かした役割分担をし、連携・協力することが必要である。

重要!

〇 立入調査

児童虐待防止法第 9 条及び児童福祉法第 29 条で、都道府県知事は、(虐待のおそれがある場合など)必要があると認められるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- ・ 拒否した場合には、罰金に処せられる。(児童福祉法第61条の5)
- ただし、施錠された家庭の中に、鍵を壊してまで入ることはできないとされている。
- ・ 児童相談所長は、警察署長に対し援助を求めることができる(児童虐待防止法第10条)

〇 一時保護

- □ 児童相談所長が必要と認めた場合に実施できる。
- □ 乗児や家出した子ども等現に適当な保護者や宿所がない場合や、虐待を受けている子どもの緊急 保護を行うほか、適切な援助方針を定めるために十分な行動観察、生活指導を行うことが必要な 場合にも行う。
- □ 原則は、子ども・保護者の同意を得て行うが、子どもをそのまま放置することが子どもの福祉を侵害 すると認められる場合には、この限りでない。

重要!

- 子どもが家庭復帰する場合の連携
 - □ 保護者が虐待の事実と真摯に向き合い、再び子どもとともに生活できるようになることは、子どもの福祉にとって最も望ましいことである。
 - □ 一時保護を解除して家庭復帰を行うにあたっては、児童相談所は、一時保護解除前に、市町村等 関係機関と個別支援会議の開催、要保護児童対策地域協議会の実務者会議の活用等により、児 童相談所の援助内容とともに、地域の関係機関が具体的に支援する役割を伝えるなど、必要に応じ た情報共有を行うことが重要である。

(2) 児童相談所と市町村との連絡のルール

ア 連絡窓口と方法の確認・徹底

児童相談所と市町村との連携を円滑に行うためには、年度当初等に、児童相談所と市町村の連携方法や、それぞれの機関内における情報伝達や意思決定等の体制等について確認し、 共通認識を得ておくことが必要である。さらに、送致や援助依頼についても判断基準や手続き等について十分協議しておくことが必要である。

児相 児童相談所:児童相談員

市町村からの援助依頼や送致については、原則として児童相談員が受け付ける。 児童相談員は、通常、新しい相談に関して関係機関との窓口役やインテーク面接などの 業務を担っており、相談者の主訴を適切に受けとめて、児童相談所内の受理会議に提出 したり、必要に応じて適切な機関を紹介したりしている。

市町村 市町村:調整(担当)部署

児童相談所が、市町村に対し情報の提供・収集や、協力を依頼する場合は、原則として調整部署が窓口となる。緊急の場合等、調整部署を通さずに他部署と連絡を取った場合などは、速やかに、その概要について調整部署にも連絡する。

イ 定期的な情報交換の実施

個別支援会議とは別に、要保護児童対策地域協議会の実務者会議を積極的に活用し、児童 相談所と市町村等が定期的にケース検討や情報交換を行うことが望まれる。

また、このような定例会議は、ケースの見立て直し、支援状況に対する評価、役割分担の 確認等を行う好機であり、さらには、ケースがこう着状態で重篤化すること、隙間に落ちる ことを防止するためにも積極的に活用することが必要である。

市町村 市町村は、管内の要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握する。(児童相談所が主担当ケースも含め)要保護児童について台帳を作成して管理し、市町村からも積極的に児童相談所へケースの情報を求めることが必要である。

児相 児童相談所は、所管する要保護児童等に対する支援の実施状況についての情報を 市町村に提供しなくてはならない。特に、市町村が関与していないケースや、一時保護 中、里親委託・施設入所中のケースについても、適切に市町村へ情報提供することが求 められていることに留意が必要である。

また、児童相談所は、市町村が適切にケースに対応できるよう、必要に応じ助言することとされている。県内市町村における子ども虐待問題に対応する体制や経験等は様々である実情を踏まえると、市町村が行う総合的なケース進行管理に関しても、当面の間、児童相談所が積極的に協力や助言を行うことが期待されている。

2. 送致・援助依頼・通知・指導委託

(1) 送致(児童虐待防止法第8条)

「送致」は、ケースの所管を移すことが必要な場合に行う。これにより、主担当機関が移る。 市町村から児童相談所への送致と児童相談所から市町村への送致の二通りが考えられる。

市町村から児童相談所に送致する基本的ケース

- ・ 立入調査や一時保護、施設入所等の行政措置対応が必要と考えられるケース (送致にあたり市町村は、その意見や理由を送致書に記載する)
- 子どもに関する専門的判定や専門的ケアが必要と考えられるケース
- ・ 虐待の保護者指導などの専門的対応が必要と考えられるケース
- 通告後 48 時間以内の子どもの目視ができず、関係機関においても安全確認ができないケース

児童相談所から市町村に送致するケース

・ 地域が主体となった支援が適切なケース

ア 市町村から児童相談所に送致する場合

市町村 市町村は、個別支援会議等において、ケースの緊急度・重症度から、市町村が自ら対応することが困難と判断した場合(立入調査、一時保護等が必要と認めるケースなど)は、児童相談所に送致する。送致にあたっては、児童相談所と十分に協議を行う。

組織としての判断や対応を明確にし、児童相談所と市町村とのやりとりのなかでケースが隙間に落ちることを防ぐため、「子ども虐待相談・通告受付票」(様式 6☞書式編 P23)や児童記録等を添付した「送致書」(様式 1☞書式編 P16)を児童相談所に送付する。送致書の記載にあたっては、記入例を参考にし、送致理由を明確に記入する。(☞書式編 P17、18 参照)

緊急度・重症度が高いと判断した場合は、早急に、口頭(電話や来所)により送致することとし、後日「送致書」を送付する。(送致日は電話や来所をした日にちである。)この場合にも、できるだけ市町村と児童相談所が十分に協議を行うため、対面による送致に努める。

児相 児童相談所は、送致書を受け取ったら、迅速に「送致受理書(様式 2☞書式編」P19)を 市町村に送付する。

児童相談所は、電話などで送致を受ける場合は「子ども虐待相談・通告受付票」(様式23零書式編P45)で聴き取り、それに基づいて緊急受理会議を開催する。必要に応じて、市町村職員が(定例・緊急)受理会議に出席すると、情報共有や役割分担などが効率的に実施できる。

イ 児童相談所から市町村に送致する場合

児童相談所は、援助方針会議などで、児童相談所の援助を終結するケースで、今後も市町村の支援や見守りが必要だと判断する場合には、市町村に送致する。

組織としての判断や対応を明確にし、児童相談所と市町村とのやりとりのなかでケースが隙間に落ちることを防ぐため、「子ども虐待相談・通告受付票」や児童記録票(甲-1~6、意見書、経過記録等の内、把握した情報から作成可能なもの)を添付した「送致書」(様式 1☞書式編 P16)を市町村に送付する。送致する必要がないときも、児童相談所の関わりが終了したことを市町村に情報提供する。いずれの場合も、事前に市町村と十分に協議しておくことが必要である。

<u>市町村</u> 市町村は、送致されたケースを要保護児童対策地域協議会などにより一定期間は管理することが必要である。

重要! 所管があいまいになりやすいので要注意

- □ 市町村と協力して調査を進めるケースが増えると、どちらが所管しているか不明確になりやすい。 お互いが相手任せになることを防ぐために、要保護児童対策地域協議会などの**実務者会議や** 個別支援会議などにおいて、所管を常に明確にしておくことが必要である。
- □ 千葉県においては「送致」を、ケースを所管する機関を移す(ケース移管)こととし、市町村から 児童相談所への送致のみならず、児童相談所から市町村への送致を実施している。この趣旨は 所管機関を明確にすることにより適切で迅速な対応を可能とし、隙間に落ちるケースを防ぐため である。

|重要!| 児童相談所と市町村との情報共有・連携

○「送致」の際の情報共有

- □ 保護者が市町村の関わりを拒否する場合などは、児童相談所への送致が考えられる。送致の際には、虐待状況のほかに以下の事項について両者で確認するとともに、児童相談所への送致後も連携は欠かせないという認識を共有する。
- 市町村職員が家庭訪問などを行い、面接した際の保護者の印象や職員に対する態度
- ・住居やその周辺の状況、近隣住民等からの情報
- ・ 家族・親族・援助者の状況
- □ 必要に応じて、市町村職員が児童相談所の(定例·緊急)受理会議に出席すると、情報共有や役割分担などが効率的に実施できる。
- □ 児童相談所から市町村に送致する場合は、送致後に関係機関がどのような関わりをするかを具体 的に送致書に記載するなど両者で支援内容を確認し、実務者会議などを活用して情報共有す る。
- □ いずれの場合でも、意見の違いはその場その場で率直に協議すること、送致を受ける側の機関は 予断を持たずに状況把握をすること、現状に危機感を抱いた機関は連携する機関に丁寧に説明 し、危機意識を共有することが必要である。

(2) 援助依頼

「援助依頼」は「送致」を行うほどの状況ではないものの、市町村のみでの対応や判断に不安を感じ、児童相談所に助言や同行調査・同行訪問等を依頼したいときに行う。これにより、主担当機関が移ることはない。

市町村は、児童相談所の助言等を求めることが適当と判断した場合には、「子ども虐待相談・通告受付票」(様式6字書式編P23)や児童記録票(様式11字書式編P31)等を添付した「要保護児童等の援助について(依頼)」(様式 7字書式編P24)で児童相談所に依頼する。緊急対応を必要とする場合は、市町村は口頭(電話や来所)により援助依頼し、文書は後日送付する。(依頼日は電話や来所を受けた日にちである。)

児相 児童相談所は、電話で援助依頼を受ける場合は「子ども虐待相談・通告受付票」(様式 23章 書式編 P45)で聴き取り、(定例・緊急)受理会議を開催する。会議における決定内容(助言、同行調査・訪問、判定、その他)を記入した「要保護児童等の援助について(回答)」(様式 22章 書式編 P44)を速やかに市町村に送付する。

会議において、援助依頼されたケースが児童相談所への送致が望ましいと判断した場合は市町村に送致を促すが、送致の要否については市町村が判断する。

援助依頼を受けて対応した内容や結果を市町村に提供する必要があるときは、一度、会議の決定内容を回答した後でも、再度、「要保護児童等の援助について(回答)」により、市町村が必要な記録を付して回答する。

援助依頼であっても、(定例・緊急)受理会議で社会診断という決定をした場合は、同行調査や同行 訪問を実施し、援助方針会議で初期調査報告をする。虐待の評価、今後の支援について児童相談所と しての判断を行い、市町村へ回答するためである。

参考 事前相談や協議の取扱い

- □ 児童相談所と市町村の連携が密になってくると、それぞれが所管しているケースについて、さまざまなレベルでの情報交換がなされるようになり、市町村から児童相談所へ事前の相談や協議が増えるようになる。
- □ 原則としてこれらの相談と助言は「援助依頼」と「回答」として対応する。市町村からの求めに応じて児童相談所が回答した場合は、後日、市町村は「援助依頼」として文書を送付し、児童相談所は□頭で回答した内容をあらためて文書で回答する。

(3) 通知

ア 送致後等児童相談所が主担当になっている場合の通知(児童虐待防止法第8条)

市町村 市町村から児童相談所に送致し、児童相談所が主担当になっている場合でも、市町村が、そのケースに立入調査や出頭要求、一時保護の必要があると認めたときは、児童相談所に対して通知をすることができる。この通知は、市町村が児童相談所へ追加情報を提供するための手段であり、「児童相談所の対応について(通知)」(様式8☞書式編P26)により行う。記載にあたっては、記入例を参照する。(☞書式編P27、28 参照)

通知を受けた児童相談所が、その対応について判断する。また、児童福祉審議会に対し通知に係る措置の状況を報告する。なお、これにより主担当機関は移らない。

イ 児童相談所から市町村への通知(児童福祉法第26条)

児相 児童相談所は、養育支援の必要性を認めるケース等については、保育の実施及び子育て短期支援事業や養育支援問事業の活用について、市町村に通知することにより、適切な対応を促すことができる。この通知は市町村への追加情報を提供するための手段であり、保育所、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業等の利用通知書(様式 39☞書式編 P62)により行う。

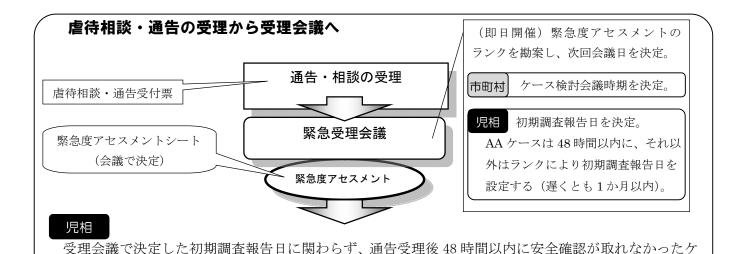
(4) 指導委託

児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定により、児童相談所による指導措置を、児童家庭支援センターや市町村等へと委託することができる。主担当機関は児童相談所が担い、指導内容については児童相談所と市町村が協議の上、児童相談所が策定した援助指針(援助方針)に基づいて行う。

例えば保護者が指導に対して拒否的で、児童相談所の行政処分の一環として支援を行うことが適当な場合や、家庭と市町村との支援関係が構築されており、市町村が支援を行う方が効果が高いと見込まれる場合などに活用できる。

市町村 指導委託を受ける際には、必ず児童相談所との協議の上で援助指針の内容を検討し、実効性 のある内容となるよう意見を述べる。受託後は援助指針に基づきつつ市町村による支援を実施する。 具体的な支援内容は市町村が一定の裁量をもって行い、児童相談所とよく状況を共有し行う。指導委託の解除や変更の必要性がある場合には、児童相談所に速やかに意見を伝える。

児相 児童相談所は、指導委託を検討する段階で必ず市町村と援助指針の内容について検討し、子どもや保護者等にも、市町村が支援を実施する意義を十分に説明し、原則として同意を得た上で援助方針会議にて決定する。決定後、保護者等と市町村に通知を送付する。保護者から当該措置へ不服があった場合には、県が申し立て先となる。



-スについては、緊急に安全確認会議(援助方針会議)を開き、立入調査を検討する。

重要! 通告の取扱い

① 特定できる子どもの相談は通告として扱う

- □ 学校や保育所などから、「保護者や子どもにどう対応したらよいか。」などの相談や「今は何もしなくていいが、何かあったときのために知っておいてほしい。」という情報が入ることがある。個人を特定できる虐待に関する情報は、通告として扱う。虐待が疑われる場合は、学校や保育所等は子どもの福祉を第一に考えて通告する義務があることを伝え、組織として受理し対応を協議する。
- □ 児童相談所は、要保護児童対策地域協議会の実務者会議等で市町村が主担当で対応しているケースを協議した場合は通告として扱わないが、援助依頼があった場合は通告として扱う。
- □ 児童相談所が主担当で対応しているケースの取扱いについて、市町村で定めておくことが必要である。情報を把握し、要保護児童対策地域協議会での進行管理対象ケースとすることが望ましい。

② 通告と守秘義務・秘密漏えいの禁止について

- □ 医師や公務員、弁護士など職務上守秘義務を負っている人が、児童虐待を受けたと思われる 児童を児童相談所等に通告することは、児童虐待防止法第 6 条において守秘義務違反になら ないと規定されている。
- □ 児童虐待防止法第 7 条において、児童相談所等が通告を受けた場合、通告を特定した者を特定する情報を保護者等には漏らさないことと規定されており、通告の情報元は秘匿しなければならない。ただし、通告元となることの多い学校等や医療機関に関しては、近隣住民や家族・親族からの相談とは異なり、通告をした機関が特定される可能性が高いため、保護者に対する対応方法について事前に綿密な協議を行い、今後の協力を依頼する。また、学校や医療機関に対しては、保護者からの抗議を怖れて通告自体を躊躇することのないよう、日ごろから虐待問題への理解を促すとともに、組織的対応による危機管理体制の構築等についても児童相談所や要保護児童対策協議会などから働きかけることが大切である。

第3章 虐待対応の流れ(市町村・児童相談所) I 相談・通告・送致の受理

1. 相談・通告の受理

虐待通告は、関係機関からとは限らない。虐待者本人、あるいは虐待を受けている子ども自身からの SOS という場合や、近隣の住民や家族や親族からの相談という場合もある。通告者が誰であるかにより情報の質や量が異なるが、通告者の意図(どうしてほしいのか)とともに、その後の調査や安全確認を行うために必要な具体的事実を聞くことが大切である。

2. 通告の受け方

必要な情報が得られるよう「子ども虐待相談・通告受付票」(様式 6☞書式編 P23、様式 23☞書式編 P45)に記入しながら聴き取る。電話による通告も多いので、日ごろから適切な聴き取りができるようにしておくことが必要である。

(1) 通告受理の際に聴き取ること・確認すること

. —	
① 聴	恵き取り項目
	虐待の具体的内容と事実経過
	(「いつ頃から、どこで、誰が、どんなふうに、どのくらいの頻度で」を意識して聴き
	取る。)
	虐待を受けている子ども、虐待をしている保護者の具体的な言動
	虐待の目撃、伝聞、推測
	保護者と通告者との関係
	保護者、きょうだい、親族、縁故者の情報
	所属集団など関係機関の情報
	通告者の意図
	(虐待かどうかわからないので調査確認してほしいのか、保護してほしいのかなど。
	「なぜ今回、通告しようと思ったのか?」という質問で、通告の意図がわかる場合があ
	る。)
	生活保護、他の福祉制度の利用
	所属集団での子どもの様子
	きょうだいへの虐待の有無など
② 有	権認する項目
	今後の協力依頼、電話連絡の可否
	秘密保持の確認・保護者に通告者を知らせて良いかどうか

重要! 聴き取りのポイント

- ① 「御連絡ありがとうございます。」・・・まず、感謝の意を示すことが大切。
- ② 具体的な問い掛けを心がける。

いつ頃から:「1週間ぐらい前ですか、それとも1か月ぐらい前ですか。」

頻度:「1日何回ぐらい泣き声が聞こえますか。」「時間帯は決まっていますか。」

情報源:「このことに気が付いたきっかけを教えてください。」

氏名:「お子さんの下の名前だけでも分かりませんか。」「住居に表札は出ていませんか。」

年齢:「お子さんを見かけたことはありませんか。」「泣き声は、1~2 歳ぐらいの赤ちゃんのような感じ、それとも小学生ぐらいですか。」

- ③ 「今日通告しようと思ったのは、何かあったのですか。」・・・緊急性や通告意図を把握しやすくなる。
- ④ 父母間の身体的暴力、大声での暴言など DV(面前 DV)の把握も心掛ける。

「お子さん以外の家族が被害に遭っている様子はありますか。」

「お子さん以外の家族に対しても、叩いたり怒鳴ったりすることはありますか。」

- ⑤ 通告者の秘密を守る。(児童虐待防止法第7条)
- ⑥ 通告は守秘義務違反に当たらない。

(2) 通告元別の留意点

ア 近隣住民からの通告

通告してきたことに謝意を示し、調査を開始すること、通告元を明かさないことを説明する。

子ども、家族の状況に関して市町村・児童相談所が追加情報を求める場合があることや新たな事実が把握できたとき連絡をもらいたいことなど、可能な範囲での協力を依頼する。

なお、通告には、近隣関係の軋轢による中傷が含まれることもあるので、通告に至ったきっかけを尋ね、十分な聴き取りをして状況の把握をすることが必要である。通告者から対応についての情報提供や、対応の変更を求められた場合には、通告者の気持ちや考えを受け止めた上で、市町村や児童相談所は守秘義務があり、個人情報に関することは情報提供できないこと、組織として判断し、対応をしていることを説明し理解を求める。

同じ近隣住民から同様の通告が複数回あった場合でも、近隣トラブルと決めつけず、「虐待のおそれは無いか。」「何かあるのではないか。」という視点で、子どもや家庭状況をあらためて見直すことが必要である。

DV の子どもに対する影響という視点からは、父母間のやり取り等から、父母が対等ではなく、どちらかが一方的に強くもう一方が逆らえない状態のように感じたことはあるかについても確認できるとよい。

イ 本人、家族等からの通告

(ア)家族や親族からの通告

通告したことを秘密にしてほしいと言うことも多く、介入の糸口となることが困難なことがある。一方で、子どもの安全確認に関して緊急な対応を求められることも多い。まず

は調査を開始することを説明し、今後可能な範囲での協力を要請する。

(イ)虐待をしている保護者自身からの通告

保護者の訴えを受け止め、傾聴し、批判したり責めたりはせず、面談したいことを説明する。状況により、児童相談所において子どもの一時保護も可能であることを伝える。 匿名の場合は、個人を特定する情報収集に努める。

(ウ)虐待を受けている子ども自身からの通告

勇気を奮って通告したことをまずねぎらう。

市町村・児童相談所は、子どもの安全を守る立場であることを伝える。虐待の事実と程度、協力してもらえる人、子どもが一人でできる行動の程度や範囲、今後の連絡方法なども聴き取る。

市町村・児童相談所ができる援助の方法などを具体的に説明する。子どもに関わりのある学校等の関係機関と協力して解決していくことを説明し、子どもの了解を得る。また、緊急時等に助けを求められる場所や連絡先、SOSの手段を伝えておく。

ウ 関係機関(学校、幼稚園、保育所等子どもが所属している機関、医療機関)からの通告

通告元となることの多い関係機関は、近隣住民や家族・親族からの相談とは異なり、通告した機関が特定される可能性が高いため、保護者に対する対応方法について事前に綿密な協議を行い、今後の協力を依頼する。虐待防止法第7条の規定により、通告元秘匿の観点から、市町村や児童相談所は、学校等通告元に関する情報を保護者には伝えない。DVの子どもに対する影響という視点からは、父母間のやり取り等から、父母が対等ではなく、どちらかが一方的に強くもう一方が逆らえない状態のように感じたことはあるかについても確認できるとよい。

なお、医療機関からの通告の場合には、子どもの受傷の程度、心身の状態、治療の見通し、 保護者の言動とともに、虐待を疑った理由を聴き取る。また医療機関が保護者に伝えた情報 も併せて聴き取る。入院している場合は子どもの安全を確保する意味から一時保護委託とす る場合もあるので、退院の時期を医療機関だけで判断して保護者に言わないよう依頼する。 傷害が重篤なケース等、場合によっては警察への通報を要請する。

エ 警察からの通告

警察署は、深刻な虐待が疑われる場合など緊急性、専門性が高いと判断した場合や、その子どもの一時保護が必要であると判断した場合には、児童相談所に通告する。

児童相談所は、警察署からの通告ケースで、市町村が対応することが適当と判断する場合には、警察からの通告を受理した上で、市町村と連携して対応する。

警察署は要保護対策地域協議会の構成員であることも多いことから、警察から市町村に安全確認の依頼、情報提供、情報交換が行われる場合もある。

警察署から通告や依頼などを受けた場合には、児童相談所と市町村、警察で情報を共有して、連携して対応する。

第3章 虐待対応の流れ(市町村・児童相談所) I 相談・通告・送致の受理

|重要!|【児童相談所による対応】医療ネグレクトが疑われる通告について

保護者の同意が得られないために、子どもに必要な医療行為を行うことができない、といったケースについては、子どもや保護者の状況等に応じ、一時保護による児童相談所長の同意、親権停止審判請求及び保全処分といった対応が必要となる。併せて医療機関からの意見書等が必要な場合もあることから、速やかな検討を行う。

参考 臓器移植に係る医療機関からの照会について

- □ 脳死あるいは心停止のおそれがある子どもについて、虐待相談の経過の有無につき医療機関から児 童相談所、市町村等へ情報提供依頼がされる場合がある。
- □ 児童相談所では、『臓器移植に伴う児童相談所における児童虐待情報の取扱いに関する指針』に基づき対応する。

ただし、医療機関から当該児童につき通告として連絡を受けた場合は、通常の虐待対応の中で情報収集・提供を行う。

第3章 虐待対応の流れ(市町村·児童相談所) I 相談・通告・送致の受理

(3) 夜間・休日対応について

市町村 宿直・日直職員から調整機関への連絡体制、対応体制を整えておく必要がある。

児相 24 時間 365 日電話相談事業 (子ども・家庭 110 番) を実施している。

平成27年7月から、従前10桁の児童相談所全国共通ダイヤルが「189」の3桁に短縮された。 千葉県では、平日9時から17時までは各児童相談所に、それ以外の時間は「24時間365日電話相談事業(子ども・家庭110番)」へ転送される。

① 事業内容

中央児童相談所で、県下全域(千葉市を除く。)の虐待相談及び虐待通告を受け付ける。

② 対象

保護者、子ども、市町村等の関係機関職員、県内に居住する子どもに関わる相談を希望するもの。

③ 相談先

中央児童相談所専用電話 043-252-1152

④ 虐待相談・通告聴取後の対応について

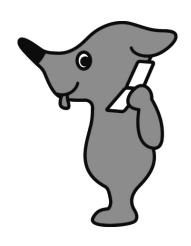
電話相談員は通告後速やかに管轄の児童相談所(夜間、休日は各児童相談所当番職員の携帯電話)に連絡をする。

⑤ 夜間、休日の対応

電話相談員から連絡を受けた児童相談所当番職員は、必要に応じて通告者に連絡をするなどして、さらなる情報収集を図った上で、職員間の電話連絡等により組織として受理し対応を決定する。

目の前で暴力がふるわれているなど子どもの身の危険が推測される場合は110番通報を、重篤な身体への傷害や生命が危ぶまれるという場合は119番通報を通告者に依頼する。

また、必要に応じ警察や市町村とも連携して対応する。



1. 子どもへの初期の対応ポイント

(1) よくみられる子どもの状態

子どもは、長期間虐待を受け続けると、下記のような状態となっていることが多くあると言われている。子どもがこのような状態になっていたら、「虐待の影響である」という認識のもと、子どもの訴えや態度等を否定せず、受容的に対応していくことが大切である。

- ① 虐待を受けた子どもが、自分から虐待を受けたことを訴えることは稀である。 虐待について確認しても、否定したり、一旦は認めても後からその事実を取り消したりする子どもも いる。親をかばう場合も多い。
- ② 自分が虐待を受けているという認識を持てないでいる子どもも少なくない。
- ③ 虐待を受けた子どもの多くが、虐待を受けたのは自分が悪かったせいだと思っている。
- ④ 虐待を受けた子どもの話は、事実関係が矛盾していることがよくある。
- ⑤ 虐待を受けた子どもは、支援者の怒りを誘うような態度や行動をとることが少なくない。
- (6) 虐待を受けた子どもは、周囲の大人の気持ちに敏感である。

(2) 事前準備

ア 日常的な子どもの様子に関する情報の収集

学校その他、日常的に子どもの様子を把握している関係者から子どもの性格、行動等参考 となる情報を可能な範囲で収集する。

イ 子どもとの接点の取り方の検討

通告の内容や収集した子どもの様子等をもとに、子どもの特性に配慮し、会う場所、会う 人の性別や人数等を検討する。

ウ 子どもと会った後の対応の検討

ケースの緊急性等を勘案し、その後に必要とされる対応の見通しをあらかじめ立て、実際 にどのような対応がとれるのかを検討しておく。

(3) 話をする際の留意点

ア 子どもの不安に配慮する

なぜ、何のために面接をするのか知らせずに面接を行うことが、子どもにとって不安の原因となる。逆に、目的を伝えることが子どもの不安を募らせることも考えられる。子どものおかれた状況や子どもの性格等を考慮し、面接を行う場面設定を工夫することが必要となる。また、子どもが安心して話すことができるように、子どもの味方となり、一緒に問題解決にあたることを伝えることも必要である。

しかし、安易に「話したことは、(親には)絶対内緒にする」という約束から面接をスタートすることは、その後の対応に支障をきたすことから、してはならない。

子どもに対して、誠実に、真摯に対応することが求められる。

イ 子どもの負担に配慮する

子どもは親への秘密を持つことを、「親への裏切り」と感じることが多々あり、虐待行為の 原因が、自分自身にあると考えようとする子どももいる。子どもに対して、「会ったことを親 へ内緒にするように」との約束をさせないようにし、子どもが親へ隠し事をしたり、嘘をつかずにすむように会う機会を設けることが望まれる。

事情聴取のように次々と事象を確認するような問いかけは避け、子どものペースを尊重し、話を進める。子どもの様子から「これ以上は話せない」と子どもが考えていると思われることについては、無理に追及せず、いったん話題を変えるなど、子どもを追いつめないよう配慮することも必要である。

ウ 子どもが意見を言える場面の用意

子どもの言葉による表現力は、その年齢等によって大きく異なる。それぞれの子どもの経験等により、大人とは異なった表現をすることがある。話をする相手との関係性や相手の性別等によって、話をする内容が変わることもある。

子どもから伝えたいことがあっても、上手く説明できない、言葉が見つからない、話す気にならないなど、障害になるようなことがあると、子どもは話すことをあきらめてしまう。 子どもが話をしやすい場所や相手を考えて、会う場面を用意し、子どもが「どうしたい」と 考えているかを確認することが必要である。

エ 子どもの主張は変わる可能性があることを意識する

子どもは、大人と同じように状況判断をしている訳ではない。また、新たに知ったこと、 周囲の状況変化等により、認識を変えることもある。虐待など生活環境が厳しい状態にある 子どもは気持ちの揺れも大きく、その主張が極端に変わってしまうこともある。

オ 子どもに最終決断を委ねるのは適切でない状況がある

家庭からの分離など最終決断を全面的に子どもの判断に委ねることは、子どもへの負担が 非常に大きく、適切ではない場合があることについても、十分留意が必要である。

2. 保護者への初期の対応ポイント

(1) 通告等による介入の場合

ア 反応の類型

関与・介入を拒否

- ・攻撃型 (通告元の追及)
- ・消極型(時間がない、忙しい)

虐待行為を否定

(虐待行為そのものを認めない)

- ・否認型(やってない)
- ・半否認型(わからない、知らない)

虐待行為を肯定・正当化

(虐待行為は認めるが、虐待認識は低い)

- 当然型(養育方針である)
- ・必要性型(こうするしかない)

虐待行為を肯定・反省姿勢

(虐待を認めている)

- ・現状肯定型(悪いとは思うがなおせない)
- ・改善主張型(何とかしたい、もうしない)

強い叱責や体罰など虐待に通じる行為にまで至ってしまった保護者は、子どもの養育に関 して何らかの問題を抱えている。

叱責してしまう姿勢や体罰自体を責めることから始めず、保護者が困っていることをまず 確認し、共感するように接していくことが必要である。

イ「通告元」に関する話題への対応

訪問理由について自然な設定ができない場合は、通告をきっかけとした訪問であることを 伝えることが必要となる。通告があったことを伝えた場合、保護者の多くが「通告元がどこ であるか」を最初の話題とする。

児童虐待防止法第7条の規定により、通告元を明かすことは禁止されており、法律の趣旨を説明し、「通告元」に関する話題を短く切り上げるように対応することが適切である。

ウ 家族全体の問題であるか等の見極め

子どもと母あるいは父等の間だけの問題か、子どもと父母等(母と祖母等々)家族全体の問題として現れているのか注意深く見極めることが必要である。そのためには、まず、誰と話すことが効果的か、あるいは安全であるか見通しをたてて対応する。

不用意に親族等と連絡することにより、家庭が著しく閉鎖的になってしまうことがあるので、十分に情報を得た上で対応をすることが必要である。

なお、DV (父母間の支配-被支配関係) は子ども虐待の重大なリスク (千葉県の死亡事例検証の5例中4例にDVあり) であることを踏まえて情報収集に努め、父母・家族間のやり取り等も情報として記録することが望ましい。また、DV が疑われる場合には、被害を受けていると思われる保護者と個別に面談し、必要に応じて DV 被害状況についても聞き取るとともに、DV 例の教示やDV 相談機関への相談の勧奨等が必要であるが、情報の管理に十分留意する。

重要! 対応で特に注意すること

- □ 訪問や面接は、複数の職員で行う。
- □ 保護者等に、聴取者の所属や職務上の守秘義務、調査事項と調査の必要性等を簡潔に伝える。
- □ 子どもや保護者等のプライバシーに配慮し、第三者のいるような場面で話すことは避ける。

訪問する場合に、玄関の外で内容に踏み込んだ話をするのは NG!

「少しお話をさせて下さい。」と玄関の中に入ることの了承を得て、中に入ってから話を始める。

(部屋の中には、保護者等の了解を得てから入る。)

(2) 保護者自らが虐待不安を訴えた場合における対応の留意点

保護者自らが、虐待の不安を訴えてきた場合には、その気持ちを責めず、不安を受け止め、共 感的に対応することが基本である。

保護者が、虐待の不安を感じる原因となっている問題を主題として相談や支援ができるよう、 保護者が不安を感じていることに共感し、落ち着かせるよう対応することが必要である。

また、支援にあたっては、保護者が過度に依存的にならないよう、支援方法等について検討した上で、対応することが必要である。特に、保護者が自らの被虐待体験を訴えるなどの精神的な悩みを抱えている場合には、専門機関(精神保健福祉センター等)と連携をとることも重要である。

(3) 子どもの行動等の問題として相談があった場合

子どもの乱暴や嘘など問題行動について保護者から相談があった場合、その要因として、保護者の不適切な関わりが考えられる場合がある。

保護者への聴き取りによって、保護者の養育による問題がわかった場合でも、その場で端的に 指摘することは避け、保護者自身が子どもへの関わりをどのように考えているか等の投げかけに より、保護者の意識の程度を確認することから始めることが適切である。

保護者の意識の程度により、子どもの問題のみを話題として相談の開始をするか、保護者の養育の振り返りを中心に相談を進めるか等の方針を考え、子どもの養育状況が好転することを目指すことが必要である。

しかし、明確に体罰等を認め、さらに体罰等に関し肯定的な保護者に対しては、「子どもに有害な行為は、その目的等にかかわらず虐待行為とみなされる」ことを、早期の段階で伝えることも必要である。

保護者の行為が虐待行為になることを指摘するときは、その行為を否定するものであり、自らの人格を否定されたと保護者に受け取られないよう、十分に留意が必要である。

|重要!| きょうだい事例の扱い

- □ 虐待の背景には、多様な問題が複合的、連鎖的に作用し、構造的問題となって発生している。 このことから、きょうだいがいる家庭で虐待が発生した場合には、ある時点で一人の子どもにしか 虐待の矛先が向いていないとしても、虐待が発生する構造的問題が解決されていない限り、他 の子どもに向かう可能性が高いことを意識してその家族に対応しなければならない。
- □ きょうだいがいる家庭で虐待が発生している場合には、虐待の対象となっていない他の子どもに関してもアセスメントを行うことが重要であり、原則として児童記録票を作成し、安全確認をするなど適切に対応する。また、通告のあった子ども本人にもきょうだいにも虐待の兆候が認められない場合においても、子どもの家庭状況欄にきょうだいの記録をしておく。
- □ 特に、被虐待児を家庭から分離した場合は、家庭に残っているきょうだいへの虐待が新たに発生することもあるので、定期的な安全確認とアセスメントを行い、きょうだいの安全には注意を要する。きょうだいに対する虐待の兆候が認められた場合には、ただちに虐待ケースとして、(定例・緊急)受理会議で対応を検討する。
- ① 通告対象の児童・きょうだいともに虐待が確認されない

通告対象児童 ⇒ 助言(終了)

きょうだい ⇒ 家庭状況欄にきょうだいの記録をする。(状況により児童記録票を作成。)

② 通告対象児童に虐待あり、きょうだいには虐待が確認されず。

通告対象児童 ⇒ 調査継続

きょうだい ⇒ 児童記録票を作成、継続的に状況把握。(心理的虐待として受理)

③ 通告対象の児童、きょうだいともに虐待あり

通告対象児童 ⇒ 調査継続

きょうだい ⇒ 児童記録票を作成、調査継続

■要! 知っていると役立つ聴く技術(子どもや保護者との初期の面接)

① 冷静に聴く

子ども虐待について、子どもや保護者と話をする場合、時として驚くようなひどい状況や、予想もつかなった事実が語られることがある。

そのような時に支援者が感情的に反応し、怒ったり、表情を大きく変えたりすると、子どもや保護者はそれ以上話を続けることに戸惑いを感じてしまう。

たとえ、心の中は動揺していたとしても、それは表に出さないように気をつける。

② 共感的に聴く

状況把握の段階では、話の内容を分析したり、評価したり、支援者の意見を言う必要はない。 「そう思っているのですね。」とか「つらかったのですね。」と話し手の気持ちを受け止める言葉かけに留め、話を聴くことに徹する。

子どもに対し、「まったくひどいことをする親だね。」と同感の言葉や、「かわいそうにね。」といった同情の言葉は口にしてはいけない。それ以上話すことをさえぎってしまう。

また、保護者に対しても、状況把握の段階では、話した内容がたとえ好ましくないことであったとしても、「そんなことをするなんて許されません。」等非難する言葉をかけることは、避ける。

「よく話をしてくれましたね。」と、まず、話してくれたことにねぎらいの言葉をかけることが大切である。

③「はい」「いいえ」で答えられる質問は避ける

「はい」「いいえ」で答えられる質問はできるだけ避け、子どもや保護者の言葉や気持ちをできるだけ引き出すことを心がける。

子どもや保護者が自分の言葉で語り始めると、堰を切ったように話し出すことも多々ある。

(例)「叩かれて痛かった。」という子どもの話に対し、「お父さんが頭を叩いたの?」と聴くのではなく、「誰が叩いたの?」「どこが痛かった?」と一つずつ聴いていく。

※「はい」「いいえ」で答えられる質問は、回答を限定したり、誘導することになりかねない。

④ 問い詰めない

「なぜ〇〇したのか?」「どうして〇〇なのか。」という質問は、場合によっては責められているように受け取られる場合があるので、できるだけ避ける。

これらの前提として、「一緒に問題解決にあたっていくこと」を子どもや保護者に明確 に伝えることが大切である。

(介入的な関わりであったとしても、それは問題解決のための一過程である。)

第3章 虐待対応の流れ(市町村・児童相談所) II (定例·緊急)受理会議

通告があったら、定型的な作業として、家族構成や子どもの所属、相談歴の有無、乳幼児健康診査の受診状況などできるだけ多くの基礎情報を確認しておく。市町村は、市町村内外の関係機関から、児童相談所は、まずは市町村虐待相談担当部署を通じて情報収集を行うことが原則である。

1. 会議の開催

緊急受理会議は、できるだけ速やかに開催する。子ども虐待相談・通告受付票(様式 6☞書式編 P23、様式 23☞書式編 P45)と緊急度アセスメントシート(☞書式編 P1)に基づいて、対応等について複数の職員で検討する。

市町村 子ども虐待庁内緊急対応チームを招集するなど、複数名で会議を行う。

児相 会議は、所長、次長、主席児童福祉司、各課長、上席児童福祉司、地区担当児童福祉司、児童虐待対応協力員、相談・通告等の受理に対応した職員による構成を原則とする。市町村からの送致、援助依頼ケースについては、第2章Ⅲ「2送致・援助依頼・通知・指導委託」(☞本編P38)の項を参照する。

2. 会議での検討内容

(1) 子どもの安全確認方法

(定例・緊急)受理会議においては、子どもの安全確認の実施時期や方法の検討を優先する。 市町村・児童相談所又は、市町村・児童相談所が依頼した機関(者)により通告受理後 48 時間以 内に子どもを直接目視し安全確認することを基本とする。

ただし、関係機関によって安全確認がなされているときや、まずは子どもの所在確認が必要な ときなど、相当な理由がある場合は情報収集を優先する。

(2) 緊急性について判断

市町村 ▼ 緊急の保護が必要と判断する場合等は、速やかに児童相談所へ送致する。

児相 市町村からの送致ケースで、保護者の強い面会拒否や、子どもの居場所の確認が出来ないことが送致理由となっている場合には、立入調査の実施も想定する。送致時に緊急保護の要請がある場合には、会議においてその必要性の判断及び保護の段取りについても検討を行う。

(3) 情報収集

安全確認は目視した状況のみで安全性を確認するということを意味するものではなく、目視と 併せて可能な限りの事実確認、情報収集をして総合的に子どもの安全を確認することを意味する。 誰が・誰に対し・どのような行為を・どれくらいの頻度で行っているか、通告内容だけではケ ースの特定ができない場合、どこから・どのような補足情報を収集するかなどについて決定する。 必要な追加情報を収集するうえでは、子どもに関わりのある機関(保育所、学校等)や警察、市 町村保健センター、健康福祉センター(保健所)等、市町村要保護児童対策地域協議会の情報収 集力を十分に活用する。

第3章 虐待対応の流れ(市町村·児童相談所) II (定例·緊急)受理会議

|重要!| 市町村と児童相談所の連携

- □ 市町村と児童相談所との間で、送致や親子分離の必要性等の判断に関して相違がある場合には、合意点を見出すよう、再度、ケースの状況、評価、判断等について緊急度アセスメントシートやリスクアセスメントシートを活用して照らし合わせを行う。
- □ また、このことにより安全確認が後まわしにならぬよう十分に留意する。

3. 検討結果の記録

(定例・緊急) 受理会議で検討した結果、決定した下記項目を記入する。

なお、児童相談所は「子ども虐待相談・通告受付票」(様式 23☞書式編 P45)の「決定」欄に下記項目を記入する。

- ① 虐待の種類
- ② 市町村・児童相談所の対応(送致、援助依頼、調査/社会診断、心理診断、一時保護)
- ③ 担当者
- ④ 同行訪問者
- ⑤ 緊急度アセスメントシートによる緊急度ランク
- ⑥ 安全確認の方法・時期や初期調査の事項・方法
- ⑦ 次回会議日(初期調査結果の報告日・ケース検討会議実施時期)

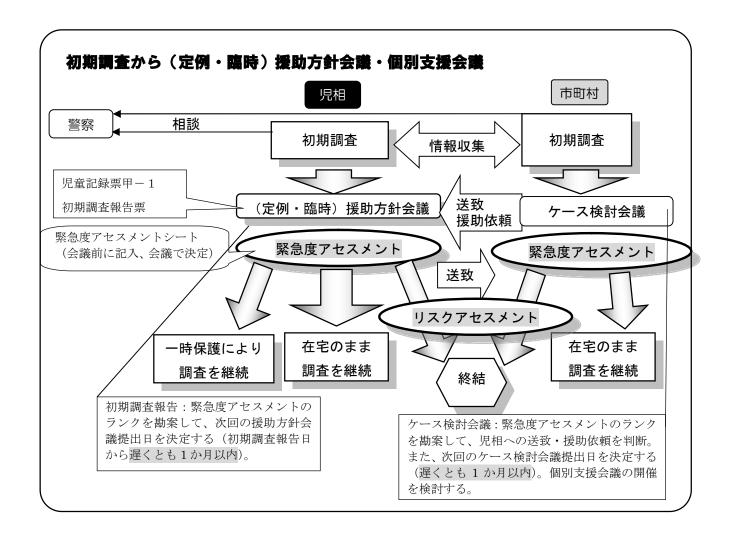
児相 初期調査報告日は緊急度ランクが AA の場合は 48 時間以内を原則とする。

ただし、合理的な理由、誰にでも了解できる理由、たとえば「入院によりさらなる危害が子どもに加えられるおそれはない。」などの場合には、48 時間を超えた報告日を設定してもよいが、その理由を子ども虐待相談・通告受付票(様式 23☞書式編 P42)の「余白」に記載する。

AA以外はランクやケースの内容により、遅くとも1か月以内に初期調査報告日を設定する。 緊急度 A についても、乳幼児等、リスクが高いと考えられるケースにおいては、できるだけ 早い報告日を設定する。

ただし、(定例・緊急)受理会議で決定された方法による初期調査により、新しい情報が得られた時点で差し迫った状況があれば、緊急受理会議で決定した会議報告日にこだわらず、 臨時援助方針会議を開催し、当初の判断・対応について再確認、修正等の作業を重ねる。

また、会議の出席者、安全確認や初期調査の事項・方法に関する討議の内容等についても記録を 残し、意思決定の主旨が記録上把握できるようにしておく。



1. 調査の目的

(1) 初期調査の第一の目的は、子どもの安全確認である

安全確認は、迅速に行わなければならない。安全確認の方法については(定例・緊急)受理会議での決定に基づくこととし、市町村・児童相談所又は市町村・児童相談所が依頼した機関(者)により通告受理後48時間以内に子どもを直接目視し安全確認することを基本とする。ただし、関係機関によって安全確認がなされているときは除く。また、子どもの所在確認が必要なときなど、相当な理由がある場合は情報収集を優先する。

安全確認は目視した状況のみで安全性を確認するということを意味するものではなく、目視と 併せて可能な限りの事実確認、情報収集をして総合的に子どもの安全を確認することを意味する。 市町村・児童相談所が他の機関(者)に目視を依頼する場合は、その方法、確認すべきポイント、 結果報告方法なども含めて依頼する。

児童相談所運営指針において、通告後 48 時間以内に子どもの安全確認ができない場合には立入 調査を実施する旨規定されていることに留意し、子どもの安全確認のために最適なアプローチを つねに検討する(子どもが国外で生活していることが明らかな場合など、例外的な場合を除く)。 児相 児童相談所職員による目視を行う場合は、ケースに応じて児童福祉司だけでなく、児童心理司、児童虐待対応協力員等の組合せを検討し、多角的、複合的視点による確認が望ましい。目視をどこで、どのような方法で行うのが適切か、職種が異なる場合の確認事項の分担についても決めておくことが必要である。

(2) 虐待状況の把握を行う

緊急受理会議開催の時点では虐待の実態や子ども、家庭に関する情報が不足あるいは断片的で ある場合が多く、情報の補完が欠かせない。

情報収集は正確で詳細な聴き取りが必要であるし、その後の情報提供者との円滑な連携を考えると面接によることが望ましい。

ただし、緊急な場合や日ごろから関係のある機関からの収集の場合は電話によることもやむを えない。

通告者にも追加情報を求めることがあるが、情報の収集にあたっては個人のプライバシー保護への配慮が必要であり、得られた情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならないことに留意すべきである。

必要に応じて、児童相談所担当者と市町村担当者や保健師が同行訪問しケースの共通理解を図ることもよい。しかし、保護者が支援に拒否的な家庭であり、児童相談所が介入的役割、市町村が支援的役割を担うことが想定される場合など、同行訪問が適切ではない場合もあることに留意が必要である。

重要! 他機関から情報収集する際の留意点

- □ 市町村・児童相談所が直接、保護者や子ども自身と接触することにより、その後の対応に支障が 生じるおそれがある場合や、虐待に関する情報が不足しており周辺情報の収集や調査を先行させ る必要がある場合は、まずは保育所、学校等子どもの所属機関や関わりのある福祉サービス機関 や母子保健機関から情報を得る。また、それらの機関に、家庭訪問などによる安全確認とその報 告の協力を依頼する場合は、確認すべきポイント(何を見ればいいのか)についての協議を事前に 行う。
- □ 特に市町村・児童相談所職員が保育所や学校などに直接出向いて、子どもの安全確認や虐待状況の把握を行う場合は、職員に市町村・児童相談所の役割のみならず当該機関も子どもを守る責務を有することを丁寧に説明する。その後の子どもや家庭状況に不安が生じた場合の連絡などについても協力を依頼する。

(3)警察との連携・協働

必要に応じ、初期調査の段階から警察に相談し、協働して対応することも検討する。

具体的には、家庭訪問の際に保護者から暴力や脅しを伴う抵抗が予想される場合、虐待の状況 から傷害罪や暴行罪等の適用が考えられる場合、その他子どもの安全確認のために警察の協力が 有効な場合などが考えられる。

参考 警察署長に対する援助要請等(児童虐待防止法第10条)

児童相談所長は、子どもの安全確認や一時保護のために必要な時は、当該児童の住所又は居所を管轄する警察署長に対し援助を求めることができると規定されている。

2. 調査対象、項目

初期調査では、下表のとおり情報を把握する。どの対象から先に情報収集するか、どの項目を中心に情報収集していくかは、通告の内容や子どもの年齢などにより検討し、効果的な情報収集を心がける。初期調査で把握できない項目については、随時補完していく。また、記録については、図示・写真・ビデオ等も活用する。

調査内容については速やかに記録を作成する。記録する際は、正確、簡潔、客観的な記述を心が け、事実と所見を区別できるようにする。発言者(資料の出所)、日時等を明らかにし、相手方の言 動のほか、調査担当者が指導・依頼した事項についても記載する。

表調査の対象・項目一覧

		a 市町村庁内 関係各課	b 市町村保健 センター、 保健所	c 学校、幼稚 園、保育所等 所属集団	d 病院、警察等 の関係機関	e 民生委員、主 任児童委員 等	f 子ども、保護 者、親族等
状虐況待の	内容と程度	0	0	0	0	0	0
	具体的事実と経過	0	0	0	0	0	0
子どもの状況	氏名、性別、年齢	0	0	0	0		0
	身体的•精神的状態	0	0	0	0	0	0
	保護者への反応、子どもの訴え	0	0	0	0	0	0
	生活状況、ケアの状況	0	0	0	0	0	0
淣	所属集団、関係機関との関わり(就学状況、健診受診状況など)	0	0	0	0		0
	その他の特徴	0	0	0		0	0
	家族構成、世帯状況	0	0	0	0	0	0
	生活、就労状況	0		0	0	0	0
家族	家族メンバーの特徴	0	0	0		0	0
家族の状況	生活保護、手当等受給の有無	0					0
νu	家族状況の変化(保護者等(祖父母、 養父母等含む)の死亡、失踪、離婚、再 婚、妊娠、出産等)	0	0	0	0	0	0
	日ごろの養育態度	0	0	0		0	0
養育状況	親族・近隣の育児支援	0	0			0	0
	夫婦関係、内縁関係、交際相手、DV	0	0	0	0	0	0
	保護者の特徴	0	0	0	0	0	0
+411	地域や親族・友人との関係	0	0	0		0	0
地域·社会的状况	地域の特徴	0	0	0		0	
	生活保護、児童扶養手当、障害児関係 手当の受給、療育手帳交付の有無	0				0	0
	育児支援家庭訪問事業、子育て支援 事業などのサービス利用歴	0	0			0	0

^{*}聞いていく順番は、おおむねa・b→c→d・eの順に聞いていくのが一般的である。特にa・bに対しては、緊急受理会議前又は直後に調査する。fに対しては、家庭訪問のタイミングや当事者からの相談の有無によって異なるため、ケースに応じてa~eへの調査と前後することになる。

^{*} それぞれの立場によって見方や情報量は異なってくるため、すでに別の対象に調査して把握済みの項目についても、各対象者へ聞いてみることは有益である。

3. 調査にあたって必要な視点

初期調査段階では、情報が極めて少なく、また、正確性も不明な場合が少なくない。しかし、子どもの安全確保のためには、まずこの段階で、速やかに子どもの安全確認をし、保護者等に対し、受容的な対応を用いるか、介入的手法が適当か、分離保護が必要か判断する必要がある。これらの判断を迅速に行うためには、あらかじめ以下の事項について理解しておくことが求められる。

(1) 虐待に至るおそれのある要因(リスク要因)

虐待発生のリスク要因を踏まえておくことは、子どもに及ぶ危険性を予測するうえで非常に重要である。しかし、それは虐待がリスク要因のある特別な家庭の問題であるということではなく、また、リスク要因を多く有しているからといって、必ずしも虐待に至るわけではないことにも留意をする。反面、虐待はどこの家庭にも起こりうる問題として認識し対応することが不可欠である。適切に判断するためには、リスク要因とともに、当事者の持っている問題解決への肯定的、積極的要因や、家庭や地域における虐待発生抑止要因等とのバランスを意識して、情報を収集し、アセスメントすることが必要である。

★虐待に至るおそれのある要因 (リスク要因)

保護者の要因

- ○妊娠そのものを受入れることが困難 (望まない妊娠・10代の妊娠)
- ○子どもへの愛着形成が十分に行われていない (妊娠中に何らかの問題が発生したことで胎児へ の受容に影響がある。長期入院)
- ○産後うつ病などの気分障害や精神的に不安定な状況
- ○元来性格が攻撃的・衝動的
- ○医療につながっていない精神障害、知的障害、慢性 疾患、アルコール依存、薬物依存
- ○被虐待経験
- ○育児に対する不安やストレス (保護者が未熟等)

子どもの状態

- ○乳幼児
- ○未熟児
- ○多胎児
- ○障害のある子ども
- ○何らかの育てにくさを持っている子ども

養育環境の要因

- ○未婚を含むひとり親家庭
- ○内縁者や同居人がいる家庭
- ○子連れの再婚家庭
- ○夫婦関係をはじめ人間関係に問題を抱 える家庭
- ○転居を繰り返す家庭 (住民登録をしない場合は特に注意)
- ○親族や地域社会から孤立した家庭
- ○生計者の失業や転職の繰り返し等で、 経済的不安のある家庭
- ○夫婦不和、配偶者からの暴力等不安定 な状況にある家庭
- ○定期的な妊婦・乳幼児健康診査を受診 しない
- ○親子の長期分離歴がある
- ○きょうだいへの虐待歴がある

「子ども虐待対応の手引き」をもとに改訂

(2) 保護者の攻撃性に対する認識と危険性

子どもを虐待している保護者は、わが子を支配・攻撃することにより、自尊感情を得て、自己存在を確認している場合がある。子どもを支配・攻撃することにより継続的に安定した自己実現を図ることは困難であり、すぐに、本来の劣等感や自己不全感、不安、憎悪等が表出してくる。そのため再び虐待して自己確認をしようとする悪循環に陥ってしまう。虐待を繰り返し、しかも、その虐待は過去よりも激しくなっていきがちである。

また、虐待が生じている家族では、一見落ち着いているように見えても、ちょっとしたストレスが加わると一気に、あるいは爆発的に虐待行為が激しさを増すことが少なくない。 育児不安レ

ベルにある家族でも、ストレスが多重的に加わると、加速度的に危険な虐待状況に陥ってしまうことがあることにも注意が必要である。そのため、虐待が行われている(という疑いのある)家庭において、子どもの状況把握ができないことは、非常に危険と認識する。保護者が、関係機関の支援や働きかけを拒否することは、ハイリスク要因として捉える。

虐待する保護者の外傷に対する一見合理的な説明や、反省や「もう虐待はしない」という言葉にも注意が必要であり、子どもの受傷の程度の軽重だけで、虐待者の攻撃性や暴力性、危険性を判断しないようにすることが重要である。

また、子どもに重大な健康の問題があるにもかかわらず必要な医療を受けさせないなどの医療ネグレクトや、「代理によるミュンヒハウゼン症候群 (MSBP)」(☞本編 P3 参照) などの虐待も子どもに重篤な被害が及ぶことが多く、注意が必要である。

(3) 乳幼児に対する虐待の危険性

乳幼児への虐待は、受傷の程度に関わらず、保護者が攻撃性・暴力性をコントロールできない 危険な状況にあると判断すべきである。乳幼児自体の脆弱性や、自ら虐待状況から逃れられない ことと併せ、「子どもが泣き止まない」ことが保護者の暴力を喚起する要因となる場合が少なくな いからである。

なかでも、顔面や頭部に傷や傷跡がある場合には、より危険であると言える。暴力的な揺さぶりにより硬膜下血腫、眼底出血、背部の肋骨骨折を引き起こす「乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)」(☞本編 P4 参照)は主に乳児に生じ、深刻な結果を引き起こすことが知られている。

(4) 性的虐待の初期対応の留意点

性的虐待は、その他の虐待に比べて発見が困難なうえに客観的証拠に乏しく、子どもの心身に 生涯にわたって深刻なダメージを与える。被害を確認し阻止するためには、些細な兆候をとらえ て即座に調査を始めなければならない。通告受理後は直ちに(原則的にはその日の内に)一時保 護の判断を要するため、市町村で性的虐待の通告を受けた場合は、直ちに児童相談所へ送致する 等、迅速な対応が必要である。また、誘導・教唆を避けて正確に被害を聴き取り、今後の対応に つなげるために、特に関係機関からの通告に対しては、それ以上子どもに対して被害を訊ねない こと、守れない約束(「誰にも内緒にするから話して」等)をしないこと、子どもとの接触と安全 確保への協力を依頼する。

(5) 虐待する保護者のタイプと対応

育児ストレスが高いタイプで、相談意欲のある保護者には受容的なアプローチ、攻撃的で周囲の支援を受入れないタイプの保護者には介入的なアプローチが効果的であることが多いと言われている。

自ら不安を訴え相談したり、問題解決のニーズを感じている保護者には、多くの場合、受容し、 共感し、傾聴することにより、保護者を支えていくことが求められる。虐待の程度が軽度である 場合には、あえて虐待の告知をせずに、保護者の主訴へ対応する形にした方がよいこともある。 その場合でも、虐待を保護者自身の問題として解決していくためには、時期をみて虐待であることに気づかせることが大切である。 一方、虐待の事実について矮小化や否認するなど虐待認識に歪みを持っていたり、関係機関の支援を拒否したりして、状況の改善が見込まれない保護者の場合には、保護者と対峙し、子どもの保護や状況の改善について毅然として向かい合う姿勢をとる必要がある。市町村・児童相談所は保護者の行為が虐待にあたることを明確に告げ、保護者の独りよがりの思いや甘え、無理押しを許さず、子どもの安全を守るためには積極的に介入し、必要であれば法的対応も辞さないという姿勢を、妥協のない行動で知らせる必要がある。そして、保護者が自らの行動を変えるしかないと気付いたときに、支援者がいたわりやねぎらいの言葉をかけることで、保護者に支援を受入れる姿勢が芽生えてくることも、決して少なくないと言われている。

ケースによっては、市町村と児童相談所で協議のうえ、受容的アプローチと介入的アプローチ を役割分担することも考えられる。

(6) 虐待は健全な人格形成をも損なう重大な権利侵害

子どもを言葉で傷つける、きょうだいと著しく差別することなどに加えて、DV の目撃も心理的 虐待の一つに定義されている。DV という長期にわたって家庭内に存在する暴力や支配を目の当たりにすることにより、子どもの人格形成への悪影響は想像するに難くない。子どもが加害の直接対象ではなくても、子ども自身の安心・安全感が損なわれ、情緒不安定や対人関係上の問題をひきおこすことを理解する必要がある。たとえば、父から母への DV がある家庭で育った 2 歳男児の場合、保育所で、言葉で脅す、暴力をふるう、媚びるという DV さながらの対人関係様式を示し、将来の世代間連鎖が危惧された。虐待は子どもに対する最も重大な権利侵害であり、どのような虐待も心身に深刻な影響を与えることを理解して対応する必要がある。

(7) 虐待への対応における、母子保健との連携の重要性

ケース対応にあたっては、保健師が要保護児童対策地域協議会に参加することにより、調査やアセスメント、サービスの提供の各段階において、専門性と多様性を向上させることが期待できる。特に、虐待は、子どもにとって心身の健やかな発達が妨げられることであり、虐待の予防のためには、乳幼児期の支援や、育児不安や負担を自らは訴えてこない母親への支援、親子の生活の場に出向いての具体的な支援が必要であること等から、母子保健の重要な課題であるとも言える。妊婦健康診査の受診状況の把握、乳児家庭全戸訪問事業の活用、乳幼児健康診査等、地域の母子保健機関が虐待防止の視点を持って積極的に取組を進めることにより、周産期からの虐待リスクの低減を図ることができる。

|参考|| ライフステージごとの主な母子保健事業

【妊娠期】 母子健康手帳交付、母親(両親)教室、妊婦健康診査

【新生児~乳児期】 新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業、乳児健康診査

【幼児期】 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査

- ※保健師等による相談(電話・面接)や訪問指導は随時行われる。
- ※市町村によって事業の内容や時期には違いがある。

4. 家庭訪問による保護者や子どもへのアプローチ

子どもが乳幼児で所属機関がない、又はあっても子どもや家庭に関する情報が少ない、あるいは 虐待の状況から早急に保護者に市町村児童虐待担当部署・児童相談所の関わりを伝える必要がある ときは、初期調査段階で安全確認のための調査として家庭訪問する必要がある。その場合、訪問前 に得られた情報(たとえば、保健師の訪問記録等)を基に家庭訪問時の観察事項を用意するととも に、職員の職種や組合せを検討する。訪問時、保護者には通告があったこと、それを受けて市町村 児童虐待担当部署・児童相談所は子どもや家庭について心配していること、子どもを適切に養育し ていくための支援ができることなど市町村・児童相談所の役割や姿勢を丁寧に伝える。一方、虐待 の事実が明確でない場合は、先入観を持たずに保護者の言い分をしっかり受け止めるという姿勢も 大切である。

保護者の反応によっては、虐待通告の際の市町村の役割や児童相談所の責務(児童虐待防止法第8条第2項の規定により子どもの安全確認を行う、児童福祉法第33条により必要と認めるときは一時保護することができる)や機能(子どもに関するいろいろな相談に応じることができる)、児童相談所職員の仕事(児童虐待防止法第9条第1項、児童福祉法第29条により児童の住所、居所に立ち入り、必要な調査又は質問をすることができる)などを丁寧に、わかりやすく説明する。

子どもの問題行動などを理由に保護者にアプローチするのは、関わりの当初は円滑に進むように思われるが、虐待を正面から取り上げる好機を逸し、こう着状態を生み出す原因になることがある。 担当者のみの判断でアプローチの方向(方法)を選択するのでなく、組織として協議し決定する。 保護者が調査に拒否的な場合には、あらためて立入調査を視野に入れ組織としての対応策を検討する。

家庭訪問時に子どもが在宅していた場合は、子どもにも市町村職員・児童相談所職員であることを名乗り「子どものことでいろいろ相談にのることができるところ」と説明することがよい。子どもの言動を観察することは必要だが、保護者の前で子どもに虐待にかかわる直接的な質問をすることは避けるべきである。乳幼児に関しては保護者と面接しながら、子どもの様子、発育状態や前回訪問時からの成長具合や、発達などについて観察することが重要である。保護者に必要性を説明し、体重測定、全身の観察をし、傷の有無やケアの状況把握を行うことが望ましい。(ネグレクトケースでは体重が増えていない、あるいは減っている、オムツかぶれがひどいなどは重要な情報となる。)頭部、顔面に傷がある場合は、全身を観察することにより他の部位の傷の有無を確認することが必要である。

参考 母子健康手帳をきっかけに得られるハイリスクな状態

- ① 婚姻形態・状況:未婚・内縁
- ② 母の妊娠出産等: 第1子を十代で妊娠・出産、多胎児、低出生体重児、慢性疾患あり
- ③ 母子健康手帳の発行:出産後又は妊娠後期であったり、妊婦自身が記入する項目にほとんど記録がされていない(望まない妊娠・出産)、所持していない
- ④ 妊娠中・出産の情報:定期健診未受診、飛び込み出産、出産病院・出産時の家庭状況(里帰り 先)・転居の様子
- ⑤ 子どもについて:親が記入する項目にほとんど記載がない、子どもの成長発達曲線等

「子ども虐待予防のための保健師活動マニュアル」をもとに改訂

重要! 意見の違いがある場合

- □ 複数の職員で訪問した場合、それぞれが持つ子どもや保護者に対する印象や意見が異なることはあって当然である。むしろ、異なる印象や意見を持つことはケースの多角的な見立てを可能にする前提である。
- □ できるだけ異なる印象や意見を出し合うこと、会議などでも経験が浅い職員も異なる意見を言いやすい雰囲気作りを心がけることが大切である。

児相 調査者への後方支援体制

- □ 調査等で現地に出向いた職員が、判断に迷ったり、対応困難な事態に遭遇したりすることがある。相談や指示を授受することの出来る方策を準備し、緊急対応について指示が出せる体制を児童相談所に整えて待機する。また、緊急保護の必要性が想定される場合は、事前の会議で、どういう状況を確認したら一時保護するかを決めておく。
- □ 家庭訪問を受けた保護者が児童相談所に苦情の電話を入れることがある。児童相談所は「子どもの福祉や安全を守る社会的責務があり、その責務を果たすために調査している。」と説明し、訪問を受入れた保護者の協力に感謝の気持ちを示し、児童相談所の対応について丁寧に説明し、理解を求める。

5. 初期調査結果の報告

収集した情報と訪問時の調査、観察情報をつき合わせる。

- ① 特に、乳幼児においては健康診査時の体重、体格と訪問時の体重、体格等の時系列での比較が必要である。(「小柄」という把握では不十分であり、把握できる範囲で成長曲線を描けるとよい。)
- ② DV 歴などの情報ともつき合わせるとともに、DV 歴の有無に関わらず、保護者の発言や心身の状況などに留意し、DV (父母間の支配-被支配関係) を把握することが望ましい。
- ③ 子どもの不自然な、あるいは過度の甘えや行儀よさも要注意である。

なお、虐待に限らず既に何らかの理由で児童相談所が扱っていたり、関係機関において育児支援の対象になっていたケースにおいては、子どもや家庭状況の詳細な把握が速やかにできるものもある。その場合は、初期調査結果報告段階で援助方針を立てることができるが、児童記録票やリスクアセスメントシートなど援助方針を決定するのに必要な書式は必ず添付する。

その際、関わりがあったからといって従前の認識にしばられることなく、子どもや家庭状況をあらためて見直すことが大切である。アセスメント結果をまとめるまでに、家族のジェノグラム(
書式編 p. 11 参照)を必ず作成する。この段階でのジェノグラムは、得られている情報の範囲で作成して差し支えないが、可能な限り祖父母の代までの3世代のジェノグラムを作成する。ジェノグラムは、単に性別や年齢、親族関係がわかるようにするだけでなく、その家族に特徴的な家族力動、支配関係等を表現したものであることが望ましい。リスクアセスメントの結果とジェノグラムを見比べることで、ケースの見立てがより立体的なものとなる。リスクアセスメントの際には、家族のもつリスクだけでなく、強みに対しても目を向けられるとよい。

見相 記録に要する時間を短縮するためには、初期調査報告票(様式 24☞書式編 P47)を用い調査対象や方法、調査結果及び意見を記載して、(定例・緊急)受理会議で決めておいた報告日の援助方針会議に提出する。

また「調査結果及び意見」欄には虐待の状況、子どもの安全性に関する意見及び今後の対応に関する意見アからオまでのいずれかを選んで示す。家庭状況や家族構成などは児童記録票に記載し、初期調査報告票と併せて会議に提出する。

援助方針会議では、初期調査で得られた情報に基づいて、あらためて緊急度アセスメントシートにより緊急度ランクを決定する。今後の対応に関する意見を組織として決定する。児童福祉司の意見と異なった決定をした場合は、その理由を余白に記入する。緊急度のランクにより次の援助方針会議提出日(1か月以内)を設定する。

重要! 初期調査報告票記入上の注意

- □ 初期調査報告票は、初期のアセスメントを見やすく簡略化したものである。 虐待が疑われるケース、虐待と思われる状況ではないケースいずれについても記入する。
- □ 観察項目は、発言の内容、言動だけではなく、態度や表情、声の調子など非言語的コミュニケーションの内容や全体に関する担当者の印象や感想についても、できるだけ詳細に記録しておくことが望ましい。
- □ 情報量が多く、初期調査報告票に収まらない場合は、意見欄に「別紙のとおり」と記して、別 紙意見書を添付する方法もある。
- □ 情報の質を確認するために調査対象者名、調査年月日、調査方法などは必ず記入する。

6. 子ども虐待事例にかかわる調査権と守秘義務について

子ども虐待への対応においては、子どもの安全確認や家族の支援のために、当該家族の状況についてさまざまな調査をすることが求められる。

行政機関が行う調査には、調査の相手方に受忍義務を課す(拒否した場合には罰則を科すなどして、その実効性を担保する)立入調査と、相手方の任意の協力を前提とするその他の調査の双方があることに注意しなければならない。市町村・児童相談所が任意の調査を実施する際の法的根拠は下記のとおりである。

児童福祉法に、都道府県の業務として、児童及び妊産婦の福祉に関し、「児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと(第11条第1項第2号ハ)」とされ、児童相談所がこの業務を行うものとされている(第12条第2項)。また、要保護児童を発見した者から通告を受けた場合、児童相談所は、必要があると認めるときは、速やかに児童の状況の把握を行う(第25条の6)ものとされている。

児童虐待防止法では、通告若しくは送致を受けた場合、児童相談所長は、「必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずる(第8条第2項)」とされている。(⑤本編P82第4章I「出頭要求・立入調査・臨検又は捜索」参照)

市町村 児童福祉法に、市町村の業務として、「児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと (第 10 条 第 1 項第 3 号)」が定められている。また、通告を受けた場合、市町村は、必要があると認めるときは、速やかに児童の状況の把握を行う (第 25 条の 6) ものとされている。

さらに、児童虐待防止法では、通告を受けた場合、市町村長は、必要に応じ近隣住民、学校の 教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により 当該児童の安全の確認等を行う(第8条第1項)とされている。

<要保護児童対策地域協議会>

児童福祉法において、要保護児童対策地域協議会は「前条第2項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる(第25条の3)」と規定されている。

虐待に関する調査を行う場合であっても、個人の権利やプライバシーを侵さないよう十分配慮する必要がある。しかし、法的根拠に基づき、子どもの生命・身体の安全等のために必要とされる場合に実施される調査は、個人のプライバシーに優先し、千葉県個人情報保護条例における例外規定に該当するものと考えられる。市町村でも、通常は各市町村が定める個人情報保護条例において同様の例外規定が存在するので、確認しておく必要がある。

しかし、この場合でも、情報の提供等を拒む相手に対し、強制的に情報の提供を求めることはできない。調査が、子どもの安全を守るために必要であること、法的根拠に基づくものであること、収集した情報は守秘義務により外部に漏れることがないこと等を説明し、理解を求める必要がある。関係機関に対する調査であっても、虐待の事実が明確ではない段階では、必要とする根拠について説明をする等の配慮が必要である。

また、調査にあたっては、「汚れた服を着ていることはありませんか?」「夜、家から閉め出されていることはありませんか?」など、かなり具体的な質問をすることが必要な場合がある。このような質問をすること自体は、守秘義務違反になることはないが、質問の際に、「これまで何回も通告があって保護しているのですが、・・・」など、これまでの調査結果等の情報を話してしまうと、守秘義務違反になるので、注意が必要である。



参考 関係機関に情報提供を躊躇(ちゅうちょ)されたら

□ 児童相談所が子ども虐待に関する調査の際に関係機関から情報収集するときには、以下の「千葉県個人情報保護条例」において例外規定が該当することを説明して、協力を依頼する。

第8条第3項(収集の制限)

実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に基づいて収集するとき。

(他省略)

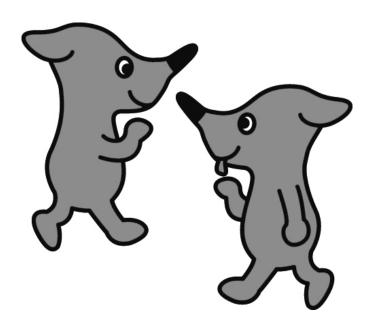
第10条第1項(利用及び提供の制限)

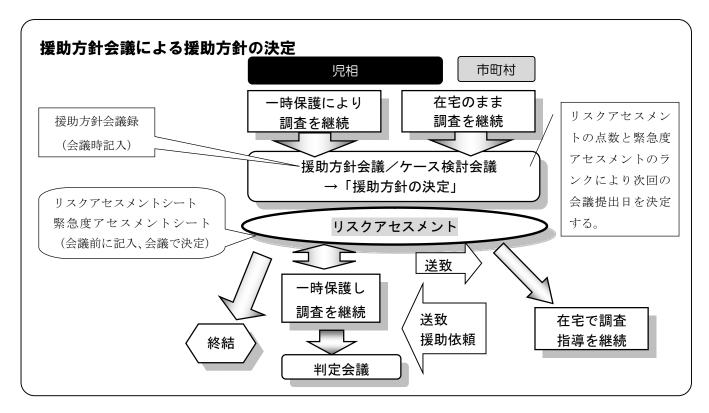
実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に基づいて利用し、又は提供するとき。

(他省略)

□ 「千葉県個人情報保護条例」は県の機関に適用されるもので、市町村やその他の機関においては、該当する個人情報保護に関する条例や法により規定されている。ただし、いずれも同様の例外規定が存在するので、その旨を説明して協力を依頼する。





1. 会議への報告による事例管理

(1) 報告の留意点

担当者は調査・各種診断結果(児童福祉司は社会診断結果、児童心理司は心理診断結果、一時保護課職員は行動診断結果、市町村では調査、指導結果等)、リスクアセスメントシート、緊急度アセスメントシートとあわせて意見及び援助方針を援助方針会議/ケース検討会議に提出する。

初期調査報告時に定めた日 (初期調査報告日から 1 か月以内) に提出するが、早急な一時保護等を要する事態であれば、臨時に会議を開催する。

個人が特定できないなど情報が少なく、初期調査報告後 1 か月以内での援助方針策定が困難である場合には、期限前に「現況報告」を援助方針会議/ケース検討会議に提出する。援助方針策定困難な理由を明確にし、タイムスケジュールの修正を組織として行い、あらためて、援助方針会議/ケース検討会議に提出し組織として対応を決定する。

(2) 在宅による援助(継続指導開始)

在宅による援助となる場合は、具体的な援助方針を策定し(定例・臨時)援助方針会議/ケース検討会議に提出して「継続指導開始」とする。家庭や虐待の状況は時間経過とともに変化するため、援助方針の見直しが必要となる。そのため、援助方針の策定にあたっては、必ず再評価の時期を設定する。期間の設定は、緊急度アセスメントシートにより、原則として AA は 2 週間以内、A は 1 か月以内、B は 3 か月以内、C は $3\sim6$ か月程度を目安とする。リスクアセスメントシートにおいて、不明項目が多い場合は、今後それらの情報が収集できるような調査・診断を心がける。

児童相談所による継続指導開始ケースについては、市町村に連絡し、要保護児童対策地域協議 会の一元管理のもと、各支援機関の役割を確認していくことが望ましい。

(3) 再評価の時期

再評価の時期設定については、ケースが持つ特殊性、リスクアセスメントシートの結果を参考とするとともに、進学進級や学校の長期休暇等、生活の変化が生じる可能性がある時期、担当者変更の時期なども考慮する必要がある。

再評価の時期には、リスクアセスメントシートと緊急度アセスメントシートの結果を参考にしながら、ケースのおおよその経過と援助効果、達成段階、残された課題及び今後の援助方針を整理して会議に提出する。

2. 援助方針(援助指針)の決定

児相

- ① 援助方針会議は所長、次長、主席児童福祉司、各課長、上席児童福祉司、担当者等で構成る。必要により、市町村職員や児童虐待対応専門委員等の同席も考慮する。
- ② 会議は、児童福祉司による社会診断に基づく意見、子どもや保護者に関わりを持った児童心理司や小児科医、精神科医、一時保護所職員による診断所見及び意見をつき合わせて、当該ケースの子どもと家庭にとってより良い解決策を協議する。
- ③ とくに、一時保護した場合は情報量が多くなるので、判定会議により各担当者の診断所見や意見が対比しやすい資料を用意して、総合診断と援助方針(具体的な援助内容、方法)を決定する。里親委託や施設入所の場合は援助指針を作成するため、その書式に則って作成する。『在宅による援助』と『親子分離による援助』の選択にあたっては、その積極的な理由も明確にし、子どもや家庭にとって何を目指すのかという最終目的を意識する。
- ④ 家庭からの分離の判断については、リスクアセスメントシートを参考とする。
- ⑤ 虐待ケースについて援助方針会議にて援助方針を決定する場合は、必ず【定例・臨時】援助方針会議録(様式38宮書式編P61)「1リスクアセスメント結果及び緊急度アセスメント結果」「5会議結果」「6次回個別支援会議」「7次回報告日」を記入する。また、担当者が示した意見と会議の結論が異なった場合、【定例・臨時】援助方針会議録「2会議の結論」、「3結論に至った理由」を記録する。最終的に担当者の意見と同じでも、会議の中でさまざまな観点から議論がなされた場合は、その議論の論点を会議録に残すことが望ましい。記録はあらかじめ決められた記録者が担当し、「2会議の結論」、「3結論に至った理由」を読み上げるなどして確認することが大切である。

3. リスクアセスメントシート

(1) リスクアセスメントシートとは

子ども虐待対応にあたっては、家族全体に関する情報に基づいて虐待の発生要因と背景を明らかにし、虐待再発防止のための支援計画を立てるための見立て、アセスメントが重要である。

リスクアセスメントは、特に虐待のリスクを評価する、あくまで子どもの安全を確保するための一つの道具である。アセスメントが総合的なものとするならば、リスクアセスメントはその一部、あるいは補助と言える。

リスクアセスメントシートは、子どもの保護の要否判断する際の補助とするための客観的指標を用いたシートだが、その活用範囲は案外と広く、その効果については下記のような事項が考えられる。

- ① 一時保護の決定が難しい局面や長期化したケースについて、関係機関相互の意見が違ったとき、ケースの客観的な見立て直しをするときに役立つ。
- ② 担当者の経験則、思い込みや希望的観測をできるだけ排除し、判断の客観性・的確性を 高め、対応の遅れを防止する可能性もある。
- ③ 必要な情報についてのチェックや、断片的な情報を整理し、統合し、評価するうえでも 有効である。
- ④ 「該当なし」欄を拾うことにより家庭のマイナス面だけでなくプラス面の把握ができ家族の力を活用するときの手がかりになる。
- ⑤ 不明項目が多い領域を確認でき、今後の調査のターゲットが絞れる。
- ⑥ 前回の会議で決定したときの家庭・子どもの状況と現状との比較ができる。この間の援助内容に効果があったかどうかの評価にも使える。
- ① 関係機関同士で在宅支援メニューや機関の役割分担を考えたりする際にも有用である。 特に、関係機関が同じアセスメントツールを用いることは、ケースに対する情報や問題意 識の共有を図り、相互理解を深めるために不可欠である。

(2) リスクアセスメント記入のしかた

リスクアセスメントシートをつける際、はじめからすべての項目を埋めようとしなくても良い。 初回につけてみて不明であれば、なぜ不明なのかと考えることに意味がある。

リスクアセスメントシートは単なるチェックリストではなく、どこに問題が多いのか、それを解決や軽減するにはどのようなサービスや支援が必要か、支援に対するニーズはどの程度かという視点のもとに、具体的な対応を考えていくためのものでもある。リスクを見るときの留意点としては、リスクの個数だけでなく、リスクが継続する期間、親と子の衝動コントロールの有無、家族の持つプラス面「強み」、使える資源の有無をトータルとして考えることが重要である。

実際の援助では、養育者のプラスの力を生かしていくことも重要なポイントになる。したがって、チェックのない項目はプラスであると考え、養育者の持っている力をどのように伸ばし援助するのかという視点も意識することが必要である。

はじめのうちは時間がかかるが、担当者ひとりでつけるよりも、同僚や上司、関係機関など複数でつけることを心がける。それぞれの担当者の認識の違いはどこから生じているのか、客観的事実はどうなのか、つき合わせることにより、相互理解と有機的な連携を可能にし、感情的で不

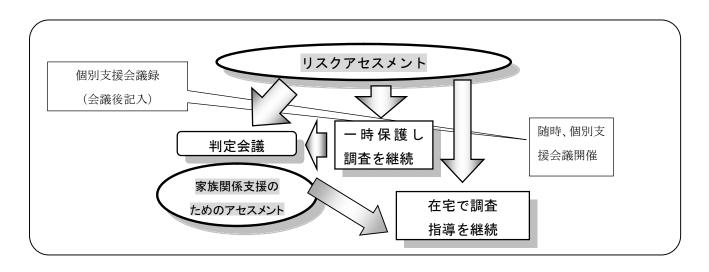
毛な議論を避けることができる。

参考 リスクアセスメントシートQ&A例

- Q1 成人した兄による身体的暴力があった場合、兄について評価するのか、同居の親について評価 するのか。
- A1 このケースでは、親について評価する。兄による暴力から子どもを守れないので、親によるネグレクトとして捉えられるが、市町村・児童相談所は身体的暴力の危険性があるケースとして認識し援助する。親がいなくて兄が養育者であれば、兄についての評価である。
- Q2 性的虐待ケースで、現在は虐待者である父とは別居している母のところにいるので、リスクアセスメントの評価がとても軽くなり、実感と異なる気がする。
- A2 このケースの場合、リスクアセスメントシートの合計値は低くなると思われる。しかし、確実に父と分離できる条件が整わないままでは、高いリスクをはらんだケースだという実感のほうが正しく、リスクアセスメントシートの点数だけで判断してしまうと危険なのはこういう場合である。

このケースの場合、中途半端な段階で目を離すと危険なケースという認識を持ち、安心できる状況になるまで援助する。性的虐待に限らず、DVが潜在している場合に、いったんは父母が別居しても、関係機関が目を離した間に、また同居していることがままあるので注意が必要である。





1. リスクアセスメント、個別支援会議

支援者の意識として一旦、在宅による援助が決まってしまうと、そのケースに関して在宅援助ケースとしての方針に流されてしまい、その後の見立て直しがしにくくなりやすい。家庭や家族の状況と同様、子ども虐待は時々刻々と変化していると認識する必要がある。仮にリスクサインを発見しても、在宅ケースだからと見逃してしまう危険性があるという、支援者側の盲点を意識することが大切である。

複数で担当している場合は経験の浅い職員の意見であっても、リスクを高く見ている意見を尊重 することが望ましい。市町村職員など、最も身近で関わっている職員のリスクに関する認識を軽視 してはならない。

2. 在宅における援助の留意点

送致・通告受理当初から来所相談等での対応が可能な場合や、援助の経過の中でさまざまな機関の 援助を受入れることにより家庭状況の改善が図られ、子どもの安全が確保できると判断された場合 には、在宅における援助ケースとする。

在宅指導が採られる事例は、来所面接、家庭訪問等により、保護者の主体性を尊重しながら子ども虐待の理解、子どもとの接し方、養育方法、生活の改善等に関する指導等を継続して行う。こうした在宅指導は通常、継続指導又は児童福祉司指導のいずれかとなる。

(1) 継続指導

児童相談所運営指針では、継続指導は、「複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うもの」とされる。児童福祉司による家庭訪問や通所指導、また場合によって並行して児童心理司が関わり、子どもに対するアセスメントや治療、保護者への助言や指導を行うことが想定されている。

(2) 児童福祉司指導

児童福祉司指導(児童福祉法第27条第1項第2号)は、児童福祉司措置指導とも呼ばれ、決定通知に保護者が行うべきことを明示し、指導するとともに、当該措置が採られた場合には、児童虐待防止法第11条第2項に基づき指導を受けなければならないことを周知するものである。通

称「司(つかさ)指導」、法律の条文から「2号指導」などとも呼ばれる。当該指導に従わない場合は、児童虐待防止法第11条第3項により、都道府県知事による勧告を行うことができる。特に、市町村から送致された事案や児童相談所が行動の枠組みを示す必要がある事例において、活用が期待される。児童福祉司指導中に、必要があると認められる場合は、一時保護や施設入所等の措置を講じる。

なお、令和元年児童虐待防止法改正により、児童福祉司指導等の措置(児童福祉法第27条第1項第2号又は第26条第1項第2号に規定する指導)を行う場合には、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行う努力義務が定められた(児童虐待防止法第11条第1項)。

児童福祉法第28条により、保護者の同意なく施設入所等の措置を行った場合には、児童福祉司 指導を行い、その効果等に照らして、児童福祉法第28条の措置の期間を更新するための家庭裁判 所の承認を求めることができる。親権者の同意により施設入所等の措置がとられる場合には、児 童福祉司指導でなくとも効果が期待できる場合もあるが、児童福祉司指導をとることも含め、効 果的な対応に努めることが求められる。

(3) 継続的な安全確認の実施

継続指導中または児童福祉司指導中のケースについては、終結に至るまで継続的に児童の安全確認を実施する。特に、夏休み等の長期休み時には、学校での安全確認が困難な場合もあることから、家庭訪問や通所等の方法を積極的に活用して安全確認を行う。長期休み明けにも、学校と連携して安全確認を実施することが重要である。

(4) 援助効果の評価

在宅における援助で第一に留意すべきことは虐待の再発予防である。そのためには、市町村・ 児童相談所は、地域におけるモニター体制を整えるとともに、適宜リスクアセスメントシートを 活用して援助効果を評価し、繰り返しアセスメントして援助の内容や量、組合せを見直す。

(5) 養育行動の改善への働きかけ

保護者の養育行動の改善について働きかけることが必要である。したがって、支援機関の家庭 訪問を受入れる、児童相談所に通所するなどが可能なケースが在宅における援助ケースの中心で ある。

虐待の発生には、家庭内の様々な事情が重なっていることが多く、総合的あるいは重層的な援助が必要である。援助に関わる関係機関のそれぞれの役割を具体的に設定するとともに、それぞれの援助の調整が必要である。(たとえば、経済的支援や住宅問題・就労問題への手当て、医療機関への受診促進、保育所利用、家事支援等)

(6) 虐待の再発防止

顔面や頭部に、とりわけ乳幼児に新たな傷を発見した場合は、虐待の再発を疑い、速やかに援助方針会議/ケース検討会議を開催して、一時保護・児童相談所への送致を含め今後の対応を協議する。

また、DV(父母間の支配-被支配関係)が疑われる家庭において、被害を受けていると思われる保護者(DV被害者)に被害の自覚がない(希薄な)場合やもう一方に逆らえない状態にあると思われる場合、無気力にみえる場合などは、リスクが高い状態が長期間継続することを認識し、注意を払う必要がある。市町村や児童相談所は、虐待の再発を防ぐために、子どもだけでなくDV(父

母間の支配-被支配関係)についても継続して注意し、被害を受けていると思われる者(DV被害者) への DV 例の教示や DV 相談の勧奨等により DV 相談機関につなげるよう努めるとともに、状況に応 じて、再度アセスメント等を実施し、援助方針を再検討することも必要である(なお、DV 被害者 及び子どもの安全確保のため、DV 例の教示・相談勧奨等を行う際は、情報の管理に十分留意する 必要がある)。

児相 保護者との関わり

① 児童心理司は、子どもへの関わりやケアはもちろん、保護者との関わり等においても重要 な役割を果たす。また、子どもや家族への支援の組立てや説明を工夫したり、市町村など 地域への説明や助言を行うために協議の場にも出向いたりするなど、児童福祉司と児童心 理司が協働することが一層、支援の質を向上させる。

場合によっては一時保護課職員も参画することが望ましい。

- ② 必要に応じて児童福祉司指導(児童福祉法第27条第1項第2号による措置)をとると、 在宅指導に一定の強制力を与える効果が期待できる。保護者には措置決定通知書を送付し、 併せて当該市町村にも連絡する。
- ③ 保護者が児童福祉司指導に従わない場合は知事による勧告により、さらに児童相談所の指 導に従うよう、強力に働きかけることができる。(児童虐待防止法第 11 条第 3 項) 本県で は、この知事勧告は児童相談所長に事務委任されている。

児相 在宅援助のプログラムの作成

- ① 児童相談所の介入的な姿勢に不満を申立てる保護者も、内心は子育ての方法に悩んでいた り、子どもの問題をなんとか解決したいと考えていたりする場合もある。その場合、児童 心理司や一時保護課職員が持っている、その子どもに関する詳細で具体的な情報はもちろ ん、子育てや児童心理の一般論に関心を示すことも多い。保護者面接では、児童福祉司だ けでなく、担当児童心理司や保育士、児童指導員あるいは診断指導課長や一時保護課長の 同席面接により、保護者の思考パターンやこだわり、その他の側面を明らかにすることが 可能になることがある。それにより、保護者の抱えている課題や肯定的な側面(強み)も アセスメントすることができる。
- ② 在宅援助のプログラムを作成する上では、子どもの心理診断や行動診断に基づいた内容を 含むことにより、より実効性が期待できる。各職種のそれぞれの得意分野を生かし、プロ グラムを視覚的な表現で作成するなど保護者へわかりやすく提示することを心がける。
- ③ 援助方針の策定にあたっては、できるだけ子どもや保護者等の当事者の参画を求める。家 族参加型ネットワークセッション(○○ちゃん応援ミーティング)などを活用し、プログ ラムやケアプランを保護者とともに作成する方法は、よりその実効性が高まることが期待 される。

3. 虐待の再発予防

虐待の再発予防には、保護者の養育行動の具体的な変容と共に、子どもの安全が担保される具体 的な仕組みが必要である。そのため、虐待の発生要因を考慮しながら援助の内容、ネットワークの

組み方を決める。

① 生活、経済面に関わる支援

生活保護

就労支援

各種手当申請援助

住宅問題、債務問題への支援

② 子育て支援

各種母子保健サービス

母親グループ

保育所利用 ⇒ 児童相談所は入所への配慮について市町村へ通知することができる 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイなど) ⇒ 児童相談所は、事業の活用につい 養育支援訪問事業 て、市町村に通知することができる

③ 保護者の認知や養育姿勢改善の支援

ペアレント・トレーニング (コモンセンス・ペアレンティング他)

個人カウンセリング

ピア・カウンセリング

精神科医療機関や民間心理相談室

- ④ 精神疾患、依存症に関する支援 市町村精神保健担当部署、医療機関、健康福祉センター、セルフヘルプグループ
- ⑤ DV 被害者への対応

DV 被害者本人が支援を希望した場合、DV 相談機関に繋ぐ(支援を希望しない場合、緊急時の対応等を伝える。)

⑥ 子どもの障害や特徴に応じた支援 子どもの性格や発達に関する心理・医学診断及び助言指導 療育機関の利用

⑦ その他

家庭内で表面に出ていない問題がある場合や複数の問題がある場合には、併せてそれらに焦点を当てた援助が必要である。たとえば、DV、アルコール・薬物などの嗜癖問題、きょうだいの家庭内暴力、障害児者・高齢者介護などへの援助

参考 在宅指導の条件

- □ 虐待が生じている家庭において子どもを分離せず在宅で援助していくためには、その前提として以 下のような条件が必要である。
 - ① 子どもの安全についての重大・深刻な危険が否定されるか、子どもの安全についての問題が 軽微である。
 - ② 関係機関の間で「在宅で援助していく」ことが可能であるとの共通認識がある。
 - ③ 家庭内にキーパーソンとなり得る人がいる。(少なくとも面接等により信頼できる人物であると判 断できる。)
 - ④ 子どもが幼稚園や学校、保育所などの所属集団へ毎日通っており、継続的に子どもの状況確 認が可能であるか、保護者が子どもの状況確認に協力することが十分に期待できる。
 - ⑤ 保護者が定期的に相談機関に出向くか、民生委員・児童委員(主任児童委員)、家庭相談 員、保健師、児童相談所職員等の、援助機関の訪問を受入れる姿勢がある。
 - ⑥ DV(父母間の支配-被支配関係)が疑われる場合は、被害を受けていると思われる者(DV) 被害者)が DV 被害等に自覚をもって DV 相談機関等に繋がっていないならば、少なくとも、児 童虐待対応部門から DV 被害者に DV 例の教示や DV 相談の勧奨等を行っておく必要がある (なお、DV被害者及び子どもの安全確保のため、DV相談勧奨等を行う際は、情報の管理に十 分留意する必要がある)。

重要! 在宅による援助の留意点

- ロ 子どもの安全確保、家庭状況の変化の把握、子どもの精神的健康の保持等のために、市町村・ 児童相談所が子どもの通う幼稚園や学校、保育所等との連携を保つことは欠かせない。ただし、 これらの機関と保護者との信頼関係を損なうことのないよう配慮が必要である。
- ロ 市町村の要保護児童対策地域協議会などを活用することにより、様々な機関が関わることが可能 となるが、協議会が有効に機能するためには相互の役割と連絡体制等に関する綿密な確認が必 要となる。
- 口 子ども虐待の再発、拡大を防ぐための家庭援助にあたっては、家庭の状態やニーズに応じて市町 村・児童相談所の継続指導以外に、子育て支援メニュー(育児相談、ファミリーサポート、レスパイ ト·サービスなど)、生活支援メニュー(生活保護、ヘルパー派遣など)や必要に応じ精神科クリニッ ク、民間心理相談室等の社会資源など重層的な支援メニューを提供することが望ましい。
- 口 子どもの安全確保について保護者がいくつかの方策を提示し、在宅支援を決定した場合でも、そ の約束が履行できなかった場合の市町村・児童相談所の対応を要保護児童対策地域協議会な どの場であらかじめ合意しておくと、その後の対応が後手に回ることを防ぐことができる。保護者とも 共有できることが望ましいのは言うまでもない。
- 口 在宅による援助ケースと判断した場合でも、子どもや家庭の状況は日々刻々変化するものである と認識することが必要である。保護者があれこれと理由をつけて子どもと会わせないなどして、関 係する機関が子どもの状態を直接把握できない事態が続く場合は、悪い兆候として捉え、強制的 な介入を検討しなければならないという視点が必要である。
- ロ 在宅指導中に子どもに新たな傷(特に、首から上の傷は小さいものでも要注意)を発見したとき は、緊急会議を開催し、今後の対応を協議することが必要である。
- □ 顔や頭に傷がある場合は、全身を観察し、その他の部位の傷の有無を確認することが必要。

在宅による援助を行っている経過で、被虐待児を含む家庭が他の自治体に転出した場合は、連携を図りながら対応してきた関係機関等に連絡するとともに、児童福祉法第25条等に基づき、転出先の自治体を管轄する児童相談所(市町村が主担当で対応していたケースは市町村)にケースを移管し、これまでの対応状況など必要な情報を提供する。一旦落ち着いているように見える家庭も、家庭環境の大きな変化自体が家族にとって新たなストレスとなることが多いことや、転入先では孤立を生じやすい等、転居によりリスクが高まる可能性があるという認識を持つことが必要である。

また、転出先が不明のまま支援が途切れたようなケースに関しては、全国の児童相談所間でそうしたケースの情報を共有するための、情報連絡システム(CA情報)が確立されている。転出先の居住地を管轄する児童相談所がCA情報連絡票により情報を把握した場合は、転出元児童相談所に対し速やかに情報を確認する。

居所不明児童、居住実態が把握できない家庭については、市町村は要保護児童対策地域協議会を活用して、情報を収集・共有し、子どもの状況把握に努める。市町村の各部門が連携して居所不明児童の状況を把握できるよう、業務の流れについて部門間で協議しておくことが望ましい。なお実態が判明しない場合には、個別支援会議等で子ども虐待のおそれについて協議し、居住していた地域を管轄する児童相談所や所管警察署への相談についても検討する。相談を受けた児童相談所では、CA情報を活用する等、情報収集のための手段を講じる。

行方不明者発見活動に関する規則

第 6 条 行方不明者が行方不明となった時におけるその住所又は居所を管轄する警察署長は、次に掲げる者から行方不明者に係る届出(以下「行方不明者届」という。)を受理するものとする。

1~3(略)

4 福祉事務所(社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。) の職員その他の行方不明者の福祉に関する事務に従事する者

(略)

- 第7条 警察署長は、行方不明者届を受理したときは、当該行方不明者届をした者(以下「届出人」という。)から次に掲げる事項について聴取するとともに、行方不明者を撮影した写真その他の行方不明者発見活動を適切に実施するために必要と認められる資料の提出を求めるものとする。
- 1 行方不明者の氏名、住所、年齢、性別、身体の特徴その他の行方不明者の特定に必要な事項
- 2 行方不明者が行方不明となった日時、場所及びその状況
- 3 行方不明となった原因、動機その他の特異行方不明者に該当するかどうかの判定に必要な事項
- 4 行方不明者の発見時の措置に関する届出人の意思
- 5 届出人の連絡先
- 6 前各号に掲げるもののほか、行方不明者発見活動に必要な事項

児相 児童相談所間の引継ぎ(1)

- ① 住民票の異動がなくても、ケースを扱っている児童相談所(あるいは調査依頼を受けた転出先を管轄する児童相談所)が調査により転出先での居住実態を確認できた場合で、転出先でも援助や指導を必要と判断する時(調査中で援助方針が決定してない場合、児童福祉司指導中、継続指導中の場合)は、転出先を管轄する児童相談所にケース移管する。
- ② 児童相談所で継続調査、継続指導又は児童福祉司指導を行っていたものは原則、移管とする。 移管の期限は遅くとも転居を確認してから 1 か月以内とする。危機意識の共有が重要なケースの場合には、必要に応じて児童相談所も同席の上で対面による引継ぎを行うなどの工夫をする。
- ③ 移管の際には、緊急度及びリスクアセスメントの結果を移管先に確実に伝達する。引継ぎが完了するまでは継続指導、児童福祉司指導の解除はしない。また、移管元児童相談所からの引継ぎケースについて、移管元の援助指針を少なくとも1ヶ月は継続することに留意する。
- ④ 転出前の児童相談所が有する危機感を直に伝えるため、必要に応じ、転居前後の児童相談所職員の同行家庭訪問、個別支援会議出席などにより、転出先においてもスムーズかつ確実に援助や指導が開始されるよう、引継ぎ方法を援助方針会議で検討する。その際は転出先児童相談所と事前協議を行う。
- ⑤ 一定の改善が認められるケースでも、転居による家庭状況の変化により虐待の再発が懸念される場合は、情報提供を行う。また、転居により虐待は解消されたと判断できるが家庭状況が流動的となる可能性がある場合など、転出先児童相談所で転居前の情報を把握していたほうが良いと考えられるケースについても、転出先児童相談所に情報提供を行う。
- ⑥ 施設入所中の児童の保護者が、他自治体に転居した場合の児童の一時帰宅に伴う調査等の依頼は、同行訪問依頼などと同様に(児童相談所運営指針第3章第2節の4管轄の(8)による指導の依頼を指す)、転出先児童相談所へ援助依頼する。家庭引取を決定する場合は、転出先児童相談所の意見を聞いた上で判断する。家庭引取になった場合は、転出先児童相談所へ適切なケース移管を行う。
- ⑦ ケース移管を受けた児童相談所は、児童福祉法第25条の通告として扱う。情報提供の場合も、緊急受理会議により、通告として扱うかどうかを組織として判断する。

※(同一児童相談所管内)市町村間の引継ぎ

管内市町村間で転居があった場合、児童相談所は、必要に応じ、転居前後の市町村及び、児童福祉司(転居前、転居後)等が出席する、引継ぎのための個別支援会議を開催することが望ましい。

児相 児童相談所間の引継ぎ(2)

令和元年8月の全国児童相談所協議会において、「転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管 及び情報提供等に関する申し合わせ」が合意された。その中で特に留意が必要な事項を、下記に 掲げる。

①一時帰宅と一時滞在

一時帰宅(施設入所中等のケースが、管轄区域外へ転居した保護者宅へ一時的な外泊をする場合)、一時滞在(里帰り出産や帰省などにより、児童相談所の管轄区域外の親戚・知人宅等に一定期間滞在する場合)についても、連携して対応する。

②「情報提供」の定義

「情報提供」とは、虐待ケース(主訴は虐待でなくても、背景に虐待があったケースを含む。) について、児童相談所が援助を実施したことにより、状況の改善が図られ終結したあるいは終結 予定であるが、当該ケースが当該児童相談所の管轄区域外に転居したことに伴い、今後虐待が再 発する可能性等から転居先の児童相談所への情報の引継ぎを行うことである。

③通告の受理及び安全確認

移管先の児童相談所は、移管の電話連絡・事前協議を「通告」と捉え、直ちに緊急受理会議を 開催し、新規受理する。通告を受理した移管先児童相談所が安全確認を実施するが、移管元児童 相談所が安全確認を実施した方が適当な場合はその限りでない。

4)一時保護、法的対応等

引継完了前に、一時保護や出頭要求、立入調査、臨検捜索等が必要になった場合は、原則移管 先の児童相談所が移管元の児童相談所と共同で対応する。ただし、移管元及び移管先の児童相談 所が協議した結果、移管元の児童相談所が対応した方が適当と判断した場合は、移管先の児童相 談所と共同し、移管元の児童相談所が対応する。

第3章 虐待対応の流れ(市町村・児童相談所) Ⅷ 転居などに伴う事例の引継ぎ

市町村 市町村間の引継ぎ

①対象…各市町村の要保護児童対策地域協議会で把握している児童及び特定妊婦

※危機意識の共有が重要なケースの場合には、必要に応じて児童相談所も同席の上で対面による引継ぎを行うなどの工夫をする。

※児童相談所と連携して支援しているケースでは、児童相談所間・市町村間双方で情報提供(引継ぎ) をすることを原則とする。

※原則として支援を継続中のケースが対象となるが、転居に際して虐待発生を危惧する事情を把握した場合は、必要に応じて児童福祉法に基づく通告等を行う。

②引継ぎの流れ

移管の 手順

- ア (原則として転居前に行う)転出元市町村から転出先市町村へ電話での事前連絡→ 転出先市町村では、連絡を受けた時点でケースファイルを起こす。
- イ 転出元市町村から転出先市町村へ情報提供書(様式 20 ☞書式編 P40)と経過のわかる資料を送付。個人情報のため、取扱いには留意する。→転出元市町村は、文書を送付し転居を確認したらケースを終了する。
- ウ 転出先市町村は必要に応じ、転居前後の関係者による引継ぎのための会議や職員 の派遣による情報提供・収集、転居前後の関係機関と保護者を交えての支援体制の 確認等の対応を、転出元市町村に依頼する。また、転出元市町村で進行管理があっ た場合には、移管先市町村で少なくとも 1 か月程度は同じ取扱をし、支援の継続性を 持たせる。

※上記の手順により難い場合

- ・母子保健部門のみで関わっている等、要保護児童対策地域協議会の進行管理外のケース
- ・すでに終結済みだが、転居に伴い虐待のおそれが生じる可能性のあるケース
- ・各市町村の個人情報保護条例に照らして情報提供が難しい場合

等において、転出先市町村への情報提供が必要な場合は、次の手順で情報提供を行う。

- □転出元市町村から転出先市町村に、虐待の危惧があるケースが転出した旨を伝える。
- □転出先市町村は組織として判断した上で、転出元市町村に当該児童等の氏名、生年月日等を確認し、情報提供依頼書(様式 21 ☞書式編 P43)を送付。
- □以降は上のア~ウに同じ。

ケース移管がないまま、支援が必要と思われる家庭が転入してきた事実を把握した場合は、できるだけ 速やかに転出元市町村と連絡をとり、必要に応じケース移管を受ける。

自治体間での情報提供が守秘義務と個人情報保護に係る規程に反するかどうかに関しては、児童虐待防止法第4条第1項において、「関係機関及び民間団体の間の連携の強化」が明記されているほか、同法第13条の4において、地方公共団体の機関は他の市町村長等からの求めに応じ、児童虐待の防止等に関わる児童、保護者その他の関係者に関する資料又は情報を提供できることが規定されている。児童虐待防止のための自治体間の情報提供は法令に基づく行為であり、守秘義務違反とならない。

参考 市町村・児童相談所の管轄の決定基準

- ① 原則…子どもの保護者の居住地(居住地主義)
 - ※居住地とは、人の客観的な居住事実の継続性又はその期待性が備わっている場所のことであり、住民票記載の「住所」や民法の「住所」又は「居所」と必ずしも一致しない。
- ② 保護者の居住地が不明な棄児、迷子等…子どもの現在地
- ③ 警察からの通告・送致等…子どもの現在地
 - ※②、③を受け付けた市町村・児童相談所は、受付後、子どもの状況や家庭環境等について 調査を行い、関係市町村等への移管の適否や移管の方法等について決定する。
- ④ 子どもと保護者の居住地が異なる場合…子どもの福祉及び児童家庭相談窓口の利用の利便等の事情を考慮し、関係市町村等と協議の上、ケースを管轄する市町村等を決定する。
- ⑤ 電話による相談…当該相談を受け付けた市町村等 ※必要に応じ管轄市町村等を紹介する。 「市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)」「児童相談所運営指針」より

参考

平成 20 年 3 月 14 日 千葉県児童相談所長協議会

管外からのケース移管に伴う具体的手続き

児童虐待ケース移管の授受は、全国児童相談所長会で取り決めた「被虐待児童の転居及び一時帰宅に伴うケース移管及び情報提供等に関する申し合わせ」(19全児相第7号平成19年7月12日)により行なうことを基本とする。

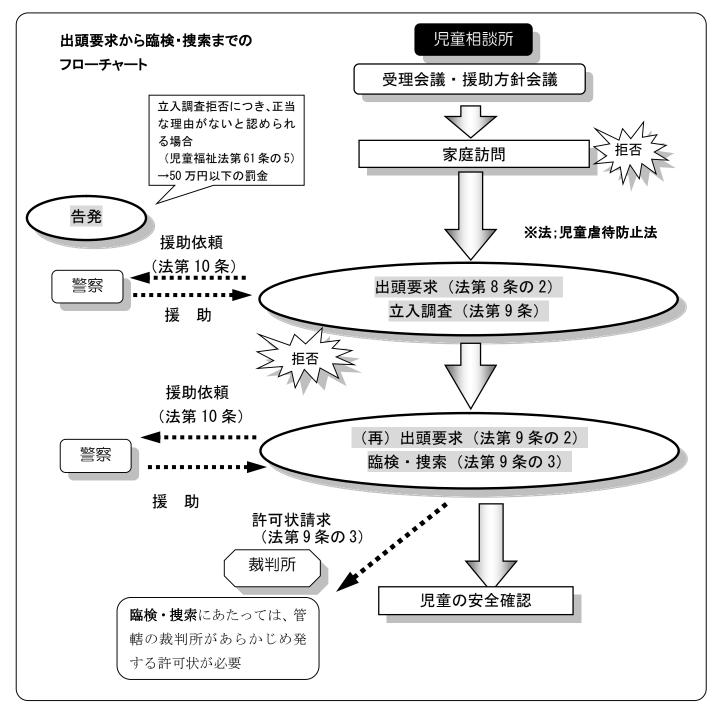
移管元の児童相談所が、警察からの身柄付通告等により受理し緊急にケース移管するような場合、ケース 移管を受けた児童相談所は、一定期間関わった事例の場合とは異なった留意が必要であり、具体的手続き は以下のとおりとする。

- 1 電話などでケース移管を受けたら「子ども虐待相談・通告受付票」に従って必要事項を聴き取った上、緊急受理会議を開催して「緊急度アセスメント」を用いて緊急度ランクをつけるとともに調査方針及び対応を決定する。緊急会議で検討・決定したことは「子ども相談・通告受付票」に必ず記録する。☞本編P42(I相談・通告・送致の受理)*
- 2 緊急会議開催前後に定型的な作業として住基などの基本情報をとり、(転居間もない事例の場合は旧住所地の情報を含めて)相談歴·保育所入所の有無·健診受診状況などを把握する。☞本編 P 55(IV(初期調査)*
- 3 警察からの身柄付通告で一時保護した場合、緊急会議等で決定された必要事項を情報収集し、その上で会議等で図り安全と判断されるまでは家庭引取りは行なわない。なお、判断する際の基本として、「リスクアセスメントシート」を活用しながら、保護者・親族からの情報はもとより、子ども本人からの情報や状態を十分に把握することが不可欠である。特に幼児の場合は言葉での表現が不十分であるので、行動観察をより丁寧に行う。 ☞本編P97(第4章Ⅲ安全確保のための一時保護)*
- 4 緊急のケース移管は両児童相談所間で電話でのやり取りで始まるため情報の錯誤が生じやすい。それを 避ける為に以下の点に配慮する。
 - ① 電話で聴き取ったことを要約し、その内容で間違いないか相手先児童相談所に確認する。
 - ② 相手先児童相談所で得た情報と当該児童相談所が得た情報に食い違いや矛盾がある場合は、当初関わった病院・警察などの機関に直接問い合わせるなどして正確な情報収集に努める。

児童相談所子ども虐待事例対応フローチャート 使用書式等 アセスメントの時点指定 報告日の指定 (即日開催) 緊急度アセスメン 通告・相談の受理 P42 虐待通告受付票〔様式23〕 トのランクを勘案し、初期調査 報告日を決定。 AA ケースは 48 時間以内に、そ 緊急度アセスメント (定例・緊急) 受理会議 P53 れ以外はランクにより初期調査 シート (会議で決定) 報告日を設定する(遅くとも1 緊急度アセスメント か月以内)。緊急度アセスメント のランクは零書式編 P1 参照。 初期調查報告票 [様式 24] 初期調査 P55 児童記録票〔様式25〕 (会議前に記入) 初期調査報告:緊急度アセスメ ントのランクを勘案して、次回 (定例・臨時) 援助方針会議 P67 の援助方針会議提出日を決定す 緊急度アセスメント る(初期調査報告日から遅くと シート(会議前に記 緊急度アセスメント も1か月以内)。 入、会議で決定) 緊急度アセスメント のランクにより次回 一時保護により 在宅のまま 終了の場合、リスク P71 の援助方針会議提出 調査を継続 調査を継続 アセスメントシート 終結 P97 日を決定する。 社会診断・心理診断・医学 判定会議 リスクアセスメン 診断・行動観察の結果をも トシート とに総合判定を行い、援助 家族関係支援のためのアセスメント 緊急度アセスメン 方針案を作成する。 随時、個別支 トシート(会議前に 援会議開催 記入、会議で決定) 援助方針会議 終結 リスクアセスメント 個別支援会議録[様式5] (会議後記入) 在宅で継続指導・ 里親委託・施設入所 児童福祉司指導 援助方針会議録〔様式38〕 随時、個別支 (会議時記入) 援助方針会議 →「家族関係支援の検討」、 援会議開催 家族関係支援のための アセスメント 次回の援助方針会議 家族関係支援のため 提出日を決定する。 のアセスメント(会議 前に記入、会議で決 定) 里親・施設継続 家庭復帰方向 援助方針会議(家庭復帰)

児童虐待防止法により、子どもの安全確認及び安全確保のため必要がある場合には、出頭要求、立入調査等を実施する権限が児童相談所に与えられている。また、児童虐待防止法の改正(平成 28 年 10 月 1 日施行)により、裁判所の許可状を受けて行う臨検又は捜索のための手続きが簡素化された。

令和元年の法改正により、児童相談所における保護者への指導については、出頭要求、立入調査、 臨検・捜索、一時保護等を行った児童福祉司以外の者に行わせる等、都道府県が措置を講じること とされた。これには、担当児童福祉司が保護者との関係性が崩れるのを怖れて、介入的な関わりを 躊躇することがないようにするねらいがある。調査情報をもとに、子どもの安全確認等の目的を達 成するための見通しのあるプランを持ち、必要な場合には援助方針会議で出頭要求、立入調査等の 実施方針を決定する。



1. 立入調査及び出頭要求並びに臨検・捜索等の要否の判断

立入調査は、質問調査に回答を得ることのみを目的として活用することも可能である。さらに、 立入調査も辞さないという断固とした対応が、保護者の態度の変化をもたらす場合も少なくない。 立入調査等の介入的な手法により保護者との間に摩擦や対立が生じることをおそれ、子どもの安全 確認が遅きに失することがあってはならない。

緊急性が高い場合のみならず、長期に援助を続けているケースでも、子ども及び保護者との接触が困難になり、子どもの安否が気遣われる場合には、立入調査を検討する。介入的な手法により、保護者が社会規範と現実を受け止め、妥協や話合いの姿勢を示すことや、その後の児童相談所の支援を保護者が受入れるようになることがあり、こう着状態を打破し、新たな関係の転機となりうることを認識して、効果的に運用すべきである。

ケースの内容によっては、緊急受理会議の場や臨時に援助方針会議を開催して、立入調査の実行を即時決定すべき場合もある。

児童相談所は、市町村や関係機関から立入調査の要請があった場合には、市町村等とも連携して 迅速な調査をし、その可否について判断して、調査結果及び判断根拠、今後の方針を要請のあった 市町村等にフィードバックする。

① 出頭要求

子ども虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し子どもを同伴して 出頭することを求め、児童相談所の職員等が必要な調査、質問をすることができる。

② 立入調査

保護者が①の出頭要求に応じない場合には、立入調査、その他の必要な措置を講じる。立 入調査は、出頭要求を経ることなく実施することも可能であり、特に、身体的虐待等により 切迫した状況が想定される場合には迅速な対応が求められる。また、ネグレクトケースであ っても、死に至るようなネグレクトの場合、身長や体重を急速に回復させる手段を持たない ため、長期に渡って子どもの姿を隠すこともあることに留意して、判断すべきである。

児童相談所運営指針において、通告後、48 時間以内に子どもの安全確認ができない場合に は立入調査を実施する旨、規定されていることにも留意し、子どもの安全確認のために最適 なアプローチを常に検討する。

また、保護者が立入調査を拒否し、当該拒否に正当な理由がないと認めるときには、立入 調査の拒否の態様やそれまでの経過等も勘案し、当該保護者の行為が悪質であると認める場 合には、警察署に告発することを検討する。

③ 再出頭要求

保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合において、子ども虐待が行われているお それがあると認めるときは、保護者に対し子どもを同伴して出頭することを求め、児童相談 所の職員等が必要な調査、質問をすることができる。

④ 臨検・捜索

保護者が②の立入調査を正当な理由なく拒否した場合において、子ども虐待が行われている疑いがあるときは、子どもの安全確認を行い又はその安全を確保するため、あらかじめ、子どもの住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を得て、子どもの住所・居所を臨検し、捜索することができる。

参考 立入調査、臨検・捜索等が必要と判断される場合

- ① 通告に基づく子どもの安全確認のために家庭訪問し、保護者に子どもの目視現認の必要性を告知し、協力を求めたにもかかわらず、在宅する子どもの調査を保護者が拒んだ場合。
- ② 学校に行かせないなど、子どもの姿が長期にわたって確認できず、また保護者が関係機関の呼び出しや訪問にも応じないため、接近の手がかりを得ることが困難であるとき。
- ③ 子どもが室内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- ④ 何らかの団体や組織、あるいは個人が、子どもの福祉に反するような状況下で子どもを生活させたり、働かせたり、管理していると判断されるとき。
- ⑤ 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、保護者が訪問者に子どもを会わせないなどの非協力的な態度に終始しているとき。
- ⑥ 子どもの不自然な姿、けが、栄養不良、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、保護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものができないとき。
- ⑦ 入院や治療が必要な子どもを保護者が無理に連れ帰り、屋内に引きこもってしまっているようなとき。
- ⑧ 施設や里親、あるいはしかるべき監護者等から子どもが強引に引き取られ、保護者による加害や子どもの安全が懸念されるようなとき。
- ⑨ 保護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる子どもの安否が懸念されるような事態にあるとき。
- ⑩ 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、子どもの生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- ① その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、子どもの権利や、福祉、発達上問題があると推定されるにもかかわらず、保護者が拒否的で実態の把握や子どもの保護が困難であるとき。

「子ども虐待対応の手引き」より

2. 出頭要求から臨検・捜索に関する留意点

(1) 出頭要求

都道府県知事(千葉県では児童相談所長に委任)は、子ども虐待が行われているおそれがあると 認めるときは、保護者に対し子どもを同伴して出頭することを求め、必要な調査又は質問をする ことができる。

特に、家庭訪問等によっても長期間子どもの姿を確認できないケースや、呼びかけに対して全 く応答がなく、子どもの安否を確認できないようなケースについて、出頭要求は有効な安全確認 の選択肢の一つである。

児童虐待防止法

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

ア 出頭要求の手続き

保護者に対する出頭要求の告知は、原則として直接職員が出頭要求告知書(様式 26 書 式編 P49)を交付して行い、できるだけ受領書を徴し、その経過を記録する。保護者が受領を拒否した場合には、出頭要求に応じないものとして取扱い、拒否状況について具体的事実を記録する。

【告知書のポイント】

- ・出頭を求める日時は、原則として告知日の翌日以降を指定する。
- ・出頭を求める場所は、原則として児童相談所が望ましいが、実情に応じ市町村の会議 室等を利用することも差し支えない。
- ・告知書には、必要に応じてふりがなをふり、外国人の場合には、当該外国語への翻訳 文を添付することが望ましい。
- ・出頭要求等の実施に当たっては、通常、保護者や児童の氏名の特定が前提となるが、調査を尽くした結果どうしても保護者又は児童の氏名が判明しない場合において、氏名が判明しないことを理由として必ずしも出頭要求等の実施が不可能とはならない。その場合には、例えば「○○号室にお住まいの方」という形での実施が考えられる。

出頭要求の拒否は、立入調査等の措置の理由となり、その後の立入調査拒否罪の告発や、 臨検・捜索許可状請求の際に経過を示す必要があることから、告知の方法や要求内容が妥当 であったこと、保護者が出頭要求に応じなかったことなど、その状況を明確に記録し「出頭 要求報告書」を作成する。

イ 呼びかけに応じない場合・出頭要求に応じない場合

保護者の住居を訪問しても呼びかけに全く応じないような場合は、保護者が長期間不在であることが明確である等の客観的状況がある場合を除き、出頭要求の告知書を封筒に入れて、郵便箱等の適切な箇所に差し入れる。「告知書を郵便箱等に差し入れる」旨、玄関先で呼びかけを行い、差し入れる状況を写真等で確実に記録する。

こうした対応を行っても保護者が出頭しない場合には、出頭要求に応じないものとして取り扱う。

保護者が出頭要求に応じない場合は、子どもの安全の確認、安全の確保をするため、速やかに立入調査等必要な措置を講じる。

(2) 立入調査

都道府県知事(千葉県では児童相談所長に委任)は、児童福祉法及び児童虐待防止法において 立入調査権を付与されており、立入調査権の実効性は刑罰により担保されている。

児童福祉法の規定では、立入調査は、施設入所等の措置に関する家庭裁判所の審判請求を前提にした限定的なものだが、児童虐待防止法の規定では、虐待のおそれがある場合に立入調査を実施することができる。児童相談所長は子どもの安全確認や一時保護を行おうとする場合に、警察署長に対し援助を求めることができ、必要に応じて援助要請を適切に行わなければならない。

児童福祉法

- 第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員 又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業 する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を 証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。
- 第61条の5 正当の理由がないのに、第29条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、50万円以下の罰金に処する。

児童虐待防止法

- 第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。
- 2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は 質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職 員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の5の規定を適用する。

ア 事前準備

出頭要求を行っても任意の調査に協力が得られない場合や子どもの安全確認ができない 場合は、(定例・臨時)援助方針会議で立入調査実行を決定する。

立入調査の実施にあたっては、事前に子どもや保護者に関する情報をできるだけ集め、関係機関への援助依頼、個別支援会議の開催など準備を要するが、緊急を要する場合はその限りではない。

(ア) 関係機関への援助依頼

管轄警察署生活安全課	保護者の抵抗、暴力等が予想される場合は、同行を依頼する。 (援助依頼書 (様式 27 書式編 P50) を作成)
市町村・健康福祉 センター(保健所)・ 精神保健担当課	保護者の精神疾患や心理状態の混乱が疑われ、精神保健対応の必要性が考えられる場合には、同行等の援助を依頼する。
市町村虐待担当部署	情報を共有し、その後の支援の共通認識を持つために、同行を依頼する。
保 育 所 学 校 等	子どもに与える影響を考え、子どもが信頼している教職員や保育士 の同行を検討する。
その他	解錠などについて親族や管理人の協力を得る。子どもの健康状態が 危惧される場合は保健師や嘱託医の同行を検討する。

(イ) 役割分担

家屋内の見取図、人員配置図、役割分担、注意事項等を文書にして関係職員に周知する。 現場での指揮命令を司る現場責任者(リーダー)を明確にし、関係職員で立入調査時のシ ミュレーションをして、役割等を徹底する。

- ・集合時間と場所
- ・役割分担、現場での待機位置、保護者の反応や子どもの状態に応じた対応方法 (現場責任者、立入調査を保護者に告知・説明する者、実際に家庭に立ち入る者、児童相 談所等との連絡係、子どもを保護する者、車両運転者、撮影者)
- ・写真、ビデオ撮影の留意点、及び機器の扱い方

(ウ)携行するもの

- 不在連絡票
- ・身分証票(児童福祉法に基づくもの、児童虐待防止法に基づくもの)
- ・家屋内の見取図、人員配置図、役割分担、注意事項の文書
- ・住居、養育環境を撮影するためのカメラ、ビデオカメラ
- ・応急処置セット、水
- 連絡用携帯電話
- ・子どもの着替え、タオル、毛布等
- 筆記用具(メモ帳、ボールペン、セロテープ、ガムテープ、はさみ)
- ・子どもの状況、家庭状況から必要と推測されるもの

|重要!| 立入調査の留意点 ① 子どもの生命や身体に差し迫った危険がある場合

- □ 立入調査にあたり、児童相談所と警察との間で必要な連携が図れるよう、警察官が対応する場合について具体的に想定し、事前に十分打合せする。なお、立入の時点で保護者の強い抵抗や攻撃が予想される場合は、最初の声かけに警察官に加わってもらうのも、一方法である。
- □ 児童相談所の立入調査は、施錠された家庭の中に、鍵を壊してまで入ることはできないとされているが、子どもの生命や身体に差し迫った危険がある場合には、社会通念上相当と認められる範囲で、鍵を壊して家庭の中に入ることができる。
- 回 警察官であれば、現に加害行為が行われている場合などは、警察官職務執行法第 6 条第1 項に基づき住居に立ち入ることができる。

イ 立入調査の実行

(ア)保護者への説明

通常の家庭訪問による任意調査の受入れを依頼する。任意調査を拒否された場合は、保護者に身分証票を提示し「お子さんへの虐待の疑い(安全確認の必要)があると判断したので、お子さんの状態を確認させていただきに来ました。」など調査の目的を伝える。

立入調査の実効性を高める観点から、「正当な理由がないにもかかわらず立入調査を拒否した場合には罰金が科せられる。」ことを告知し、立入調査を拒否した場合には、臨検・ 捜索が行われる可能性があることを併せて告知する。

(イ)立入調査の状況の記録

子どもの養育環境を判断するためには、室内の様子に注意をはらうことも重要で、極めて不衛生・乱雑であるなど、特徴的な様相があれば、写真の撮影をしておくと、後に児童福祉法第28条の承認審判や親権制限に係る審判の申立てにおける証拠資料として有効である。立入調査拒否についての刑事告発の際には、告発に至る経緯や具体的事実を証する疎明資料として、立入調査の実施状況に係るビデオ等による音声や画像の記録を裁判所に提出することがあるため、保護者が撮影に不同意であっても、立入調査拒否罪その他の刑事事件の証拠となる記録を残す必要があり、撮影が認められると考えてよい。保護者には、調査の一環として、写真やビデオによる撮影を行う旨を伝える。

(ウ)子どもの身柄確保(一時保護)

家庭や保護者、子どもの状況から一時保護が必要と判断した場合には、子どもや保護者にその目的と職権による一時保護であることを説明し、速やかに子どもの身柄を確保する。 子どもの状態により、児童相談所への移送、病院受診の優先度を判断する。

子どもを保護したら、「今後のことは、改めて児童相談所で話合いをしていきましょう。」 と保護者に伝え、速やかに退去する。立入調査は保護者に対して相当なストレスを与える ことにもなり、虐待行為がエスカレートする可能性もあるので、高いレベルの安全性が確 保できない限り子どもを一時保護する。

保護の必要性が全くといってよいほど認められない場合は、関係者の不安が解消されたことを率直に伝え、「突然の立入調査で驚かせてしまいましたね。」と相手の心情に配慮した言葉かけを行う。加えて、子育て支援などの各種行政サービスの説明や、社会から孤立的になりすぎた場合、子どもの安全や健康の確認が社会的に要請されることについて理解を求め、家庭訪問の約束をするなど今後の援助につなぐ契機とする。

|重要!| 立入調査の留意点 ② 子どもへの配慮

- □ 立入調査は、子どもにも強い緊張感を強いるものであることから、できるだけストレスを与えないような配慮が必要である。
- □ また、職権による一時保護は保護者の意思はもちろん、子どもの意思に反しても行うことができるが、子どもの年齢や発達状態に応じて分かりやすく説明し、安心感を与えることが必要である。

ウ 事後対応

(ア) 保護者への説明

保護者に一時保護通知書を速やかに渡す。児童相談所での話合いの必要性や日時を伝え、保護者の不安を軽減するよう努める。「児童相談所は一時保護中にお子さんの心身の状態を見立てながら、家に帰して安心なのか、そうでないのか、お子さんにとって望ましい支援方針を立てていきます。その際には、保護者のお考えも十分に聞かせていただきます。」など、方針決定の仕組みや今後の見通しも併せて伝える。

保護者が話合いの姿勢を見せたときには、保護者の苦労や困難に配慮や、いたわりを示

しながら、面接方法などを伝え、保護者がなるべく自然な形で子どもや自身の問題を考え、 援助を受けやすくするためのアプローチをする。

(イ) 調査記録の作成

児童相談所職員は、立入調査結果を記載した「立入調査報告書」を作成し、署名・押印する。報告書は、その後の立入調査拒否罪での告発や、臨検・捜索許可状請求の際に経過を示す必要があること等から、立入調査で判明したこと、保護者が立入調査に応じなかったこと等を記録する。

(ウ) 関係機関への連絡

個別支援会議を開催し立入調査に協力した機関などに、あらためて立入調査の結果と当面の方針を伝え、必要に応じて今後の協力についても依頼する。

(エ) 立入調査に応答が無い場合

立入調査の結果、応答がない場合は、不在か、立入拒否か、事実認定に注意を払う。メーターや家屋状況の調査、周辺からの聴き取り調査、張込み等が必要になることがある。立入拒否について弁解があるときは、文書(FAX でも可)で回答させるなど、弁解の具体的な記録をする。

明らかに立入調査を拒否している状況であれば、文書により再出頭要求を告知するとともに、立入調査拒否罪により警察への告発を検討する。なお、警察への告発は告発状(様式 35 書式編 P58)を提出することになり、児童相談所運営指針(第3章第3節調査)に詳しい記述があるので参照する。また、この段階で裁判所と事前に協議していくことも必要である。

(3) 再出頭要求

都道府県知事(児童相談所長に委任)は、保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、子どもの保護者に対し、子どもを同伴して出頭することを求め、必要な調査、質問をすることができる。再出頭要求の手続きは、出頭要求と同様に行う。

児童虐待防止法

- 第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。
- 2 第8条の2第2項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。

(4) 臨検又は捜索

都道府県知事(千葉県では児童相談所長に委任)は、保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合において、子ども虐待が行われている疑いがあるときは、当該子どもの安全の確認を行い又はその安全を確保するため、裁判官が発する許可状を得て、臨検又は当該子どもの捜索ができる。

また、立入調査は「虐待のおそれ」と表現されているが、臨検又は捜索は「虐待の疑い」が要件とされ、より虐待が行われている可能性が高いものと解される。

なお、臨検又は捜索は、立入調査を実施したにもかかわらず、頑なに調査を拒否するようなケースについて例外的に行うことが想定されている。迅速な安全確認が要請されている状況では、まずは立入調査を実効的に行うことにより、子どもの安全確認又は安全確保を行うよう努めることが大切である。

児童虐待防止法

- 第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は捜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

ア 事前準備

(ア) 裁判所への許可状請求

裁判所への請求にあたっては、臨検・捜索許可状請求書(様式30☞書式編P50)を作成 し、どのような虐待が疑われるかを明記し、虐待の疑いがあると認められる資料を添付す る。法律アドバイザーの弁護士から助言を得るなど、円滑な請求ができるように準備をす る。

臨検・捜索に係る許可状は、臨検しようとする子どもの住所又は居所の所在地を管轄する裁判所の裁判官に請求することになる。日中は家庭裁判所に、夜間休日は当直の千葉地方裁判所へ請求する。なお、日没以降の夜間に臨検・捜索を行う必要があるときは、夜間執行について、併せて請求する必要がある。

【許可状請求の添付資料】 *許可状が発せられたとき、請求が却下された時は、添付資料も返還される。

- 児童記録票
- ・ 近隣住民や保育所等の関係機関からの聴き取り調書 (署名押印されていることが望ましい。)

- ・ 市町村における対応記録の写し
- ・ 臨検しようとする住居の写真
- ・ 当該児童の住民票の写し
- 出頭要求、再出頭要求、立入調査の実施報告書

参考 児童虐待対応における弁護士の活用

- □ 児童相談所は、子どもの安全確保を最優先として判断するため、職権による一時保護や家庭裁判 所の承認による措置(児童福祉法第28条)などにおいて、保護者の意思に反する対応をとることもあり、保護者と対立関係になることがある。
- □ 子ども虐待は法的対応を必要とする局面が多いことから、各児童相談所には非常勤の弁護士が配置されている。また、「法律アドバイザー制度」として、児童相談所が随時、弁護士に相談できるよう、 千葉県弁護士会から推薦を受けた弁護士をアドバイザーとして登録している。
- □ 家庭裁判所への申立時や、保護者と対立関係になっているとき、法律の専門家である弁護士から助 言等を得ることにより、的確な対応を行なうことができる。

(イ) 立会人の依頼

臨検・捜索には、子どもの住所若しくは居所の所有者や管理人、同居の親族で成年に達した者等を立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができない場合は、市町村職員等を立ち会わせなければならない。

なお、所有者や親族等が立ち会う場合であっても、市町村職員が立ち会うことが適切と されていることから、市町村担当職員に当日の立ち会いを依頼する。

(ウ) 役割分担・携行するもの

立入調査と同様、事前に役割分担を決め、シミュレーションをし、関係職員全員に徹底する。特に、住居に立ち入る際の手順については、十分に確認する。

携行するものは、臨検・捜索許可状の他、立入調査時に携行するものと同様である。

イ 許可状の交付

許可状の請求を受けた裁判官が、臨検又は捜索に係る許可状発出の要件の有無を判断し、要件が具備されていると認められる場合、都道府県知事(児童相談所長に委任)あてに許可状が交付される。

ウ 臨検又は捜索の実行

臨検等にかかる処分は、行政手続き上の不利益処分は適用されず、行政不服審査法上の不服申立、行政事件訴訟法第37条の4の規定による差止めの訴えを提起することができないとされており、より強い行政権限の行使であることを理解して望むことが必要である。

① 保護者への呼び掛け

玄関先において、ドアをノックし児童相談所の訪問であることを呼びかける。ドアが開けられた場合、裁判所からの許可状を提示した上で執行に着手する。

② 室内への立入り

応答がない場合、事前にシミュレーションをしていた方法(住居の大家から鍵を借りる。窓をはずす等)で室内に立ち入り、許可状を提示した上で執行に着手する。保護者が不在で、許可状を示すことができないときは、立会人に許可状を示すこととされている。臨検又は捜索にあたって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができるが、子どもの安全確認又は安全確保の目的のために、必要最低限度において許容されるものであり、その手段・方法も社会通念上妥当なものである必要がある。これら実力行使を伴う処分についても、警察官ではなく児童相談所の職員が行うこととされていることから、十分な体制を整えるとともに、保護者の抵抗もあり得ることから、子どもや職員の安全に万全を期すためにも、警察との連携が必要である。

③ 臨検・捜索の状況の記録

不適切な生活環境、生活状況については、写真、ビデオ撮影をする。また、時間経過等も詳細に記録することが必要である。写真撮影等は、必要な程度においてこれを行うことは、臨検・捜索等が適正に行われたことや子どもの生活状況など虐待の状況を記録し、第三者に示すために極めて有効と考えられるため、必要な調査の一環であることを保護者に伝えて実施する。立入調査の場合と異なり、拒否が刑事事件を構成しないことから、刑事事件の証拠としての必要性は高くないため、撮影に拒否を示す保護者の容貌の撮影については配慮を要する。とはいえ、職員が臨検・捜索を適正に執行したことの証拠を残す目的で撮影をすることは問題ないため、画像や映像に保護者が映りこんだとしても、そのことで保護者に対する肖像権侵害としての法的責任を問われる可能性はほぼないと考えてよい。

④ 子どもの身柄確保(一時保護)

子どもの身柄確保後は、「今後のことはあらためて相談していきます。」と保護者に伝え、 速やかに退去する。

児童虐待防止法

- 第10条の4 臨検等に係る処分については、行政手続法(平成5年法律第88号)第3章の規定は、適 用しない。
- 第10条の5 臨検等に係る処分については、審査請求をすることができない。
- 第10条の6 臨検等に係る処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第37条の4 の規定による差止めの訴えを提起することができない。

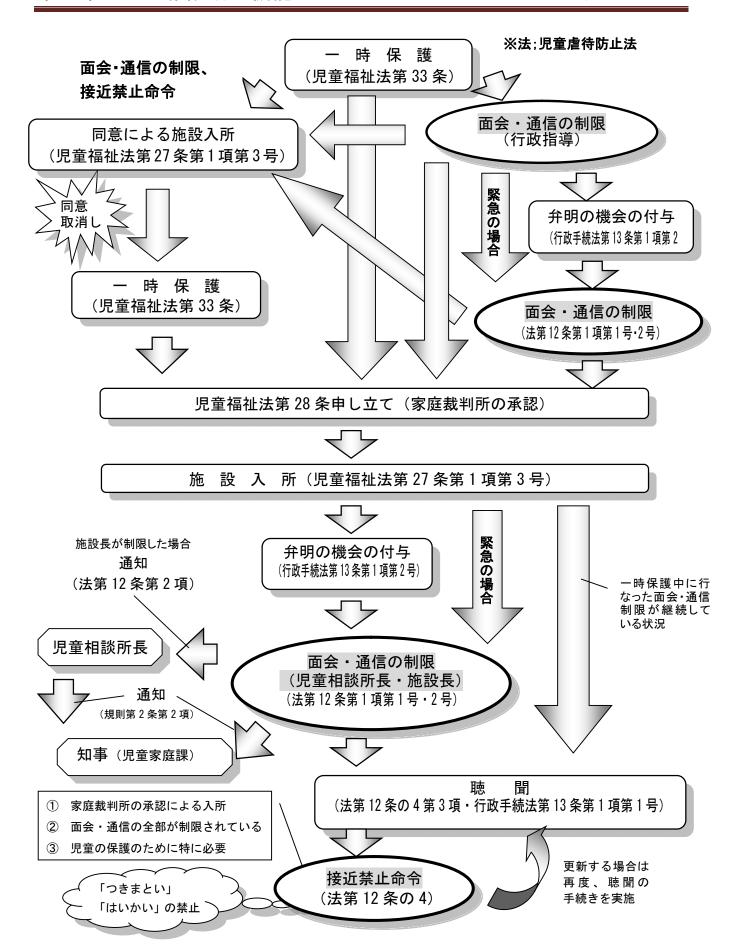
エ 事後対応(臨検・捜索調書の作成、報告)

児童相談所職員は、臨検・捜索をした結果を記載した「臨検・捜索調書」(様式 31 書式 編 P51)を作成して、署名・押印し、立会人の署名・押印を行う。立会人が署名・押印せず、 又は署名・押印することができないときは、その旨を付記する。

児童相談所職員は、臨検・捜索を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならないとされており、実施時の記録も必要事項である。

児童虐待防止法

- 第10条の2 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は捜索をしたときは、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印をせず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。
- 第10条の3 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。



1. 面会・通信の制限等

施設入所等の措置(児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の措置)、又は一時保護(児童福祉法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による一時保護)が行われる場合において、子ども虐待の防止及び子どもの保護のため必要があると認めるときは、保護者に対し、子どもとの面会・通信を制限することができる。

(1) 面会•通信制限

従来から子ども虐待を受けた子どもの保護のために必要と認められるときには、保護者に対し 「面会」「通信」の制限を指導として行っていた。

面会・通信の制限を行政処分又は指導のどちらの位置づけで行うべきかについては実情に応じて判断することになるが、まずは指導によって面会・通信の制限を行い、保護者がこれに従わず、子どもの保護のために必要と認められるとき、児童虐待防止法に基づく行政処分として取り扱うことが適当である。

(2) 児童虐待防止法に基づく面会・通信制限の手続き

児童虐待防止法第 12 条第 1 項第 1 号の「面会」及び同項第 2 号の「通信」の内容は次のとおりである。

- ①面会 子どもが保護されている住所、居所(児童相談所、施設、里親宅)等に対する訪問、押しかけ等がこれに該当する。
- ②通信 子どもが保護されている住所、居所(児童相談所、施設、里親宅)等に対する手紙、 FAX、宅配便等の送付、電話、メール等が該当する。

行政処分としての面会・通信制限を行うときは、行政手続法の規定により、弁明の機会を付与することが必要とされている。また、根拠条項、処分の要件に該当する原因となる事実等の処分の理由を書面(様式32雪書式編P55)で、保護者に通知する。また、法律上、児童相談所長、施設長のいずれも面会・通信の制限を行えるが、制限の必要がある場合には、児童相談所長が行うことが適当である。

面会・通信制限については、その必要性がないと認める場合は、速やかに解除することとし、少なくとも概ね 6 か月ごとに制限の必要性について検討し、処分の解除については書面(様式 33 書式編 P56)で保護者に通知する。

児童相談所長は面会・通信制限をしたとき及び解除したとき、施設長から行政処分としての面 会・通信制限をしたとき及び解除した通知を受けたときは、知事に通知する。

2. 接近禁止命令

都道府県知事又は児童相談所長は、虐待により一時保護又は児童福祉施設入所措置、里親委託措置を行っている場合であって、特に必要があるときは、保護者に対し期間を定めて、子どもへのつきまといや子どもの居場所付近でのはいかいの禁止を命令できる(児童虐待防止法第12条の4)。

接近禁止命令は、初日を含めて6か月を超えない期間を定めて行うこととされている。ただし、 保護者との関係、子どもの状態等を慎重に判断した上で、接近禁止命令の必要性がなくなったと認 められる場合には、6か月未満で取り消すことも考えられる。

(1) 接近禁止命令を発するための要件

以下全てを満たすことが要件となる。

- ① 一時保護中又は児童福祉施設への入所措置
- ② 児童虐待防止法第12条第1項に基づき、子どもとの面会及び通信の全部が制限されていること。
- ③ 子ども虐待の防止及び子ども虐待を受けた子どもの保護のため特に必要があると思われること。

(2) 接近禁止命令の発出依頼

児童相談所長は上記の要件 3 項目すべてに該当し、子どもの福祉のために特に必要と思われる場合は、子どもの安全を確保したうえ、必要書類を添付して、知事(児童家庭課)に接近禁止命令発出の依頼(様式 34 書式編 P57)をする。なお、指導による面会・通信制限であった場合は、行政処分による面会・通信制限を行ったうえで、接近禁止命令の発出を依頼する。

【接近禁止命令発出依頼書の添付書類】

- 児童記録票
- ・ 施設長の意見
- 家庭裁判所の審判書の写し
- 面会・通信制限決定通知書の写し
- ・ 施設入所後の保護者及び子どもにかかわる記録

(3) 聴聞手続き

接近禁止命令をする場合は、知事は行政手続法第3章第2節の規定により聴聞を行わなければならない。 聴聞の事務上の手続きは児童家庭課が行う。

(4) 命令書の交付方法

接近禁止命令は、命令を行う理由となった事実の内容、当該保護者の氏名等必要事項を記載した命令書を交付しなければならないとされている。処分庁(児童家庭課)職員は児童相談所職員の協力を得て保護者に交付する。その際には、命令を受ける保護者に対して、命令に違反した場合には処罰されることがある旨を説明するとともに、できるだけ受領書を徴する。

また、職員が保護者を訪問し、命令書を直接交付しようと努めても、保護者が職員との接触を拒否する場合は、出頭要求の告知書と同様に、命令書を直接郵便箱等の適切な箇所に差し入れ、その状況を写真等で記録する。

(5) 命令発出後の関係機関との連携

要保護児童対策地域協議会等の場を活用して、接近禁止命令違反認知時の対応について、学校等の関係機関と協議を行っておく必要がある。

また、子どもの居所等を管轄する警察の担当課に、接近禁止命令を発出されたとき、命令が取消しされたときは、その旨を連絡し、通学路のパトロール、緊急時の110番通報等、あらかじめ予測できることを協議しておく必要がある。

子ども虐待事例における一時保護は、子どもの安全確保を最優先として児童相談所長の判断によって実施される。緊急度が高く、虐待の程度も重いと判断されるケース以外は、まずは一時保護の際に保護者の同意を得るよう努めることが必要であるが、それにより安全確保の時機を失することがあってはならない。

子どもの安全に関する判断は、ケース対応の第一歩であり、単に生命の危険にとどまらず、現在 の環境におくことが子どもの福祉にとって明らかに見過ごせないと判断されるときは、一時保護を 行うべきである。また、緊急度アセスメントシートやリスクアセスメントシートなど客観的指標を 活用して評価し、会議において組織として決定することが必要である。一時保護期間は原則 2 か月 を超えてはならないとされており、その期間内で援助の次の段階に進めることが望ましい。

1. 一時保護の目的

- ① 子どもの安全と生活の場を確保する。
- ② 子どもの安全を確保した上で、子どもの行動観察、発達や心理状態の把握、家庭に関する調査等により、虐待のメカニズムの解明や子どもへの影響を把握し、今後の援助方針の手がかりとする。
- ③ 子どもの気持ちを聴き取りながら、密接な関わりによるケアを行う。
- ④ 保護者との関係調整及び保護者の成育歴を始めとした家族に関する情報を得る。

2. 一時保護の留意点

一時保護は児童福祉法第33条により、児童相談所長が必要と認めるときは保護者の同意がなくても職権により一時保護ができるという非常に強力な行政権限であることを認識し、子どもを虐待から守る手段として有効に、かつ適切に行使する。

職権による一時保護に限らず一時保護の際には、保護者が児童相談所の決定に不服がある場合は 行政不服審査法に基づき不服申立をすることができること、一時保護中の児童相談所長の権限、及 び一時保護期間が2か月を超える場合の手続き(重要!欄 参照)を説明する。また、一時保護の 開始や終了については保護者に一時保護通知書を速やかに渡すとともに、市町村等関係機関にも必 要に応じて連絡する。

|重要!| 2か月を超える一時保護について

- □一時保護は原則、2 か月を超えないこととされているが、児童相談所長が必要があると認める場合には引き続き一時保護を行うことができるとされている(児童福祉法第 33 条第 3 項及び第 4 項)
- □2 か月を超えて一時保護を継続することが親権者又は未成年後見人(以下、「親権者等」という。)の 意に反する場合には、児童相談所長が家庭裁判所に承認審判を申し立て、承認を得る必要がある(児 童福祉法第 33 条第 5 項)。また、引き続き一時保護を行った後、2 か月を経過するごとに、同様に申し 立てを行い裁判所の承認を得る必要がある。
- □裁判所への申し立て手続きに要する時間等を勘案し、遅くとも一時保護開始又は継続後 40 日程度までに意向を確認するように努めること。

3. 一時保護の決定

緊急度アセスメントシートやリスクアセスメントシートの結果を参考にしながら、

- ① 子どもの生命に危険が予想されるほどの虐待を受けている
- ② 乳幼児で虐待を受けている
- ③ 性的虐待を受けている
- ④ 保護者が同意せず必要な医療行為ができないため、生命・身体の危険があるなど、 子どもを早急に一時保護する必要があると児童相談所が判断した場合で、
- ⑤ 在宅援助を行っているが長期にわたって虐待の改善が見られない
- ⑥ 周囲の援助を拒否して子どもの安全が図れない

などは、会議で必要性を検討の上、一時保護を決定する。

児童相談所においては、児童の一時保護を決定する際、一時保護をする理由や目的を明確にし、保護者や関係機関とも、その理由や目的を共有しておく。一時保護は他機関(警察、市町村等)の要請がきっかけであったとしても、その決定は児童相談所が行ったものであり、一時保護実施の場面では、児童相談所が主体性を発揮しながら、関係機関と連携することが大切である。また、関係機関としても、児童相談所の支援に資する情報を積極的に収集・提供したり、児童相談所とは異なる役割をもって保護者と関わるなど、児童相談所の活動を側面から支援することが望ましい。

(1) 一時保護の実施

一時保護を実施する際は、児童相談所は保護者に一時保護の理由、目的を説明し、同意を得るよう努めるが、同意が得られなかった場合は児童相談所長の職権による一時保護をする。ケースによっては、先に一時保護をしてから保護者に同意を求めるほうが望ましい場合もあることに留意する。

保護者の同意のない職権による一時保護は、子どもの安全確保には非常に有効ではあるが、非常に強力な行政権限であるという認識を踏まえて適切に運用する。強力な権限であるがゆえに保護者の強い反発を招くことは避けられず、実施する際には、対応する職員の態勢や関係機関との調整、子どもを保護する場所やタイミングなどについて綿密な検討を行っておくことが必要である。

また、一時保護は行政手続法にいう不利益処分であることから、同意の有無にかかわらず、一時保護の理由、目的とともに、不服申立ができることを保護者に十分に説明する。一時保護に関する情報の告知は、児童相談所から保護者に対して行う。一時保護は児童相談所が主体的に判断して決定するものであり、関係機関の要請によって、あるいは子ども本人の意向によって一時保護したかのような伝え方は避ける。一時保護した旨を児童相談所に代わって他の機関から保護者に告知させることも避ける。一時保護決定通知書の記載においても、同様に留意する。

なお、一時保護は児童相談所の権限に基づいて行うため、一時保護をした児童の移送をする際には、 原則として児童相談所が行うこととする。

(2) 虐待の告知

虐待の告知とは、保護者の行為が虐待や不適切な関わりであり、子どもに悪影響を与えるもので あることを明確に伝えることである。これは保護者を責める目的で行うのではなく、子どもへの態 度変容のために、保護者への支援の契機となりうることを意識して行う。

児童相談所等は、保護者に虐待を告知する際には、子どもの安全を第一とする。通告者保護の観点から、通告元は明かせない旨を保護者に伝えるとともに、通告者と虐待を行っている者との関係等を踏まえ、守秘義務の遵守を含め、秘匿等に十分配慮して対応する。また、虐待の事実ないしはその疑いを保護者に伝える際、できる限り子どもの言った言葉をそのままでは保護者に伝えないように留意し、児童相談所が子どもについて何を心配しているのかに中心を置いて伝えるようにする。

ア 虐待の告知の必要性

保護者が虐待と認識していない場合、たとえ「しつけ」のためでも暴力を振るうことは虐 待にあたることを説明することが必要である。

児童相談所が虐待の告知をせず、子どもの問題(非行、障害など)等を理由として関わると、保護者は自分自身の問題として認識せず、虐待環境の改善が図られないことがある。児童相談所が子どもの最善の利益を図る上で、虐待と判断した理由を説明し、保護者に虐待の認識を促すことが必要である。

虐待の告知を曖昧なままに親子分離を行った場合は、保護者の引取り要求への対応に苦慮することとなるので、児童相談所が虐待と認識していることを明確に伝える。虐待の告知とともに「これから親子にとってどうしていくことがいいのか、保護者の考えも聴かせていただきながら一緒に考えていきたい」という児童相談所の姿勢を伝える。

イ 保育所や学校からの一時保護

保育所や学校など子どもが所属する集団生活の場所から職権による一時保護をする場合は、子ども自身にもその目的、理由、今後の見通しなどを丁寧に説明する。通告の情報元は秘匿しなければならない。ただし、通告元となることの多い学校や保育所等の機関に対しては、近隣住民や家族・親族からの相談とは異なり、通告をした機関が特定される可能性が高いため、保護者に対する対応方法について事前に綿密な協議を行い、今後の協力を依頼する。話をする場所や、出口までの経路、立ち会う教職員などについて適切な方法をあらかじめ決めておく。保護者にも、一時保護する目的、理由、今後の見通しを説明することが必要である。伝える場所については家庭がいいか、保育所や学校がいいか、そのケースの展開により検討する。

事前に保育所又は学校、市町村及び児童相談所がよく協議して相互の了解のもと家族と関わることが重要である。

ウ 在宅援助をしていた場合

児童相談所で在宅援助を継続していたケースで一時保護をする場合、虐待の告知や一時保護の必要性に関する説明については、家族のケースワークを担当している者ではなく、ほかの職員が組織の判断として伝えるなどの対応が望ましい。一方で、担当者が保護者のつらさに寄り添いながら伝えるほうが自然であることも多いので、いずれの方法にするかは保護者との関係性によって判断する。

(3) 一時保護の通知

一時保護の開始を決定したときは、速やかに、一時保護の開始期日、理由及び場所を文書で保護者に通知する。ただし、保護者に対して子どもの居所を明らかにすると子どもの保護に支障がある場合は、子どもの居所を明らかにしないことができる。

一時保護の理由は、①一時保護をした処分要件(根拠規定・関係法令の解釈及び国の通知等から導かれる要件)、②認定事実(①の処分要件に該当する、一時保護の原因となる事実)、③適用関係(①の処分要件に、②の認定事実をあてはめた適用関係)について留意して記載することが必要である。

なお、父母が共同親権者の場合は、両親宛てに通知することが原則である。しかし、DV 被害により配偶者等から避難している親子の子どもを保護した場合には、通知によって被害者の所在が特定されないよう、十分な配慮が必要である。

重要! 行政不服審查

- □ 児童相談所は、子どもの安全を守るために、職権一時保護等、保護者の権利利益を侵害する 可能性のある極めて強力な行政権限を行使することができる。行政権限の行使に対し、対象とな る保護者等が法律上の利益を損なわれたとする場合には、「行政不服審査法」に基づき、不服申 立をすることができる。
- □ 児童相談所は、自らが有する行政権限を適正に行使し、対応の妥当性について説明するととも に、不服申立の手続きについても十分に説明する。
- □ 申し立ての対象は「処分」であり、その「処分」には、公権力の行使にあたる事実上の行為で、内容が継続的性質を有するものが含まれる。立入調査のような即時完結的な行為は、不服申立をしても実益に乏しく、対象とはならない。

4. 一時保護所入所時の対応

一時保護所で生活を始める子どもには、安心して、目的を持って生活できるようオリエンテーションし、子どもの健康・身体状況を把握しておく。

(1) 子どもの健康、身体状況の把握

入所時は、下記の子どもの健康・身体状況を把握しておくことが必要である。

- ① 被虐待児に対しては、外傷、栄養状態等の身体状況を正確に把握するとともに、顔や手足だけでなく、衣服で隠れた部分の観察も必要である。あらたまった場面での観察に緊張する子どもには、着替え、入浴、身体検査等の場面を利用して確認する。
- ② 外傷があるときには写真を撮っておく。(法的対応の際の資料となる)
- ③ 外傷及び発熱や、身体に痛みを訴える場合には、応急処置をした後に、病院を受診させる。
- ④ 性的虐待を受けた(疑いを含む)子どもには、その必要性を十分に説明の上、被害確認面接を実施した後に、産婦人科(男児であれば小児科にその旨説明して)を受診させる。(③、④は、必要な場合は治療を受け、診断書・意見書を取る。)
- ⑤ 食物アレルギーがある場合も考えられることから、健康や身体の情報と共に、アレルギーについても調査し、適切な対応をとる。

(2) 子どもの安心感の確保

一時保護をした際には、職員から子どもに、児童相談所が保護した理由及び今後の目安、児童相談所長が保護者に代わり対応できる事柄等について理解しやすい表現で伝えることが必要である。保護された子どもは、「悪いのは自分だから仕方がない。」という思い込み、「家を出ることで親から見捨てられるのではないか。」という不安から、一時保護を躊躇することがある。このような場合、子ども自身に決断を求めることは、心理的負担を強いることになる。児童相談所職員は「児童相談所は、あなた(子どもの心身)の安全を確保するために、保護が必要と判断している。」という主旨を子どもに理解しやすい言葉で伝える。

一時保護所は安心して生活できる場所であることを伝え、集団生活のルールや子どもの権利擁護について子どもに説明、確認する。一時保護中は保育所や幼稚園、学校には通えないことを子

どもに説明する。また、保育所や学校等の担任の子どもへの面会は、子どもに安心感を抱かせることになるので、学校担任などに積極的に勧めることが望ましい。

参考 一時保護中の子ども・保護者への対応の留意点

○ 保護者への対応

- □ 職権による一時保護後、保護者が児童相談所の対応に関して苦情や子どもの引取り要求をして くる場合でも、対応の枠組みは崩さないことを基本とする。
 - ① 児童相談所は子どもを守る役割を社会から付与されていることを伝える
 - ② あらかじめ面接の日時を決めて会う
 - ③ 複数対応としチーム連携を心がける(110番通報が必要な事態に備え事務室で待機する)
 - ④ 組織での対応であることを前面に出す(「児童相談所としては・・・」と説明する)
 - (5) 保護者が落ち着いているときに話し合う(飲酒時は会わない、興奮が冷めるまで待つ)
 - ⑥ うそや安易な気休めは言わない(「お答えできません」と言う)
 - ⑦ 虐待なのか、そうでないのかではなく、事実や具体的状況を聴き取る
- □ 職権による一時保護後の面会については、常に子どもの福祉を最優先して対応する。 また、保護者が一時保護に同意したとしても子どもの安心感、安全感が脅かされるような場合に は、児童相談所の判断として面会、通信の制限を判断する。

ただし「子どもの意向により会わせられない」と伝えるのは不適切であり、あくまで子どもの福祉を優先する児童相談所の判断であると伝える。

- □ 児童福祉法第33条の2により、児童相談所長は一時保護(委託)中の子どもについて、親権者等がいても、監護、教育及び懲戒に関し必要な措置をとることができるとされており、保護者はこれを不当に妨げてはならないとされている。
- □ 保護者による「不当に妨げる行為」があり、説明しても理解が得られない場合は、面会・通信の制限、接近禁止命令、親権停止・喪失・管理権喪失の審判請求等、必要な対応を行う。

(詳細は「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等の関係に関するガイドライン」参照)。

○ 一時保護後、暴力的なふるまいをする子

- □ 親からの理不尽な虐待行為にひたすら耐えてきた子どもが、一時保護所の生活の中で怒りをコントロールできずに爆発させることがしばしばある。素手でドアをぶち抜く、ガラスを割るなどの暴力行為や、自分がされてきた支配的な言動を職員やほかの子どもに向けることもある。
- □ 職員が一対一で向き合い、その子のつらさや悲しみに共感しながらも、暴力的・支配的な行動はあなた(子ども)のためにならないこと、何も生み出さないことを繰り返し伝える。自分の気持ちを言葉で表現するよう促していく。職員から肯定される体験を重ね、ケアされているという実感を持ち始める時期から、徐々に表情が和らぎ、子どもは言葉で表現するようになる。
- ロ 小学生以上の子どもについては、怒りなどの感情をコントロールする方法について、職員と一緒 に相談してあらかじめ決めておく方法も有効である。

5. 子どもが家庭復帰する場合の留意点

一時保護から家庭復帰させる場合の指導上の留意点は、施設退所の時の留意点と基本的に共通である。(☞本編 P113 重要!参照)また、地域関係機関との連携については、第2章Ⅲ市町村と児童相談所の連携を参照のこと。

(1) 家庭復帰に際して

令和元年改正の児童福祉法は、「児童の権利の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること」を都道府県の義務として定めている(児童福祉法第 11 条第 1 項第 2 号へ)。これについては、当然ながら、児童福祉施設入所等の措置を解除する場合も同様である。家庭復帰の際には、その条件として、児童相談所があらかじめ家庭訪問の頻度や通所指導の頻度を示すなど、安全を確認することを保護者に提示し、それに基づき指導するとともに、保護者の主体的な問題解決に向かう意識を尊重するだけでは子どもの福祉が図れず、指導の枠組みを示す必要がある事例については、児童福祉司指導を活用する。父母宅ではなく、父母の実家の祖父母等による家庭引き取りとする場合もあるが、そのような場合には、父母と実家との関係については特に注意してアセスメントし、慎重に判断する姿勢が必要である。家庭復帰してからの子どもの SOS の出し方なども検討する。

また、DV(父母間の支配・被支配関係)が疑われる家庭に復帰させる場合には、子どもの安全確保のためにも、父母の関係についても注意してアセスメントし、判断する必要があるとともに、児童福祉司指導等の活用など、家庭復帰後も保護者に指導等を行って接触の機会を保つことにより、父母の関係性等について把握できる状態とすることが望ましい。

(2) 一時保護解除の判断

一時保護を解除して家庭復帰を行う場合には、子どもと保護者の各種診断結果を総合的に評価し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど地域の関係機関における援助体制を組織し、虐待の再発によって子どもの安全が損なわれる危険性が認められない、また保護者が子どもの安全について関係機関と協力して努力を進める、また何らかの問題が発生した場合には速やかに子どもの安全を確保できる体制が用意されていることを確認したうえで判断する。保護者によっては、子どもを早く引き取りたいために、虚偽の発言をする場合がある。保護者の発言を鵜呑みにせず、事実確認の調査を実施する。保護者が児童相談所との面接や子どもとの面会について、正当な理由なく遅刻やキャンセルする場合、電話連絡が取れなくなる場合などは、家庭復帰後の約束不履行が懸念されることに、留意が必要である。

在宅援助の方針を採用する場合は、虐待の程度が比較的軽微で、子どもの安全確認が継続的に可能であって、在宅により親子の関係修復や養育改善のための支援をすることが子どもの最善の利益にかなうと判断できる場合である一方で、家族の変化は予想以上に早く、いつのまにか虐待が深刻化していたり、保護者が援助に対して拒否的になる場合も珍しくないことから、在宅による援助には常に危険性が伴う点に留意しなければならず、リスクマネジメントが適切に組み合わされていることが必要である。また、DV(父母間の支配・被支配関係)が疑われる場合において、被害を受けていると思われる者(DV 被害者)に被害の自覚がない(希薄な)場合やもう一方に逆らえない状態にあると思われる場合、無気力にみえる場合などは、虐待する保護者に対抗して虐待の再発や深刻化

を妨げる者が家庭内に存在しないことを考慮した上で、リスクマネジメントを行う必要がある。

(3) 家庭復帰後の支援

家庭復帰後の支援においては、市町村や児童相談所が面接や訪問等の方法により、子どもや家族の状況を把握しつつ、保護者に適切な助言をすること、関係機関の協力を得ての情報共有、モニタリングを継続することが必須である。再発防止の観点からは、状況が変化を把握した場合はその時点で再度アセスメントを実施し、その結果をもとに、援助方針会議を開いて援助方針を再検討することも必要である。家庭復帰後の生活の中では、それまで顕在化していなかった課題やリスクが新たに現れる可能性があり、また、家族関係の変化や養育環境の変化は虐待の再発につながりやすい。そのため、家庭復帰から少なくとも6か月程度はとりわけリスクが高まる期間として認識し、家庭訪問や通所等を通じて、養育状況を把握するとともに、必要な援助を実施する。

また、DV(父母間の支配-被支配関係)が疑われる家庭に復帰させた場合において、被害を受けていると思われる者(DV 被害者)に被害の自覚がない(希薄な)場合やもう一方に逆らえない状態にあると思われる場合、無気力にみえる場合などは、リスクが高い状態が長期間継続することを認識し、注意を払う必要がある。市町村や児童相談所は、虐待の再発・深刻化を防ぐために、子どもだけでなく DV(父母間の支配-被支配関係)についても継続して注意し、DV 被害者への被害の自覚の促しや DV 相談の勧奨等により DV 相談機関につなげるよう努めるとともに、状況に応じて、再度アセスメント等を実施し、援助方針を再検討することも必要である。なお、DV 被害者及び子どもの安全確保のため、DV 被害の自覚の促しや相談勧奨等を行う際は、DV 加害者に知られないよう、十分留意する必要がある(一般的な留意事項等を事前に配偶者暴力相談支援センター等に確認しておく必要がある)。

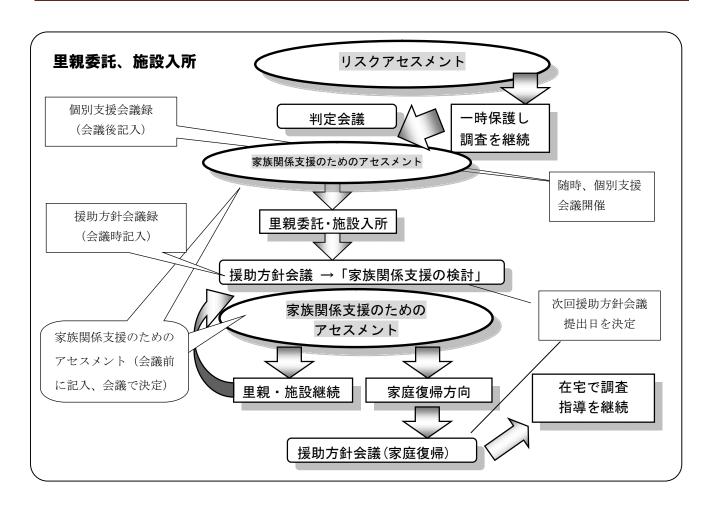
6. 判定会議

(1) 判定の意義

判定は、相談のあった事例の総合理解を図るため、各診断担当者等の協議により行う総合診断であり、適切な援助の内容及びそれに関わる援助指針の作成と不可分の関係にある。判定は子どもを含む家族、所属集団全体を視野に入れ、当事者の問題解決能力や地域の支援体制等も考慮に入れて、援助方針案を作成する。判定は経過の中で修正の必要が生じる場合もあり、適宜再判定を実施する。一定期間以上保護した場合は必ず判定会議を経て、在宅か措置かなどの方針を決定する。施設入所、里親委託、一時保護児童の家庭復帰に関する援助方針案の決定については、事前の職種間カンファレンス等を経たうえで、判定会議の形式で行うことが望ましい。

(2)判定の方法

判定は、児童福祉司・児童相談員等による社会診断、医師による医学診断、児童心理司による心理診断、児童指導員・保育士等による行動診断、その他の診断を基礎として、原則として関係者の協議により行う。これらの診断のうち、社会診断については、場合により、弁護士の意見を反映したものであることが望まれる。施設入所を検討する際には、施設種別などについてもそれぞれの専門職間で十分に意見を出し、協議することが重要である。



里親に委託した子ども、あるいは乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設などの施設(障害があった場合は、障害児入所施設)に入所した子どもの多くが、被虐待経験及び家庭からの分離体験によって、心身の脆さや心理的問題、行動上の問題を抱えていることが多い。児童相談所は、子どもが里親委託、施設入所した後も引き続き、子ども、保護者・家庭への援助を継続するとともに、子どもや家庭に大きな変化や問題が生じた時だけでなく、日ごろから適宜、里親や施設とも情報交換を行うことが必要である。

子どもの健全な成長を促すことは多面的、長期的な視野のもと、大変に時間と労力を必要とすることであり、児童相談所は里親・施設との緊密な連携だけでなく市町村や関係機関も含めた協働を図ることが欠かせない。

家庭復帰の可能性についてはもちろん、面会や通信を始めとする親子関係修復の手段や方法についても援助方針会議などで検討し、児童相談所として決定する。また、必要に応じて方針の見直しや支援内容の検討を行う。再度の見直しや支援状況の確認が必要な場合は、次回の会議提出日をあらかじめ決めておき、必要な検討や修正が行われないまま事態が推移してしまうことを防ぐことが必要である。

子どもや保護者、家庭状況についての情報共有にあたっては要保護児童対策地域協議会などを活用して、市町村、関係機関、子どもが所属していた保育所、学校等も支援状況や支援段階を確認できるようにすることが望ましい。

1. 里親委託

子どもが一定の養育者から、安定した家庭環境の中で個別的で親密な人間関係を経験しながら 日々の手厚いケアや愛情を受けて育つことは、身体のみならず心の成長においても大切である。虐 待を受けた子どもの援助において、里親委託は家庭に代わる重要な社会的資源の一つである。

しかし、保護者の多くは自身の虐待行為を自覚し援助を求めている場合であっても、子どもを失ってしまうのではないかという不安感から里親委託には消極的であることが多い。そのため、児童相談所は子どもにとって里親委託が適切であると判断した場合、保護者に対してその趣旨や里親の種類による区別等をよく説明し、理解を得る働きかけが欠かせない。

一方、親密な人間関係ゆえに、里親と子どもとの関係がうまくいかなかった場合、里親、子ども 双方の傷つきが大きい。そのような事態を防ぐには、研修の実施(新任里親、未委託里親、委託里 親に合わせた養育技術や養育の心構え、児童相談所や関係機関との関わり)と委託後の養育支援が 不可決である。その上で、児童相談所は慎重なマッチングを行って里親委託を行うとともに、委託 前、委託時、委託後については「千葉県里親等家庭養育運営要綱」等に基づき、適切な支援をする。

参考

① 里親の種類

- ・養育里親 何らかの事情により、保護者のいない又は保護者に監護させることが適当でない子ど もを養育する里親。必ずしも、養子縁組を前提としたものではない。
- ・養子縁組里親 養子縁組を前提として、子どもを養育する里親。
- ・親族里親 両親など子どもを現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院などにより養育できなくなった子どもを扶養義務者及びその配偶者である親族が代わって養育する 里親。
- ・専門里親 2 年以内の期間を定め、虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた子ども、非 行等の問題を有する子ども又は身体・知的・精神障害がある子どもを養育する里親。

② 小規模住居型児童養育事業

- □ 5 人又は 6 人の子どもを、養育者の住居(ファミリーホーム)で養育する。養育里親の経験 など一定の要件を満たす養育者 3 人以上で養育にあたる。
- □ 法律上の里親ではないが、里親や施設と並ぶ、子どもの養育の委託先として位置付けられている。子ども同士の相互作用を活かしつつ養育を行うことができることから、里親との、1対1の関係を作ることが困難である子どもの場合でも家庭的養護が可能である。

(1) 委託に向けての事前説明・事前準備

里親に子どもの成育歴、里親委託に至った経緯、家族関係、子どもの発達状況、性格や行動の特徴などを丁寧に説明する。里親・子ども双方が安心して新しい生活を始められるよう、たとえ幼い子どもであっても、面会を重ね関係づくりに配慮する。

虐待を経験した子どもは、赤ちゃん返り、過食、反抗など大人の苛立ちを引き出すことがまま 見られることを事前に里親によく理解してもらう。また、そのような困難に遭遇した場合の対応 については、児童相談所の支援を得るよう勧める。

母子保健サービスや子育て支援事業等を含めた市町村による支援サービスの活用についても 紹介しておく。必要に応じて里親家庭の市町村において個別支援会議を開催し、事前にサポート 体制を整えておくことも有効である。

保護者との面会、引取り希望などについては、児童相談所と綿密に打合せを行い、里親だけで保護者に対応しないよう理解を得る。委託中の里親による監護措置について保護者は不当に妨げてはならず、緊急の場合は、保護者の同意が得られなくても医療を受けさせることができることを説明する。

(2) 委託時の説明

児童相談所は援助方針に基づいて作成した「自立支援計画」を里親に提示する。定期的な家庭 訪問時に子どもの様子を見たいこと、里親も気軽に相談してほしいことなど今後の児童相談所と の関わり方について伝える。

併せて、児童心理司による子どもの発達相談や、里親対応専門員による育児指導や養育に関する相談を実施することも伝える。緊急に乳幼児を委託する場合は、母子健康手帳のコピー、入院していた場合は病院の看護サマリー抜粋や、児童相談所嘱託医による注意書き、可能であればそれまでの養育者による注意書きなどにより、個人情報の提供範囲を吟味して、それまでの成育状況や今後の養育上の留意点を書面に記して渡すことが望ましい。委託後に市町村保健師の訪問も実施するので、健康診査や予防接種の相談や育児相談を受けるよう勧める。

児童相談所は管轄外の里親に委託する場合も、里親家庭のある市町村保健センターに直接連絡 し、委託経緯の要点と乳幼児の状態などについて情報提供して速やかな訪問とその結果報告を依 頼する。

里親委託したときは、児童相談所は保護者に、その理由、委託中の監護措置、面会や通信、費用等について説明し、措置決定通知書を送付し、併せて市町村にも連絡する。

(3) 委託後の支援

里親委託中は、継続的な支援を行う。

- ① 養育援助及び心理的サポートを目的とする定期的な家庭訪問を実施する。 (委託後2か月間は2週間に1回程度、2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度)
- ② 子どもへの心理的ケアや発達診断を実施する。
- ③ 里子が乳幼児の場合は、里親居住地の市町村等と連携し、市町村保健師による訪問指導 や、母子保健・育児支援サービスを積極的に活用して支援する。
- ④ 面会を始めとする子どもと家族との交流や家庭復帰に関わる家族関係支援に関しては「家族関係支援のためのアセスメント」(☞書式編 P14)を活用し、里親の協力・意見を得ながら児童相談所が中心となって実施する。
- ⑤ 児童相談所や里親会による里親制度や養育技術の研修。
- ⑥ 里親会活動参加による里親同士の交流、養育技術の向上、支え合い。
- (7) 育児負担感軽減のためのレスパイト・ケアの勧奨。
- ⑧ その他地域社会資源活用の勧奨。
- ⑨ 年に1回、子どもの自立支援計画を作成する。その際には、里親の協力を得るとともに、 子どもや保護者の意見を尊重するよう努める。

2. 施設入所

児童相談所が策定する援助方針は、子どもや家庭等が有する課題や問題点について、家庭環境調整を含めた援助の目標、援助方法、その他の留意事項を短期的、長期的に明確にするとともに、その他の関係機関、社会資源の役割についても明確にしたものである。施設が援助方針を参考にしながら子どもや家庭への支援をしつつ年1回の自立支援計画を作成する際、児童相談所は積極的に協力する。

(1) 子どもへの援助

ア 施設入所時

子どもは「自分が悪いから入所した」という誤った認識を引きずっていることがある。その認識は保護者から植え付けられることもあるが、子どもの周囲の出来事を自分のせいと思い込む傾向が影響していることもある。入所時には、児童相談所は施設とともに、必要に応じて「あなたは悪くない」と伝えるとともに、施設入所を子どもなりに前向きに捉えられるような配慮や関わり方を工夫する必要がある。

児童相談所は施設と連携し、心身に問題を抱えた子どもの回復のために、「安心感・安全感の確保」「『怒り』の感情の受け止めや整理」「自己肯定感の獲得」等のケアについて配慮する。

イ 入所後の支援・情報共有

児童相談所の担当職員は、定期的な施設訪問やそれ以外のあらゆる機会を活用して施設職員だけでなく子ども本人とも面会し、子ども自身が現在の担当者を知っているように努める。担当者が異動した場合は、新たな担当者はできるだけ早いうちに面会する。また、担当児童福祉司や児童心理司、子どもの実情に応じて施設の心理療法担当職員、児童相談所が派遣する訪問心理療法職員を活用して、心理療法の実施や施設内カンファレンスへの協力をする。

担当児童福祉司、児童心理司は、施設入所後も必要に応じて、施設訪問や施設職員と子どもの児童相談所への定期的な通所により、フォローアップのための面接、プレイセラピーなどの治療的関わりを実施する。

施設からの情報や相談等を受けて援助方針の変更や追加がある場合、児童相談所は、受理会議や援助方針会議において組織としての判断及び方針を立て、それに基づいて対応する。その内容、子どもの状況についても適宜、市町村に連絡し、要保護児童対策地域協議会実務者会議などの場で情報共有できるようにする。児童相談所と施設はともに、子どもが大切にしていた人やものとの関係を大切にするために、子どもと関わりのあった保育所、幼稚園、学校等の担任等、市町村及び地域の関係者の通信や面会などを積極的に勧める。

(2) 保護者・家庭への援助

ア 施設入所時の説明

保護者も子どもと同様に「子どもが悪いから施設入所させた」と誤った認識を持っている ことが多い。自身の養育に虐待行為があったことを認識することが親子関係修復の第一歩と なるので、児童相談所は施設入所の必要性を説明するときに、保護者の虐待について告知する。告知の内容及び保護者の受け止め方については施設に情報提供する。(愛本編 P98「虐待の告知」を参照)施設長の監護措置及びこれに対する不当な妨げの禁止、緊急時の施設長による対応等についても説明を行う。入所時には虐待の認識がある保護者も、時間経過とともにその認識が薄れていくことが多い。児童相談所は面会時、帰省を検討する時期、帰省時など節目となる時期に、保護者の認識を確認し、誤りがあれば修正するよう努める。特に、担当者が変更になった場合などは、入所当初の経緯把握が不十分だと、保護者の誤った認識に引きずられることがあるので注意する。

イ 保護者への支援

児童相談所は虐待を行った保護者に対しては、入所後も児童相談所における面接や家庭訪問により、保護者の状況やきょうだいの養育状況、家庭状況についても把握し、支援や指導を行った場合などは、必要に応じその内容や効果についても市町村や施設にフィードバックする。

児童相談所あるいは施設は、具体的な養育方法を体得することにより虐待行為の改善が見込まれる保護者には、ペアレント・トレーニングなどを提案、実施する。

現在の家庭状況や保護者の成育の背景などから、虐待が生じる心理的メカニズムを解明し、家族病理が深い場合は、児童相談所での精神科医や児童心理司によるカウンセリング、必要に応じ精神科医療機関や心理相談室等を紹介する。その他、保護者が生活上抱えている問題等について、福祉サービス等の活用(DV 被害者支援、経済的支援、保育サービスの利用など)を促し、保護者自身が問題解決に向かう姿勢を支える。

ウ 家族関係支援

面会や通信などを始めとする親子関係修復の手段、方法については、保護者への支援状況及びその達成状況を確認した上で、保護者とも話合い、子どもの自立支援計画を踏まえて、判定会議や援助方針会議により組織として判断する。その際には、「家族関係支援のためのアセスメント」(『書式編 P14)を活用する。面会や通信を制限しているケースにおいては、どのような状態になったら親子交流を開始するかについて明らかにする。

なお、親子交流プログラムの作成には保護者も参画することが望ましい。

家庭復帰に際しては、具体的条件を保護者、施設、児童相談所で確認しておくことが大切である。児童相談所は上記の実施にあたっては、家庭復帰も含めた家族関係の支援が施設の本務の一つであることを認識し、施設に配置されている家庭支援専門相談員(ファミリー・ソーシャル・ワーカー)を中心に施設ともよく連携し、ケースに応じて協働、役割分担する。

参考 保護者からの面会・通信・引取り要求、不当に妨げる行為

- □ 児童福祉法第 47 条第 4 項に基づき、施設長は監護・教育・懲戒に関し必要な措置をとることができ、これに関して保護者は不当に妨げてはならない。
- □ 保護者の同意により入所している場合でも子どもの心身の安全を考え、面会や通信の制限が必要な場合は、児童相談所又は施設長は面会や通信を制限できる。(児童虐待防止法第 12 条) その場合、児童相談所と施設は保護者による強引な通信、面会、引取り要求には応じないこと、実力行使する場合は警察の介入を辞さないことを児童相談所と施設の間で共有しておく。
- □ 同意による入所の場合でも、引取り・面会・通信を認めると虐待の再発や子どもの保護に支障をきたすおそれがあると判断した場合は、児童福祉法第 28 条により家庭裁判所へ施設入所承認を求めることを援助方針会議において決定する。その際、児童相談所は施設への措置を一時保護委託に切り替える。(児童虐待防止法第 12 条の 2)
- 口 さらに必要に応じて接近禁止命令を発することができるが、施設長や児童相談所長の監護措置 に対する保護者の不当な行為が止まないときは、親権制限の審判の請求等も検討する。

(3) 市町村機能の活用

児童相談所は、子どもが施設に入所した場合には市町村にも連絡し、子どもの家族関係支援や 社会的自立に向けて、施設入所中の子どもや家庭に関する情報提供を行う。入所中の家庭訪問、 支援ネットワークの整備などについても市町村とともに行うことが望ましい。

家庭復帰だけでなく、子どもが帰省する際には、児童相談所は市町村に連絡する。市町村は要保護児童対策地域協議会実務者会議などを活用して、関係機関と情報共有し、協力してモニタリング体制を敷くことが望ましい。

また、施設や里親も個別支援会議等へ出席するなど要保護児童対策地域協議会の一員としての役割を担うことも期待されている。

(4) 障害児施設入所の場合

障害者自立支援法施行に伴う児童福祉法の改正により、平成 18 年 10 月から児童相談所が入所施設を決定する措置に換えて、保護者又は利用者が施設と契約を締結しサービスの提供を受ける契約制度が導入されたが、入所理由が虐待などによる場合は児童相談所長の措置による入所が認められている。

【措置の基準】

千葉県の基準として、下記ア〜エの基準に該当し、利用契約を結ぶことが困難であると児童相談所長が判断したときは、措置とすることができる。(平成28年3月10日 障第4477号 「障害児入所施設等への措置の基準」より)

- ア 児童の虐待防止等に関する法律(平成12年法律第82号)に定める児童虐待若しくは それに準じる行為(以下、「虐待等」という。)が認められるとき、又は虐待等のおそれ があると児童相談所長が認めたとき。
- イ 保護者等 (親権を行う者、未成年後見人その他の者で、18 歳未満の障害児(以下、 児童等)を監護するべきものをいう。)の死亡、行方不明等により児童等を監護するこ

とができないと児童相談所長が認めたとき。

- ウ 保護者等が心身の疾患等により入院若しくは在宅による療養中であり、児童等を監護する ことができないとき。
- エ 保護者等が服役、施設入所等により児童等を監護することができないとき。

(5) 転居している場合の帰省

保護者が児童相談所の管轄外に転居した家庭に子どもが帰省する場合は、子どもを措置している児童相談所が転居先を管轄している児童相談所に、家庭訪問による生活状況の把握等の調査を依頼する。なお、措置している児童相談所が、転居先の家庭を直接確認する必要がある場合においても、事前に情報を共有した上で、両者で訪問をするなど協力を依頼する。

また、家庭復帰が検討されているケースにおいては、措置している児童相談所が転居先児童相談所に、事前に協議した上で同行訪問を依頼することが望ましい。その際は家庭の理解を得ておく。

(6) 家族関係支援のためのアセスメント

虐待ケースへの援助の中で、特に施設入所等の親子分離をした場合、保護者と子どもの交流(通信・面会・外出・外泊)が可能であるかどうかの見極め等、家庭復帰へ向けたプログラムの検討は、子どもの安全確保を第一に考え、細心の注意を払って慎重に行うことが必要である。援助方針会議において、施設の意見を参考にしながら児童福祉司や児童心理司等の意見に基づき、子どもや家族の状況、家庭状況、支援効果などを総合的に検討した上で、保護者と子どもの交流の方法、頻度、内容を判断する。

交流により子どもの安全や安心感が損なわれることがあってはならないので、通信方法は手紙か電話か、面会方法は児童相談所での面会か施設での面会か、職員立会いの要否、時間や頻度について、子ども、保護者、施設、その他の関係者とも十分に協議する。また、交流は段階的に計画・実施し、子どもの状態を見定めながら慎重に進めていくことが望ましい。

ネグレクトケースの場合には、愛着関係形成も視野に入れて、入所段階から積極的に保護者と 子どもの交流を促進する働きかけが必要な場合が多いので、子どもの年齢や虐待の態様によって も、支援プランの内容を検討する必要がある。

「家族関係支援のためのアセスメント」(『書式編 P14) は、このような局面で保護者と子どもの交流の段階や、それに伴う子ども、保護者・家庭への支援も含めて検討するときに、客観的な指標として用いることを想定している。したがって要保護児童対策地域協議会などにおいて、関係機関もアセスメント過程に参画して決定するなど、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用することが重要である。また、保護者も支援の目的や内容・方法について理解し、合意していることが望ましい。

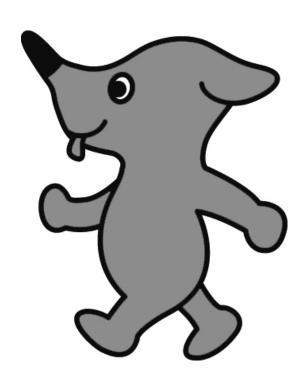
児童相談所が目標とする家族関係支援は、子どもが自立していくための家族との適切な関係構築であり、必ずしも家族との同居生活とは限らない。その際、それまで子どもが支えとしてきた大切な人やもの、イメージすべてを失ってしまうことのないような配慮、工夫が求められる。

(7) 施設退所の判断の目安

家庭環境の改善や子どもの成長に伴う自立度の向上などにより、家庭復帰が可能と考えられる場合には、施設長に意見聴取の上、児童相談所が施設退所の決定をする。

退所を検討する際には、虐待の再発のおそれの要因が解消されていること、再発の予防対策が練られていることが大切であり、市町村の要保護児童対策地域協議会実務者会議などにおいても協議することが望ましい。その際には「家族関係支援のためのアセスメント」(****書式編 P14)を活用する。また、性的虐待など家族関係の維持が不適切な場合には家庭復帰は避け、子どもが自立する支援計画を立てることが必要である。

措置解除の判断は慎重に行い、親権停止・喪失の取消し請求が必要な場合は併せて行う。



重要! 家庭復帰を検討する段階、家庭復帰後における保護者援助

①家庭復帰の適否の判断

- ・これまで行われた保護者援助の効果、援助方針及び自立支援計画の達成状況並びに児童福 祉施設長の意見等を勘案した評価
- ・ 保護者の現状の確認
- ・ 子どもの意思の確認
- ・家庭復帰する家の状態、家庭環境等を直接確認
- ・ 地域における援助体制・機能の評価 等を行った上で、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」等を参考にして客観的かつ 総合的に判断する。

②家庭復帰の方針を決定した場合

- ○市町村(要保護児童対策地域協議会)、当該子どもが入所する児童福祉施設等と協働して、当 該保護者が、地域の関係機関から適切な援助を受けるように指導するとともに、子どもが家庭や 地域で安全に暮らせる環境を整え、市町村に対して援助内容を明確に伝える。
- ○特に、地域における援助内容を決定するには、市町村(要保護児童対策地域協議会)とともにケース検討を行い、子どもの心身の状態、昼間過ごす場、家の状態、家族状況、家庭環境、保護者の遵守事項等を関係機関が理解した上で、各機関が具体的に支援する役割を決めることが重要である。

③家庭復帰後の保護者援助

- ○保護者援助によって児童虐待のリスクが逓減して家庭復帰ができたとしても、当面の間は、当該家庭の状況の変化を即座に把握し、対応するために継続した援助を続けることが必要であり、一定期間(少なくとも6か月間程度)は、児童福祉司指導措置等又は継続指導を採るものとする。
- ○児童相談所は、市町村(要保護児童対策地域協議会)と役割を分担して、家庭訪問のタイミング や回数、子どもが所属する機関の役割等に関して統一的な対応方法を共有するとともに、児童相 談所が当該事例のケースマネジメントを担うことを明確にしておく。
 - また、市町村の援助機関では、養育状態が悪化した場合の統一的な対応方法を共有し、状態の変化が起きれば躊躇なく実行する。
- ○当該家庭の経過が良好であれば、児童福祉司指導措置等を解除し、その後の対応**を**市町村に 引き継ぐこととする。
- *参考通知: 平成 20 年 3 月 14 日付 雇児総発第 0314001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総 務課長通知「児童虐待を行った保護者対する指導・支援の充実について」

(別添)児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン・(別添)チェックリスト

重要! 「家族関係支援の手引き〜切れ目のない支援の実現に向けて〜」 (家族関係支援調整プログラム調査研究委員会)

千葉県では、平成17年度に、社会福祉審議会のもとに4つの委員会(「社会的資源あり方検討委員会」「死亡事例等検証委員会」「児童虐待防止調査研究委員会」「家族関係支援調整プログラム調査研究委員会」)からなる「社会的養護検討部会」を設置し、児童虐待防止対策を積極的に進めることとした。

「家族関係支援調整プログラム調査研究委員会」においては、県の実情に即した家族関係支援のためのプログラムを作成・実施するための調査研究を行い、被虐待児の心理的ケア及び虐待を行った保護者と児童の関係のあり方等を検討した。

親子関係の修復を一般的には「家族再統合」と言うことが多いが、千葉県では支援プランを立てる目標を家族の態様に応じた家族関係支援とし、"(親子分離した)全ての子どもを家に帰す"ということではないため、"再統合"という文言を"関係支援"に換え、平成20年3月に「家族関係支援の手引き」を作成した。

児童虐待が起こってしまった家庭の家族関係支援に際しては、支援者側は支援プランにより目標を共有することが必要である。P115「家族関係支援の流れ」に沿うことにより、支援者側が、子どもと家族に提示する援助プランの"大きな枠組み"を念頭にケースマネジメントについて共有できるようにし、"今"行っている個々の援助が、支援全体のどのあたりのところを行っているのか、どの辺まで課題解決できていて次の支援プラン・設定目標が何であるか等、支援者自身が認識でき、それにより支援の一貫性を保てるようにしている。あわせて、統一の評価、見立てをするために「家族関係支援のためのアセスメントシート」を使用することで、支援者間の視点・認識の共通化を図ることとした。

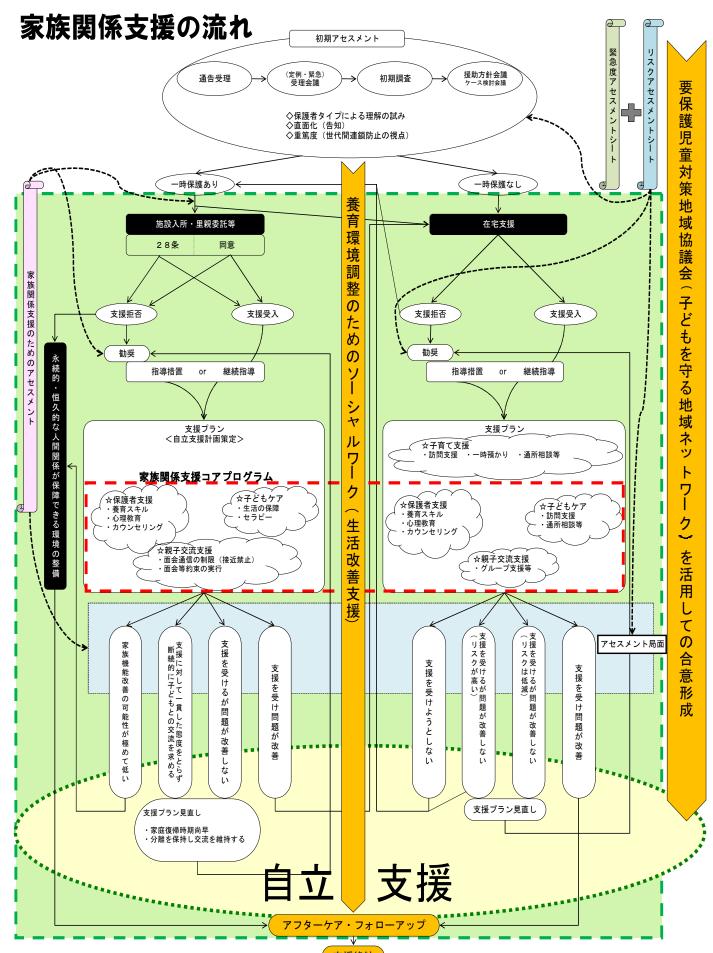
児童虐待防止対策の目標は、虐待という重大な権利侵害から子どもを守り、子どもが心身ともに健全に成長し、ひいては社会的自立に至るまでを支援することにある。早期発見・対応のみならず、発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの各段階において、「子どもの権利擁護」という理念に立脚し、関係機関による切れ目のない多様な支援体制構築のため一人ひとりが何ができるのかを考えることが望まれる。分離保護が支援のゴールではない。支援を展開することによって、中には在宅支援を支える地域ネットワークの連携によって、分離保護されるだけではない別の選択肢が見えてくる可能性もある。家族機能の改善が見込まれないケースについては、「生みの親」ではない里親委託や養子縁組などの永続的・恒久的な人間関係が保障できる環境を整えていくことが必要である。一方、虐待加害者に対しては"懲罰"ではなく"真に援助を必要している人"と位置づけ"ひとりの人として支援する"姿勢が必要である。

虐待に至る事例形成の要因は個別ケースごとに様々である。従って、家族関係の支援に際し標準化されたプログラムでもって画一的に実践されることだけが解決につながるとは限らない。また、重層的な支援の展開に際し、児童相談所だけでサービスの全てを担うことには限界があり、児童相談所一機関のみならず、市町村を含んだ地域全体での取組み、地域の関係機関の総合的な取組みが重要かつ不可欠である。児童相談所を中心とした地域コーディネートのあり方・役割、方向性を明確にするとともに、地域における援助・ケアシステムのあり方や、地域の実情に応じた柔軟性を活かした継続性あるサポートネットワークづくり・サービスを総合的に検討する必要がある。

千葉県では、「家族関係支援の手引き〜切れ目のない支援の実現に向けて〜」の作成等を契機に、平成 21 年度から家族関係支援の円滑な実施に寄与するため、家族関係支援事業を実施している。

事業の内容としては、①研修の実施、②児童相談所で活用できる(現場での支援に役立つ)具体的なツールの集積・開発・制作・提供、③スーパーバイザー招聘のもとプラニング力や面接スキルの向上に向けた事例検討、④先進県等との交流、⑤調査研究、等に取り組んできている。

継続的に家族関係支援事業を実施することにより、これまで集積されてきた知識や技法の周知と実践を継続するノウハウを集約し、児童相談所の家族関係支援実践力と精度を高めるよう努めている。



1. 保護者の同意が得られないときの施設入所の手続き

里親委託や施設入所等について、保護者が同意しない場合は、家庭裁判所の承認を得て、施設入 所等の措置をとることができる。

(1) 千葉県社会福祉審議会の意見聴取(児童福祉法第27条第6項 施行令第32条第1項)

児童相談所は子どもの里親委託や施設入所が適当と判断した場合、子どもと保護者に十分な説明をし、理解と同意を得ることが望ましい。保護者の同意が得られない場合は、児童相談所の判断の妥当性について、客観的な評価を得るため「千葉県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童処遇部会」(以下、「処遇部会」という。)の意見を聴くことが望ましい。児童相談所はその意見を参考として、親子分離が望ましいと判断したときは、家庭裁判所に児童福祉施設への入所等の承認を求める申立を行う。

重要! 同意について

- □ 同意とは「意に反することが明白でない場合」のことであり、積極的に望むことを求めなくてもよい。
- □ 親権者の一方でも反対している場合は児童福祉法第28条の申立が必要である。
- □ 児童福祉法第 28 条の申立が承認されない場合でも、家庭裁判所が親権者と児童相談所の間に入ることにより、家庭裁判所の調整機能を活用して、保護者との一定のルールの取決めができる場合もある。
- 口 他の理由による施設入所には同意しているが「虐待」を理由とすることを否定する場合は、児童福祉法第 28 条の申立ができる。入所後の引取り要求を未然に抑止し、児童相談所の提示するプログラムへの協力を促す効果がある。

(2) 家庭裁判所への申立(児童福祉法第28条)

児童福祉法第28条の手続きは、親権者の親権や未成年後見人が子どもに持つ権限のうち「監護権」、「居所指定権」を制限するなど、親権等を部分的に制約する措置である。

法第28条の規定による施設入所や里親委託の措置期間は、措置を開始した日から2年を超えてはならない。児童相談所はその間、親子関係の支援調整に向けて、保護者に対する指導や、施設及び里親に措置された子どもの訪問面接等に努める。

|参考| 児童福祉法第 28 条の申立 「子どもの福祉を害する」とは(福祉侵害性)

- □ 法第 28 条第 1 項の中核的要件は、「子どもの福祉を害する」であると解されており、「虐待」「著しく 監護を怠る」ことの主張・立証にこだわる必要はない。福祉侵害性は、多様化する家族のあり方に応 じて柔軟な解釈のできる一般条項として理解してよい。
- □ 法第 28 条についての家庭裁判所の審判例を整理した文献(「児童福祉法第 28 条第1項第1号の家庭裁判所の承認について」家庭裁判月報第 50 巻第4号)によると、申立の 6 割について虐待、福祉侵害等を認定して、本条を認容しているが、その中で虐待そのものがあったと言い切った例は少なく、身体に危害が加えられたと思われる事例でも、福祉侵害を認定している例が多い。家庭裁判所は、虐待の事実の有無を認定するよりも、入所等措置の承認ができるかどうかを判断することがより重要であることから、少なくとも子どもに対する福祉侵害がある、措置権行使の事態にある等の認定をしていると考えられる。

(「子ども虐待対応の手引き」をもとに改訂)

ア 家庭裁判所への申立の要件(児童福祉法第28条)

- ・虐待の存在の証明が困難な場合であっても、現在、保護者に監護させることが子どもの福祉を著しく侵害する状況であること。
- ・保護者にその子どもの監護を任せておいたのでは将来子どもの福祉を損なうおそれがある こと。

イ 家庭裁判所への申立の手続き

児童相談所は、下記の手続きに従い、家庭裁判所に児童福祉施設への入所等の承認を求める申立を行う。裁判に係る書類は原則として開示されることから、日ごろから、開示が原則という認識で記録を作成する。また、申立に際しては事前に千葉県児童虐待対応法律アドバイザー制度を活用して弁護士の助言を得るなどして、適切に対応する。

- ① 家庭裁判所への申立者は、都道府県知事又はその委任を受けた児童相談所長であり、 管轄は、子どもの住所地の家庭裁判所である。
- ② 申立書には、申立の趣旨及び事件の実情、施設入所若しくは里親委託措置が適切である理由を明確に書く。申立費用として、収入印紙代と郵便切手代がかかる。

【申立書の添付書類】

- 児童記録票
- ・ 医師の診断書
- ・ 受傷部位の写真
- 警察など関係機関からの通告書、意見書
- 子どもに係るケアプログラム
- 施設入所後の家族関係支援調整の計画などの書類
- 各種証拠書類
- 戸籍謄本、住民票(親権者・後見人等、子ども本人)
- 児童相談所長の在職証明書
- その他の添付資料
- ③ 審判の迅速性のために、いつどのような事件を申し立てる予定かなど、家庭裁判所との連携をあらかじめとり、機関同士の連携を図ることが有効である。しかし、裁判所は申立があって初めて判断する機関であることを理解し、何らかの言質をとることを望むのは適切でない。
- ④ 緊密に家庭裁判所と連絡をとり調査への協力や必要な資料の追完などによって迅速な審理に協力し、子どもの福祉の観点から適切な時期に結果が得られるよう努めることが必要である。
- ⑤ ケースによっては、審判の過程において一定期間、児童相談所が保護者指導を行い、 その結果に関する報告・意見を求められることもある。
- ⑥ 家庭裁判所は、児童相談所に対して保護者への指導措置勧告を行うことができる。児童相談所は「家裁から勧告されたので○○の指導を行いますので、従ってください。」と支援プログラムなどを示して保護者に言うことができる。このような勧告を希望する場合は、その旨を申立後、上申書により家庭裁判所へ伝えることが必要である。

ウ 措置期間の設定

児童福祉法第28条による措置期間は2年を超えてはならず、この間、児童相談所は家族関係支援を図り(ケースにより、必ずしも家族との交流を図るとは限らない)、子どもが安全で安心感が確保された良好な環境で生活できることを重要視し、保護者に対する指導や施設入所若しくは里親委託された子どもの訪問面接等に努めなければならない。2年の期間制限は、児童福祉法第28条の規定による措置を対象とするものであるため、措置開始後に保護者が措置に同意し、保護者の同意に基づく措置に変更した場合などには制限は及ばない。

エ 措置期間の更新

措置期間は 2 年を超えてはならないが、保護者に対する児童相談所を始めとする関係機関の指導や支援状況及び達成効果を十分に吟味し、措置を解除したら、保護者が子どもに再度、虐待等を行い、子どもの福祉を害するおそれがある場合は、家庭裁判所の承認を得て、措置期間を更新する。

更新の手続きをする際には、処遇部会に意見を聴くことが望ましい。児童相談所はその意見を参考にし、入所継続が望ましいと判断した場合は、家庭裁判所の承認を得るために更新手続きをする。

重要! 更新手続きの留意点

- ① 期間の更新の申立については、保護者に十分な説明を行うことが望ましい。家庭裁判所の審理及 び審判の確定には 2~3 か月程度を見込んだ上で前もって、所要の資料を準備し、申立を行う。
- ② 原則として、子どもの住所地がある家庭裁判所に申立る。(子どもの福祉の観点から、入所審判を行なった家庭裁判所に申立ることもできるが、事前の協議が必要である。)家庭裁判所は施設入所及び里親委託の措置更新の申立があった場合には、保護者に対する指導に関する報告及び意見を都道府県知事(児童相談所長)に求め、当該申立に関する子ども及びその保護者に関する資料の提出を求めることができることになっている。
- ③ 申立に際し、家庭裁判所から求められる資料
 - ・施設入所措置をとったときの資料(児童記録、指導経過記録) (更新時も同じ家庭裁判所への申立ならば必要なし。)
 - ・施設入所時の保護者指導計画及び子どもの自立支援計画
 - ・施設入所後の保護者指導及び子どもの自立支援の経過、状況
 - ・保護者指導の経過と結果、保護者の現状及び子どもの現状
 - ・ 戸籍謄本(親権者・後見人等、子ども本人)
 - ・ 住民票(戸籍謄本と同様)
- ④ 申立書作成時の留意点

更新時の申立書は入所審判時と同様に、主旨を明確に書き、証拠書類一覧表、関係者一覧表を 添付する。2 ページにわたる場合は契印を押す。

2. その他の法的対応

(1) 親権停止・喪失・管理権喪失宣告審判(児童福祉法第33条の7)

親権者の親権の不適切な行使が改まらず、子どもの福祉を護りがたい場合は、児童相談所長は 家庭裁判所に対して、親権停止・親権喪失・管理権喪失の審判の請求を行うことができる。

保護者が子ども等に必要な医療を受けさせることに同意しない場合など、2年以内にその原因が 消滅する見込みがある場合には、親権停止審判の請求を行う。

これまで、性的虐待を繰り返していた父親、嫌がる子どもを施設から連れ帰った父母に対して 親権喪失宣告が認められたことがある。

また、親権喪失等の宣告審判に至るまでの間にも、親権の濫用が予想されるなど親権の行使を制限する必要があるときには、保全処分により、親権行使を一時的に停止し、職務代行者を選任できる規定がある。(家事事件手続法第174条)ただし、一時保護中及び里親委託中は児童相談所長が、施設入所中は施設長が親権代行者となり得るため、職務代行者の選任は必須ではない。

親権喪失等の宣告後も、その原因であった事由が消滅し、親権・管理権の回復が適当である場合には、取消し請求を行うことができる。(民法第836条)なお、親権が否定されても、親権以外の権利義務、すなわち子どもの婚姻に関する同意権(民法第737条)、扶養義務(民法第877条)、相続権(民法第887条)は存続する。

(2) 親権者の変更、指定

両親が離婚する場合には、子どもの親権者を定めなければならない。(民法第819条第1項第2項)離婚に至るまでの過程で、一方の親の子どもに対する虐待が認められる場合など他方を親権者として指定する大きな理由になる。また、両親が離婚した後に、親権者となった片方の親が虐待していた場合など、子どもの利益のため必要があると認められるときは、他の一方に変更することができる。(民法第819条第6項)

これらの制度はいずれも他方の親が調停、さらに審判又は訴訟の当事者になる必要があるので、 その協力を得ることが不可欠である。

(3) 監護者の変更、指定

両親が離婚訴訟中で親権を争っている場合や、親権を有していない祖父母やおじ・おばなどが 子どもを養育する場合で、子どもの利益のため必要と認められるときなどは家庭裁判所の審判に より監護者を変更、指定することができる。

子どもが保護者から虐待を受けていた場合などで、他に監護者として適当な人物がいる場合には、その人物の協力を得て、この制度を利用することが考えられる。

(4) 審判前の保全処分

家庭裁判所において審判がなされるまでには一定の期間を要するため、審判の結論を待っていては子どもの安全を図れない場合がある。上記の申立や児童福祉法第 28 条申立の審判において、緊急性を要するという申立が家庭裁判所に認められれば、保全処分が認められる。しかし、児童相談所のみの主張で家庭裁判所に判断されることになるため、子どもの安全を確保することの必要性を明らかにし、それを裏付ける証拠書類の提出が求められる。

子どもの身柄の安全確保の観点から、児童福祉法第28条の申立を行い、かつ児童虐待防止法第12条第1項の規定による面会及び通信制限が全部制限されている場合に、子どもの保護のために必要があるときは、家庭裁判所は、申立により、承認の申立の審判の効力が生ずるまでの間、保護者に対し、子どもの住所もしくは居所、就学する学校その他の場所において子どもの身辺につきまとい、又は子どもの住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の子どもが日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。

裁判所の発する命令は、児童虐待防止法第12条の4第1項と同じであるが、違反に対する罰則はない。

特に、一時保護委託で子どもが病院に入院しているケースなどにおいて、保護者が強引に子どもを退院、転院させるのを防ぐ効果が期待される。

(5) 人身保護請求

人身保護法は、不当に奪われている人身の自由を迅速、容易に回復することを目的とするものである。保護者が施設から子どもを連れ去ったため、児童相談所長が親権喪失宣告、保全処分を申立、選任された代行者が子どもの引渡しを求めたが応じないので、人身保護請求を申し立てたケースがある。

(6) 刑事告発

公務員は犯罪事実を発見したときは告発義務がある。(刑事訴訟法第 239 条第 2 項) 児童相談所が告発する場合は客観的事実の記載に留意した告発状を整えることが必要である。特に身体的虐待は刑法の「傷害罪」「暴行罪」、死に至れば「殺人罪」や「傷害致死罪」などに問われる。性的虐待では、「監護者性交等罪」「監護者わいせつ罪」「強制性交等罪」「強制わいせつ罪」「準強制わいせつ罪」「児童福祉法違反(淫行させる行為)」などに問われる。結果の重大性、行為の悪質性、子どもの意思、予防的効果の有無も含め、子どもの最善の利益の観点から判断すべきである。

また、刑事事件においては、厳正な立証を求められるため、子ども自身が警察の事情聴取を受けたり、場合によっては法廷での証言を求められたりすることもあり得るので、子どもの意見や能力を十分考慮し、児童福祉の観点から子どもを支えることが重要である。

刑事訴訟法

第239条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

(7) 住民基本台帳の閲覧等の制限

平成24年10月1日より、各市町村長が事務を行う住民基本台帳の閲覧等について、子ども虐待等の被害者の申出に基づき、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求は、各条項における要件を満たさない又は「不当な目的」(住民基本台帳法第12条第6項)があるものとして閲覧等が拒否できるようになった。なお、申出については、児童相談所長又は該当する子どもを監護する児童福祉施設の長、里親若しくはファミリーホーム事業者が代理することができる。

住民基本台帳法

(本人等の請求による住民票の写し等の交付)

第12条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える 市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し(第6条第 3項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあっては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。)又は住民票に記載をした事項に関する証明書(以下「住民票記載事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

(他省略)

6 市町村長は、第1項の規定による請求が不当な目的によることが明らかなときは、これを拒むことができる。

(他省略)



1. 関係機関との連携の必要性

子ども虐待対応においては、

- ① 家庭という密室性
- ② 家庭内の多様で複合的な問題(家族関係、経済問題、疾病等)の存在
- ③ 子ども自らが支援を求めることの困難性
- ④ 虐待者等の攻撃的な言動

などが支援する際の難しさをもたらしている。

子ども虐待対応では早期発見、迅速な初期対応だけでなく、発生予防から子どもの自立支援に至るまでの連続する支援が求められている。

(1) 関係機関との連携による切れ目のない支援

「子ども虐待に効果的に対応するには、単一の機関の働きでは限界があり、複数の機関が有機的に連携して取り組まなければならない。これを可能とするためには、顔と顔とがつながった関係機関相互のネットワークを構築しておく必要がある」と言われており、つながりを持った面としての支援が子ども虐待対応においては重要である。

児童相談所は、子ども虐待対応において他機関にはない行政措置権限を有する専門機関であるが、子どもや家庭が必要とする全ての場面における支援を提供することは不可能であり、切れ目のない支援をするためには関係機関の連携が不可欠である。

関係機関と連携した支援を行うためには、日ごろから各機関の役割や体制、特長等に関する相互理解、虐待問題に関する共通理解を図っておく必要があり、相互の理解を深めるために、児童相談所は関係機関に説明し、理解を得ることが必要である。

また、権限行使や法的対応をとる児童相談所は、一時的にでも保護者と対立関係になってしまう局面がある。そのため、ネットワークの中の適切な機関が保護者をサポートして、その後の支援に保護者が結びつくよう、関係機関において適切な役割分担をすることが大切である。

(2) 児童相談所の対応方針の的確性の向上

家族形態や価値観等が多様化する中で、子どもの安全を守り、最善の利益を図るために、親権やプライバシー等の個人の権利を侵害することとなる立入調査や職権による一時保護などの権限行使等の援助方針の決定にあたっては、児童相談所は社会的なコンセンサスに基づいているかどうかについても考慮し、合意を得るよう努めることが必要である。

児童相談所の対応方針に関して、関係機関、要保護児童対策地域協議会の同意や合意を得ることは、児童相談所の判断の妥当性を高めることになる。また、関係機関と意見や判断が分かれる場合には、児童相談所は意見を一致させるプロセス、あるいは合意を得るための説明のプロセスを自らの判断の的確性、説明能力を高めていくことにつなげる。

第5章 児童相談所と関係機関との連携

2. 関係機関との連携における基本的な留意点

児童相談所は日ごろより、各関係機関の機能や仕組み及び関連制度、地域の実情等について理解するとともに、児童相談所の機能、相談の仕組み等についての関係機関からの理解を得るようにする。

また、関係機関が子どもや保護者等に、児童相談所への相談を勧める場合は、あらかじめ児童相談所の機能・相談の流れ等への十分な説明を行い、保護者等の同意を得るように各機関に協力を依頼しておく。

① 各機関の機能や仕組みへの理解

子ども虐待問題に関する認識、特にリスク要因やアセスメント、各機関における初期対応等 の事項についても関係機関に周知を図っておくことが重要である。

また、関係機関の専門性や特長が十分発揮される体制整備となるよう努める。

② 情報共有・進行管理

ケースの進捗状況、支援内容の適否、問題点、課題等についての把握、分析、調整等をどの 機関が責任を持って行うかを常に明確にしておく。

子どもにとって最善の利益を図るための切れ目のない支援を提供するために、情報提供や、 会議の開催時期についても十分考慮する。子どもや家庭環境についての状況の変化が見込ま れる場合には、情報提供や会議を開催することを事前に決めておくことが重要である。

また、機関相互の連絡方法や、機関内部の連絡体制についても明確にしておく。

③ 要保護児童対策地域協議会の活用

個別支援会議・実務者会議等の活用を図る。会議においては、情報・認識の共有を図り、効果的な支援について、共通の方針のもとに役割分担を行う。また共有できない情報がある場合は、その理由を説明する。児童相談所の所管ケースに関する判断、その理由や根拠、方法、短期目標、長期目標を分かりやすく説明する。市町村の所管ケースにおいても同様の観点から助言を行う。

緊急事態や新たな情報伝達の際の連絡体制、不在時の連絡方法などを確認する。これらの連絡体制や連絡方法などが円滑に図れるよう、児童相談所内でも組織として確認し周知しておく。

④ 個人情報の取扱い

要保護児童対策地域協議会は構成員に守秘義務が課せられるが、児童相談所主催の個別支援 会議等では、個人情報の保護についての配慮が必要である。

また、調査や支援の各局面においても個人情報の保護や守秘義務について留意が必要であり、 各機関における個人情報の取扱いやケース対応時の個人情報の取扱いについて、共通理解を 得ておくことが重要である。

3. 関係機関との連携の実際

(1) 警察

ア 情報共有・連携体制の整備

警察と定期的に連絡会議を行う等、日ごろから、情報の共有や意見交換を図り、常に十分な連携を図る。子どもの一時保護、立入調査、臨検・捜索、接見禁止命令等の実施においては、相互に情報を交換し、適切な対応が行えるよう、事前に十分に協議をする。

また、警察との連携においては、何かあったときに突然に援助を依頼するのではなく、児童相談所が把握した虐待情報について、必要に応じて早い段階から対応方針等を警察と相談しておく。こうした連携に資するため、千葉県の児童相談所では、警察との協定により、一定の重篤度等の要件を満たすケースをすべて情報提供することとしている。

子どもの一時保護中や児童福祉施設入所中の強引な引取り等、保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、施設の所在地を管轄する警察と情報の共有や意見交換の機会を持つなど、円滑な協力関係を図る。

イ 個別事例における連携

警察から児童通告のあった事案については、虐待以外を理由とする通告も含め、通告後の対応においても連携をより円滑にし、子どもの安全確保に万全を期するため、通告元警察署あて定期的な情報提供をする。

警察からの虐待通告は、一般に緊急性が高い場合が多いので、迅速かつ柔軟に対応する。 虐待による身柄付通告事案は、援助方針が決定した時点で速やかに、子どもの保護者の居住 地を管轄する警察署に通知する。特に、虐待による身柄付き通告事案で一時保護解除を決定 した場合は、所轄警察署へ口頭で連絡するとともに、一時保護解除後 1 週間以内に、援助結 果 (様式 36 書式編 P59) を通知する。管外からケース移管された場合は、子どもの保護者 の居住地を管轄する警察署に通知する。

ウ 援助依頼

子どもの安全確認、立入調査、一時保護等に際し、保護者等から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に子どもが虐待されているおそれがある場合など、児童相談所職員だけでは職務執行をすることが困難なことが予想される場合には、警察署長に対し援助依頼を行う。援助依頼は緊急の場合を除き事前に文書で行う。警察官は、児童相談所の職務執行が円滑に実施できるように、必要に応じて、警察法、警察官職務執行法等による任務と権限に基づいて必要な措置を取る。

なお、立入調査等は児童相談所が警察から十分な理解と協力を得つつ、児童相談所がその 専門的知識に基づいて、主体的に実施するものである。

工 告訴·告発

身体的虐待は「傷害罪」、「暴行罪」等にあたり、職員に対する暴行、傷害、脅迫等は「暴行罪」、「傷害罪」、「脅迫罪」にあたる。立入調査の拒否や妨害についても罰則が規定されており、子どもの最善の利益の観点から告訴、告発が必要な場合は躊躇なく行うべきものである。性的

虐待は、「強制性交罪」、「強制わいせつ罪」、「児童福祉法違反(淫行させる行為)」等に加えて、平成28年7月の刑法改正により、「監護者性交罪」、「監護者強制わいせつ罪」等が新設され、非親告罪となり、男児の被害も強制性交の対象となるなど、家庭内での性暴力被害の特殊性をも踏まえた改正がなされている。

(2) 健康福祉センター(保健所)

健康福祉センター(保健所)は、地域保健法第5条第1項の規定による保健所である。町村を 所管する6センターは、社会福祉法第14条第1項に規定する「福祉に関する事務所」でもあり、 虐待通告の受理機関となっている。運用としてはいずれのセンターにおいても子ども虐待相談や 子ども・家庭に関するさまざまな相談に応じるほか、配偶者暴力相談支援センターとしてDV相談 にも対応している。健康福祉センターが虐待通告を受理した場合、市町村や児童相談所とも連携 し、適切に対応することが求められる。

また、健康福祉センター(保健所)は、広域的かつ専門的な保健サービスを提供するとともに、 管内市町村を含む地域の健康課題を明確化し、解決に向けた活動を推進することとされており、 そうした立場から、地域の医療機関・管内市町村等との広域連携に重要な役割を果たしている。

児童相談所はセンターの機能が十分活用されるよう日ごろから連携を図ることが重要である。

精神疾患等精神科医療や精神保健福祉的援助が必要な、子ども又は保護者への支援では、市町村精神保健福祉担当課、健康福祉センター、精神保健福祉センターの保健師、精神保健福祉相談員等との連携が必要である。

虐待をしている保護者等の精神医学的評価や治療が必要になる場合は、原則として保護者等の同意を得た上で主治医と連携し、子どもにとっての危険性を十分説明し、必要な場合は、主治医より保護者等に養育が不可能であることを伝えてもらうことを依頼する。

特に、精神疾患の保護者の主治医には、ケースに対する理解を求め、家族全体のアセスメント と援助方針を共有することが重要である。

(3) DV 事例における連携

DV のある家庭に子どもが同居する場合には、子どもが直接的な暴力を受けていなくても、暴力を目撃したことにより受けた、子どもの心理的外傷に対し、児童福祉の専門的知見を活用した適切な対応が必要である。また、DV 関係の「支配ー被支配」の関係は、正常な子育てを著しく阻害する要因であることに留意する。

日ごろから、児童相談所は女性サポートセンターや健康福祉センター等と連携し、DV 被害者支援のための法制度や相談機関等についての理解に努めるとともに、DV 被害者対応機関等は子ども虐待問題に関する理解を深める必要がある。特に、転居による支援の中断や、支援者が関知しない間に加害者である配偶者との同居が再開され子どもの安全が脅かされることがあるので留意する。

DV が問題とされる場合、子どもの安全が二の次になってしまうことがある。関係機関は、子どもの安全が確保されるようアセスメントの共有と十分な連携を図る。

また、子どもやDV被害者に関する情報の取扱いに関しては、DV被害者の置かれている状況を踏まえて十分注意を払う必要がある。

第5章 児童相談所と関係機関との連携

参考 DV の例

- ① 身体的暴力:なぐる、ける、つねる、物を投げつける、刃物でおどす など
- ② 精神的暴力:何を言っても無視する、大声でどなる、「誰のおかげで生活できているんだ」「かいしょうなし」などと言う、実家や友人と付き合うのを制限する、実家や家族の悪口を言う、スマホや SNS を細かくチェックする、人の前でバカにする、命令するような口調でものを言う、行動を監視する、自分の家族に危害を加えると言っておどす、壁や物を壊して威圧感を出す など
- ③ 経済的圧迫:生活費を十分に渡さない、外で働くのを妨害する、貯金を勝手に使う など
- ④ 性的暴力:性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する、見たくないのにアダルトビデオや成人 雑誌を見せる

参考 DV 加害者・被害者の特徴

- ・加害者:加害者に決まったタイプはなく、年齢・学歴・職種・年収などに関係がないと言われる。家庭の外では温和で人当たりがよく、社会的信用もある人であることも珍しくない。被害者が逃げようとすると、暴力がひどくなる傾向がある。
- ・被害者:被害者は精神的に傷つき、無力感や絶望感を感じていることが、しばしばあり、自己肯定感が低い場合も多い。加害者から逃げる気力が持てず、逃げだしたらもっとひどい目にあうかもしれない、といった恐怖感を抱えている場合もある。また、逃げることはこれまで築いてきた人間関係や生活から離れなければならず、経済的な問題や子どもの心配からなかなか決心がつかないと言われる。

参考 DV のサイクル

常に身体的暴力をふるう加害者もいるが、身体的暴力の後に謝罪したり優しく振る舞う加害者も多い。 DV では、「爆発期:感情のコントロールができず激しい暴力が起こる」→「ハネムーン期:優しくなり、もう暴力は振るわないと謝罪する」→「緊張期:緊張が高まり、軽い暴力が始まる」→「爆発期」という、レノア・ウォーカーによる DV サイクルが知られている。一旦、この DV サイクルに組み込まれてしまうと、被害者は、外部から何らかの介入が行われなければ、サイクルから脱することは困難と言われている。

ア 子ども虐待対応部門と DV 対応部門の相互連携

令和元年の児童虐待防止法改正では、児童虐待防止のために連携を強化すべき関係機関として、地方公共団体、市町村、児童相談所、福祉事務所、学校、医療機関と並んで、配偶者暴力相談支援センターが例示された(児童虐待防止法第4条第1項)。また、児童虐待の早期発見努力義務がある団体として、都道府県警察、教育委員会と並んで、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターが追記された(児童虐待防止法第5条第1項)。さらに、令和元年改正の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下、「DV 防止法」という。)においては、配偶者暴力相談支援センターが連携協力する関係機関として、新たに児童相談所が追加された(DV 防止法第9条)。

こうした流れを受けて、市町村の要保護児童対策地域協議会においても、配偶者暴力相談支援センターや婦人相談員等の積極的な参画が求められている(令和元年8月1日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知「要保護児童対策地域協議会構成員への参画について(依頼)」を参照)。なお、千葉県においては、女性サポートセンター、男女共同参画センター、各健康福祉センターが配偶者暴力相談支援センターとしての機能を担っている。千葉市・市川市・野田市・船橋市には、市による配偶者暴力相談支援センターが設置されているほか、県内全市町村にDV対応部門がある。

DV 被害者支援の枠組においては、DV 被害者自身が支援を求めない限りは DV 相談につなげることが難しい。このため、児童虐待対応部門において新たに DV 被害と思われる状況を発見した場合は、まず、被害者に DV 例の教示や DV 相談機関への相談等を勧奨し、適切な意思決定を行えるように配慮する必要がある。なお、DV 被害者及び子どもの安全確保のため、DV 例の教示や相談勧奨等を行う際は、情報の管理に十分留意する必要がある(一般的な留意事項等を事前に配偶者暴力相談支援センター等に確認しておく必要がある)。その上で、被害者が支援を希望しない場合は、緊急時には躊躇なく警察に通報し DV 防止法による一時保護を求めること等を伝えておき、被害者が支援を希望する場合には、市町村の DV 対応部門や県の配偶者暴力相談支援センターの支援につなぐ対応をとることが必要である。

イ 被害者の困難さの複合的な要因への対処

DV のある家庭には、DV のほかにも、子どもへの身体的・性的虐待あるいはネグレクト、生活困窮や障害等、さまざまな困難を複合的に抱えるケースがみられる。市町村の子ども虐待対応部門や児童相談所の関わりの中で、こうしたケースに対応する場合には、父母間の支配-被支配関係など家族の全体性を的確にとらえ、複合的に絡まり合う要因を解きほぐしながら、いかにして子どもへの虐待に至るメカニズムが生じたのかについて、丁寧にアセスメントしていく姿勢が必要である。また、ケースワークにおいて、市町村のDV 対応部門等をはじめ、子育て支援部門や障害福祉部門、生活困窮者支援部門など他に必要な支援機関との橋渡し役になる姿勢も必要である。なお、家庭内においてDVの問題がある状況に晒されていること自体が、子どもに対する心理的虐待でもあることは、ここでも改めて指摘しておくこととする(児童虐待防止法第2条第4号参照)。子どもの身体的な安全が確保されるだけではなく、安心感をもって健全に育つことが保障される環境を整えることも、子ども虐待対応職員の責務であると心得るべきである。

ウ DV 防止法による一時保護

DV 防止法による DV 被害者及び同伴家族の一時保護には、職権保護の規定は無く、危険性・緊急性があり DV 被害女性本人が希望する場合に行われる。一時保護は、市町村の DV 対応部門や配偶者暴力相談支援センターだけではなく、生活保護などを扱う福祉事務所、警察、児童相談所等からの連絡が契機となる場合がある。いずれの場合でも、関係機関が加害者からの追及等も考慮し相互に速やかに連絡を取るなど、連携を図ることが必要である。

なお、DV 被害者及び同伴家族の一時保護に至らない場合であっても、市町村子ども虐待対応 部門や児童相談所は、市町村 DV 対応部門や配偶者暴力相談支援センター、市町村子育て支援部 門等と連携し、子どもの安全の視点から子どもに関する情報や父母間の支配-被支配関係等につ いての情報共有に努める。子どもの緊急的な安全確保が必要な場面では、警察や児童相談所を 中心に子どもについて介入的な動きがとれるよう、より緊密な連携を図ることが必要である。 また、繰り返しとなるが、DV 被害者本人が一時保護等を希望しない場合は、緊急時には躊躇な く警察に通報しDV 防止法による一時保護を求めること等を必ず伝えておく。

参考 県の DV 相談機関

- ・女性サポートセンター[女性専用] 043-206-8002(24時間365日)
- ・各健康福祉センター≪県内13か所≫(平日9時~17時)
- ・男女共同参画センター[女性のための総合相談] 04-7140-8605(火~日9時30分~16時) [男性のための総合相談] 043-308-3421(火・水16時~20時)

(4)障害児への虐待事案における連携

保護者による(18歳未満の)障害児に対する虐待については、障害者虐待防止法ではなく、児童虐待防止法による救済が図られることになる。ただし、保護者への支援に関しては障害者虐待防止法も適用することから、障害児を虐待した保護者への支援にあたっては、例えば障害福祉サービスの利用を検討するなど、市町村の障害福祉担当部局と連携した対応を考える。

子ども虐待事案として対応していたものの、虐待が解消されないまま子どもが 18 歳に達したケースでは、障害者虐待防止法に基づく措置が必要になることから、日ごろから市町村の担当部局と連携を図り、引継ぎの体制を整備しておくことが必要である。

(5) その他の機関との連携

ア 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員、主任児童委員は家庭に最も近い存在であり、子どもや家庭の見守り や、身近な相談者等として重要な役割を果たすことが期待される。

市町村児童虐待相談担当部署との連絡を密にし、家庭の周辺や子どもの状況の現認、保護者の相談相手、福祉の手続きの支援など、依頼する内容と報告の時期や方法について、具体的に協力依頼する。援助を依頼するときには、個別支援会議などへの出席を依頼する。

子育て支援が必要なケースで、児童委員等と保護者の関係づくりができる場合は、日々の 子育て支援を依頼する。依頼は、児童相談所から直接、又は市町村を通じて行う。

イ 中核地域生活支援センター

県では、社会福祉法人等に委託し、県内 13 か所の健康福祉センターの所管区域ごとに、「中核地域生活支援センター」を設置している。中核地域生活支援センターは、福祉の総合相談、権利擁護、福祉サービスなどを 24 時間、365 日体制で行っている。

また、中核地域生活支援センターは、福祉サービスや地域のネットワークのコーディネートの機能も有しており、子ども虐待の発生予防から、早期発見・対応、支援まで様々な役割を担うことが期待される。そのため、要保護児童対策地域協議会などを活用し、日ごろから、子ども虐待問題に対する認識や情報を共有し、連携して支援にあたる体制の整備を図る。

ウ 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターは、相談援助に関するノウハウを活用して地域住民に密着したきめ 細かな相談援助を行う機関である。センターがある地域を管轄する児童相談所はセンターが 地域のニーズに応じた支援を展開できるよう日ごろから密接な連携を図っておくことが必要 である。

エ 民間団体との連携

多様な支援を行うためには、民間団体とも積極的に連携を図る必要がある。民間団体との連携にあたっては、団体から市町村・児童相談所へ通告や紹介をする際は相談者本人の同意を得るように、市町村・児童相談所から依頼することが原則ではあるが、子どもの安全確保等に必要な場合には本人の同意を得ることができなくとも、積極的に連携を図る必要がある。

それぞれの機関の利点や限界を補完し、援助の実効性、一貫性を確保し、一体的な援助活動ができるようにするため、援助方針や援助内容等について、個人情報の保護に留意しつつ、情報・意見交換を行うことが重要である。そのためにも、積極的に要保護児童対策地域協議会などの活用を図るものとする。

~~用語の説明~~

ケースマネジメント

ケースマネジメントとは、複数の機関が長期にわたって連携しながら援助を行う場合、常に最善の援助体制が確保されるようケースの進捗状況を客観的に把握し、必要に応じて援助の実施体制や援助方法などについて調整(コーディネート)をおこなう活動である。子ども虐待においては複数の解決すべき問題を抱えているケースが多く、長期に援助を展開する必要があることから、このケースマネジメントの手法が適するケースが多い。

ケースマネジメントは、以下のプロセスを遂行しながら子どもや家族を支援していくことであり、このプロセスを 管理していくのがケースマネージャーである。ケースマネージャーには、単一の機関とは限らずチームがなる場合もある。児童相談所や市町村担当部署あるいは要保護児童対策地域協議会などが想定される。

インテーク

利用者との最初の出会いで、心理的サポートをしながら主訴を聴き、利用者の問題の理解や必要最低限の情報を収集し、今後の方針の見極めを行い、次の段階へすすめる大切な入り口である。

アセスメント

アセスメントは子どもや家庭に関する状況把握や情報収集した結果に基づき、虐待の事実、家族が抱える問題、家族の持つリスク要因、プラス要因などを明らかにして、問題解決のための課題や活用できる社会資源を考えて支援計画へと導く一連のプロセス全体のことである。

多面的な情報の収集 情報の分析・統合 計画段階へのステップ



~~明確にすべきこと~~ 家庭が抱えている解決したい課題 虐待の事実、家族機能 家庭の持つリスク要因・プラス要因 活用できる親族、知人、社会資源

アセスメントツール

アセスメントに必要な情報は、広範囲なものになり、特に虐待の要因が重なり合っていたり、支援経過の長かったりするケースでは膨大な量となる。情報や課題を整理し支援計画を考えるために各種アセスメントツールとしてジェノグラムやエコマップ、各種アセスメントシート(各種の整理票)をアセスメントの補助手段として活用する。また援助方針・内容の見直しや関係機関との情報共有の際にも役立てることができる。

リスクアセスメントシート

とくにリスクの評価により、子どもの保護の要否判断する際の補助とする客観的指標を用いたシート。必要な情報の漏れがないよう収集し、判断の誤りを防ぐことがねらいである。 また、支援の際の情報整理や課題抽出に用いて、支援計画の立案、方針の見直しや関係機関同士の認識の共有に役立てることができる。

支援計画

サービスのゴールを設定し、支援の内容や方針の計画を立てていく。支援の組合せ、どこの誰が、いつ、どれくらいの頻度でおこなうのか、具体的に計画する。

モニタリング

モニタリングとは支援が適切に、計画通りに行われているかを監視する作業である。それらが効果的であるかを支援提供者は支援しながら判断する必要がある。また、ケースマネージャーは各支援提供者や保護者、子どもに直接会うことや電話や会議により確認する。

